

中城村地域公共交通計画

〔素案〕

令和8年3月

目次

1. 計画の概要	1
1-1. 計画の目的	1
1-2. 計画の区域	1
1-3. 計画期間	2
1-4. 計画の位置づけ	2
2. 地域特性および地域公共交通の現状	3
2-1. 中城村の地域特性	3
2-1-1. 位置・地勢	3
2-1-2. 人口・世帯数等	4
2-1-3. 住民の移動特性	8
2-1-4. 観光の動向	14
2-2. 公共交通の現状	15
2-2-1. 高速バス・路線バスの概要	19
2-2-2. コミュニティバスの概要	25
2-2-3. 交通空白地域・交通不便地域	35
2-2-4. 乗り継ぎ利用の実態	38
2-2-5. その他	41
2-3. アンケート調査結果	49
2-3-1. 住民アンケート	49
2-3-2. 利用者アンケート	53
2-3-3. 民生委員アンケート	55
2-3-4. 小中高生アンケート	57
2-4. ワークショップ結果	63
3. 地域が目指す将来像と公共交通に求められる役割	65
3-1. 地域が目指す将来像	65
3-2. 関連分野における公共交通への期待	66
3-3. 公共交通に求められる役割	68
4. 中城村の公共交通のあり方	69
4-1. 地域公共交通の問題点と課題	69
4-2. 地域公共交通の基本方針	72
4-3. 目標の達成状況を評価するための指標	73
4-4. 公共交通の役割と地域公共交通確保維持事業の必要性	75
4-4-1. 中城村における公共交通の役割	75
4-4-2. 地域公共交通確保維持事業の必要性	76
4-4-3. 補助系統に係る事業および実施主体の概要	76
5. 取り組みの方向性と施策展開	77
5-1. 施策展開の方向性	77
6. 目標を達成するための施策	80
[方向性①] 既存公共交通の利便性の向上	80

[方向性②] 広域交通との連携強化	86
[方向性③] 多様な担い手による移動サービスの確保	91
7. 計画の推進・進捗管理	98
7-1. 施策展開のロードマップ	98
7-2. 計画の実施および進行管理の体制	99
7-3. PDCA サイクルに基づく進捗管理	100

1. 計画の概要

1-1. 計画の目的

中城村では、国道329号および県道29号が南北に走る一方、両道路間を結ぶ路線バスが乏しく、地形や土地利用の制約も重なって公共交通の空白が拡がり、学生や高齢者等の通学・通院・買い物といった日常の移動に不便が生じています。既存のコミュニティバス「護佐丸バス」は生活の足として一定の役割を果たしていますが、需要や移動特性に応じた運行の見直しや、新たな需要への対応が課題となっています。

さらに、全国的には事業者の高齢化や担い手不足の深刻化に加えて、自治体の財政負担の増加等により、公共交通を維持していくことは年々厳しさを増しています。中城村においても、日常生活における移動の安定的な確保と財政の健全性を両立させ、誰もが利用しやすい持続可能な公共交通ネットワークの実現が喫緊の課題です。

まちづくり等の関連分野と連携し、護佐丸バスをはじめとする公共交通の利便性の向上、広域交通との結節強化・乗り継ぎ改善、移動制約者への配慮を重視した取り組みを段階的に進めるため、地域公共交通のマスターplanとなる「中城村地域公共交通計画」を策定します。

1-2. 計画の区域

本計画は、中城村全域を対象とします。またコミュニティバスの運行区域として一部村外を対象とします。



図 1 計画の区域

資料：国土数値情報、@OpenStreetMap contributors

1-3. 計画期間

計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年とします。

計画期間内においても施策の進捗状況や目標の達成状況等を継続的に確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、計画の最終年度となる令和 12 年度には、計画期間全体における施策の進捗確認や効果検証を実施し、次期計画を策定します。

1-4. 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの最上位計画である「第 5 次中城村総合計画」に基づき、まちの将来都市構造を示す「中城村都市計画マスタープラン」等の関連計画と連携・整合を図りながら策定するものです。

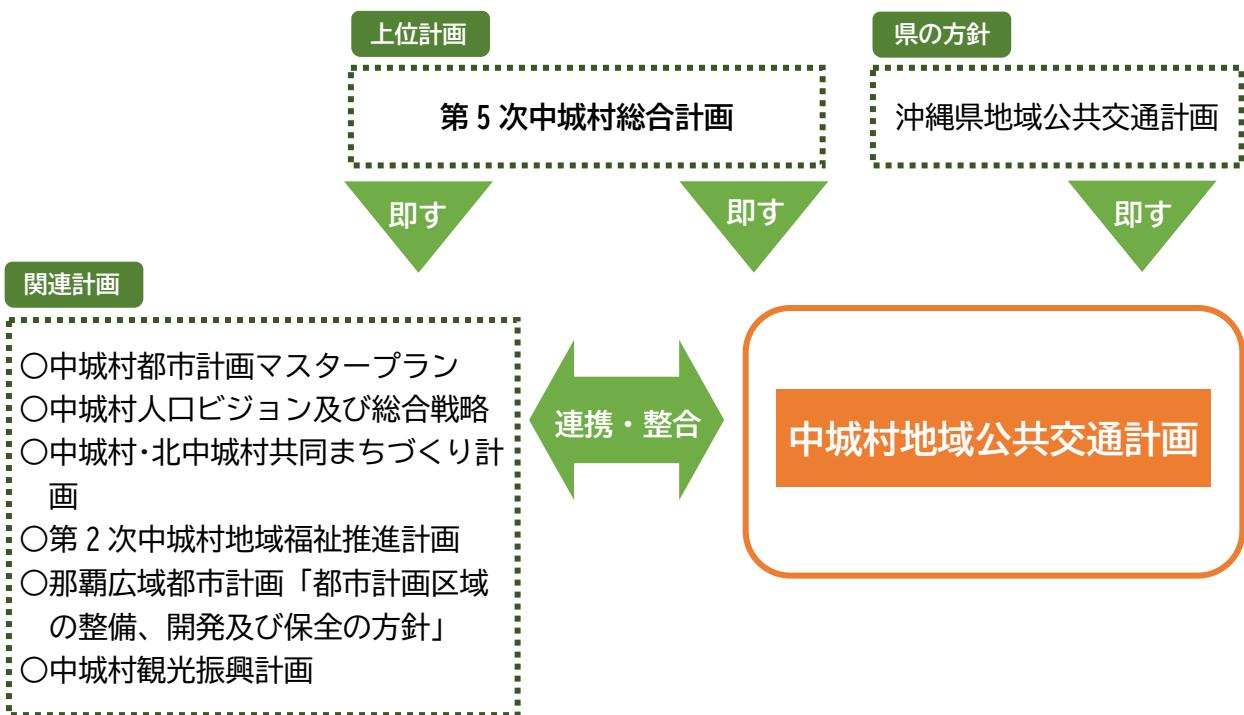


図 2 計画の位置づけ

2. 地域特性および地域公共交通の現状

2-1. 中城村の地域特性

2-1-1. 位置・地勢

中城村は、沖縄本島の中部に位置し、北中城村や宜野湾市、西原町に囲まれています。また、那覇市や沖縄市の中心市街地と約 10 km 圏内に位置しています。



図 3 中城村の位置

資料：国土数値情報

中城村の地形は、平坦部、斜面部、台地部の 3 つで構成されています。

海側から国道 329 号までが比較的平坦な地形であり、国道 329 号から西側に標高 120m 以上の斜面が連続しています。丘陵地は北側が台城岳、中央が上武当岳、南側が糸蒲山となっています。

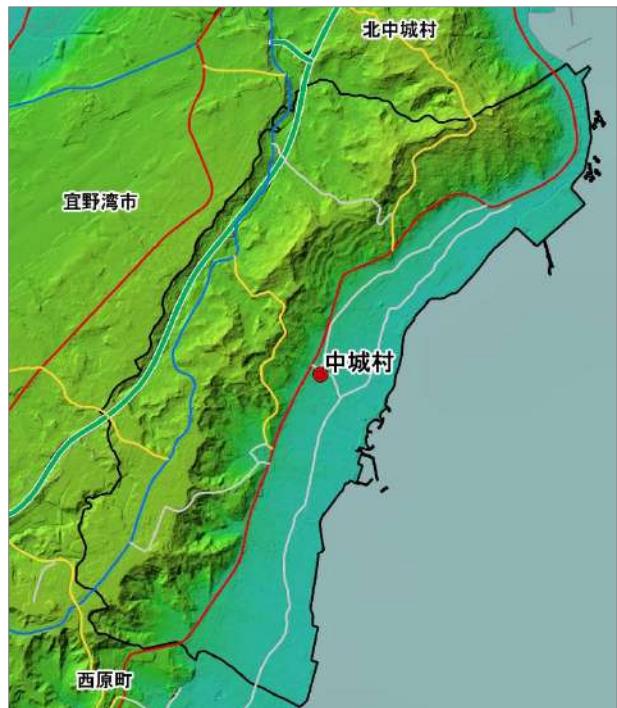
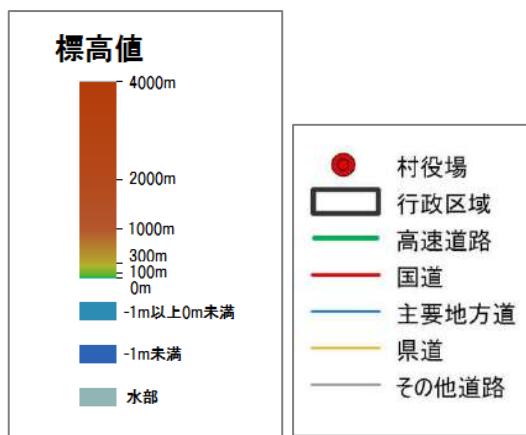


図 4 中城村の地勢

資料：国土数値情報、中城村資料、国土地理院 色別標高図（海域部は海上保安庁海洋情報部の資料を使用して作成）

2-1-2. 人口・世帯数等

(1) 人口分布および推移

中城村の総人口は平成 22 年の 17,680 人から、令和 2 年の 22,157 人と約 1.3 倍増加しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後も増加傾向が続く見込みです。年少人口（0～14 歳）の推移についても、増加傾向となっています。

一方で、高齢化率は上昇傾向にあり、令和 2 年の 18.6% から今後 30 年間で 29.8% まで上昇する予測となっています。

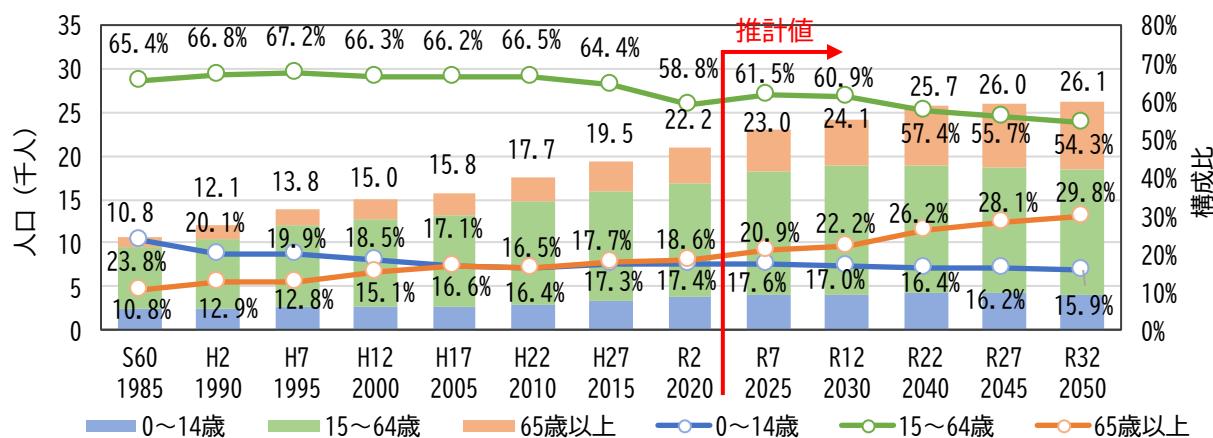


図 5 人口の推移と将来推計 資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

村内の人口分布を見ると、上地区南上原への人口集積が顕著となっていますが、国道 329 号沿線の中城モール付近、添石～屋宜の住宅地、奥間等でも比較的人口が集積している箇所が見られます。

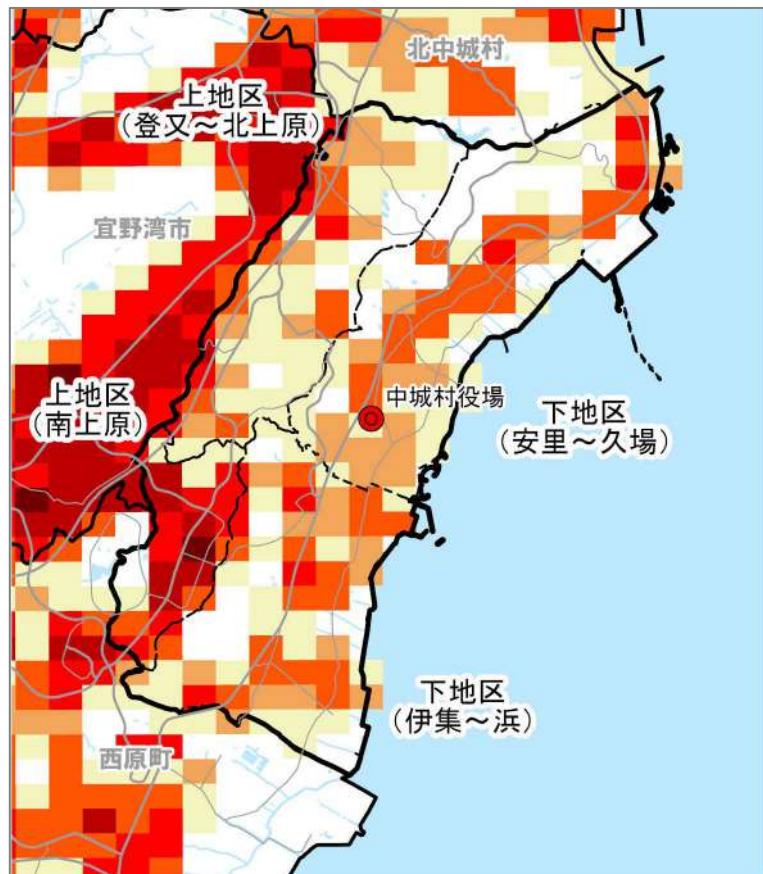
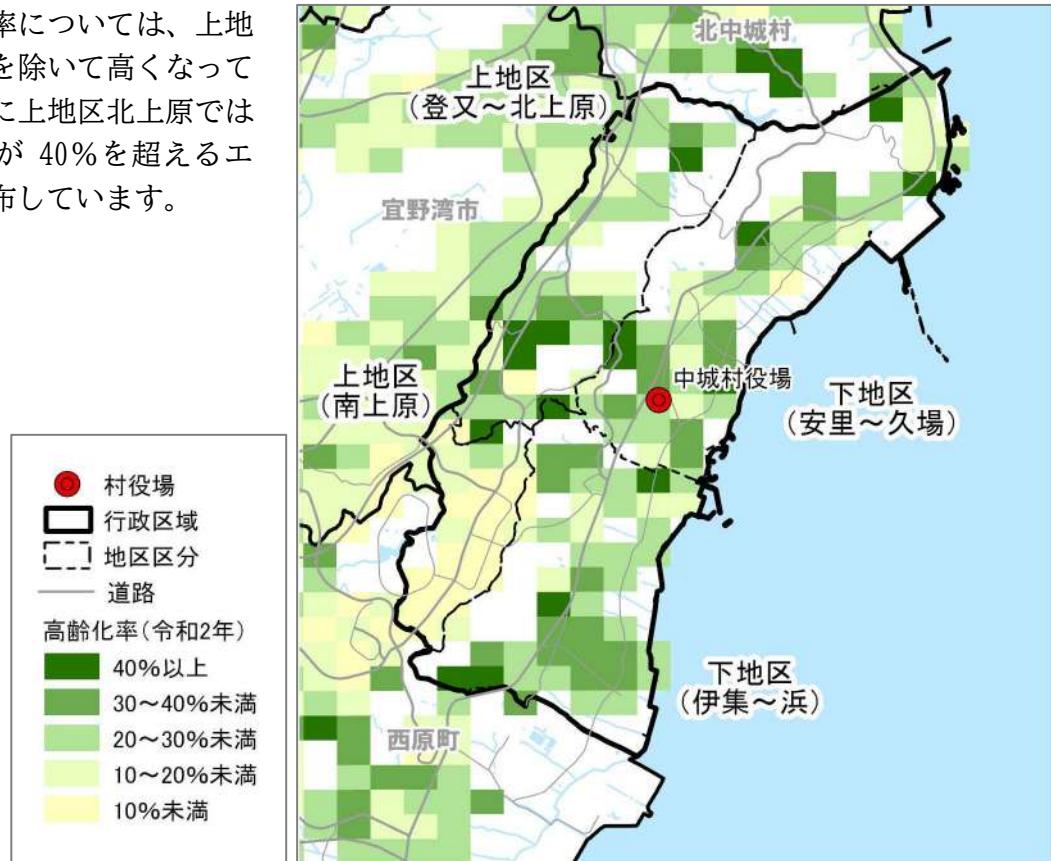


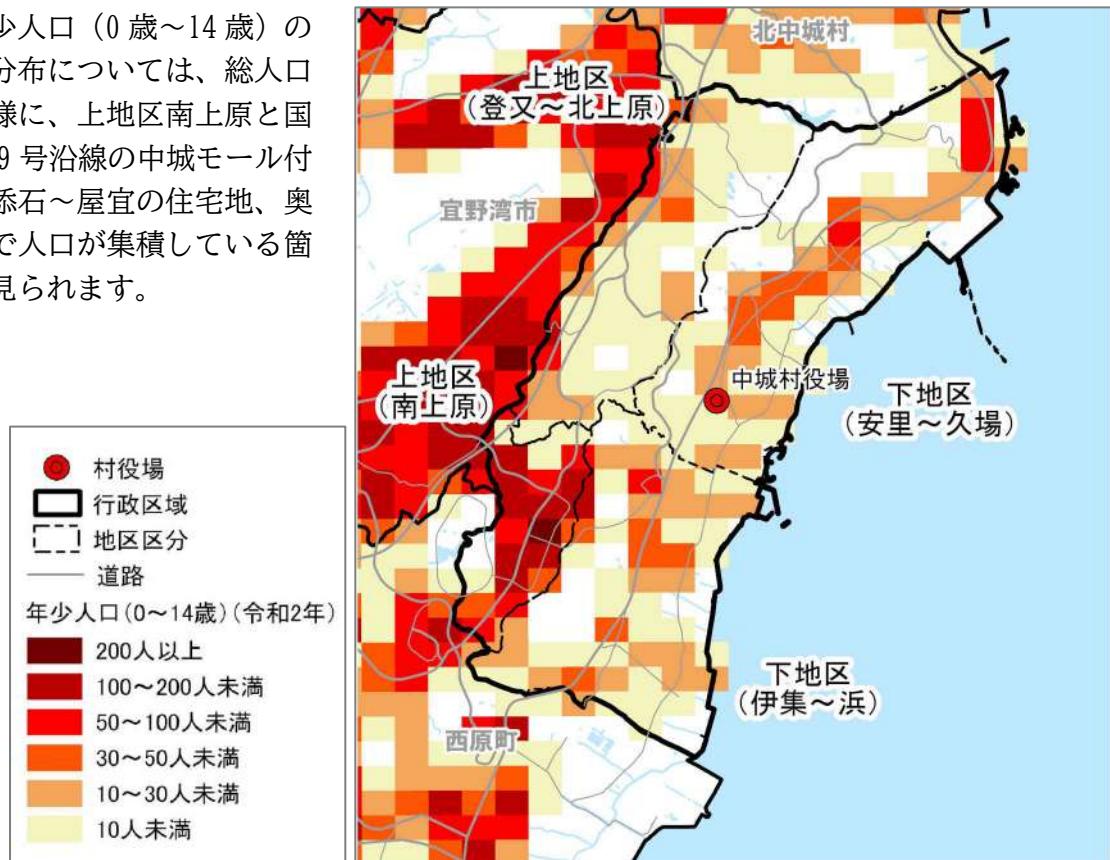
図 6 総人口の分布状況(250m メッシュ)

資料：国土数値情報、基盤地図情報、中城村資料、国勢調査（令和 2 年）

高齢化率については、上地区南上原を除いて高くなっています。特に上地区北上原では高齢化率が40%を超えるエリアが分布しています。



年少人口（0歳～14歳）の人口分布については、総人口と同様に、上地区南上原と国道329号沿線の中城モール付近、添石～屋宜の住宅地、奥間等で人口が集積している箇所が見られます。



(2) 地区別の状況

4地区のなかでは、下地区（伊集～浜）、下地区（安里～久場）、上地区（登又～北上原）の高齢化率は3割と高い一方で、上地区（南上原）の高齢化率は1割程度となっています。

年少人口の構成比について見ると、下地区（伊集～浜）、下地区（安里～久場）、上地区（登又～北上原）では1割程度と少なくなっていますが、上地区（南上原）では約2割と年少人口が多くなっています。

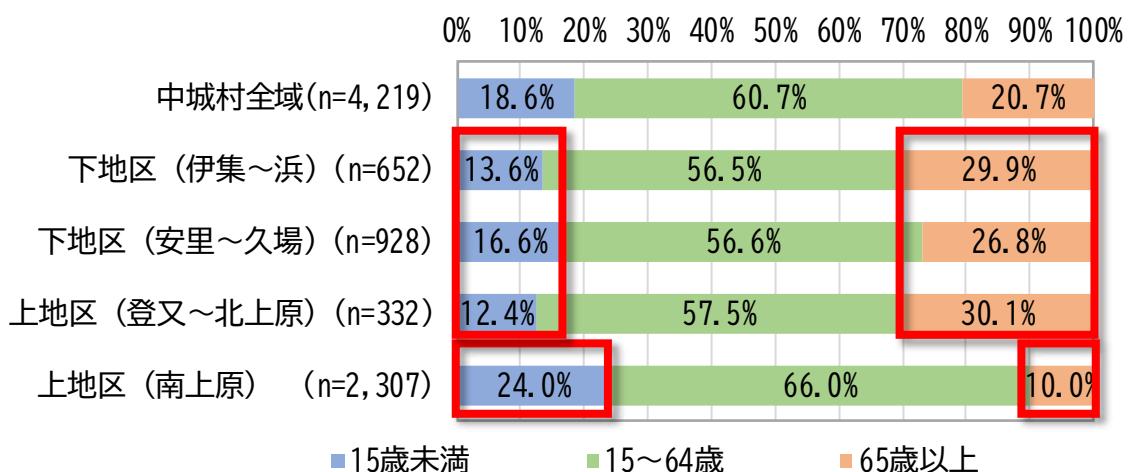


図 10 地区別の年代別人口の割合

資料：住民基本台帳（令和6年7月）

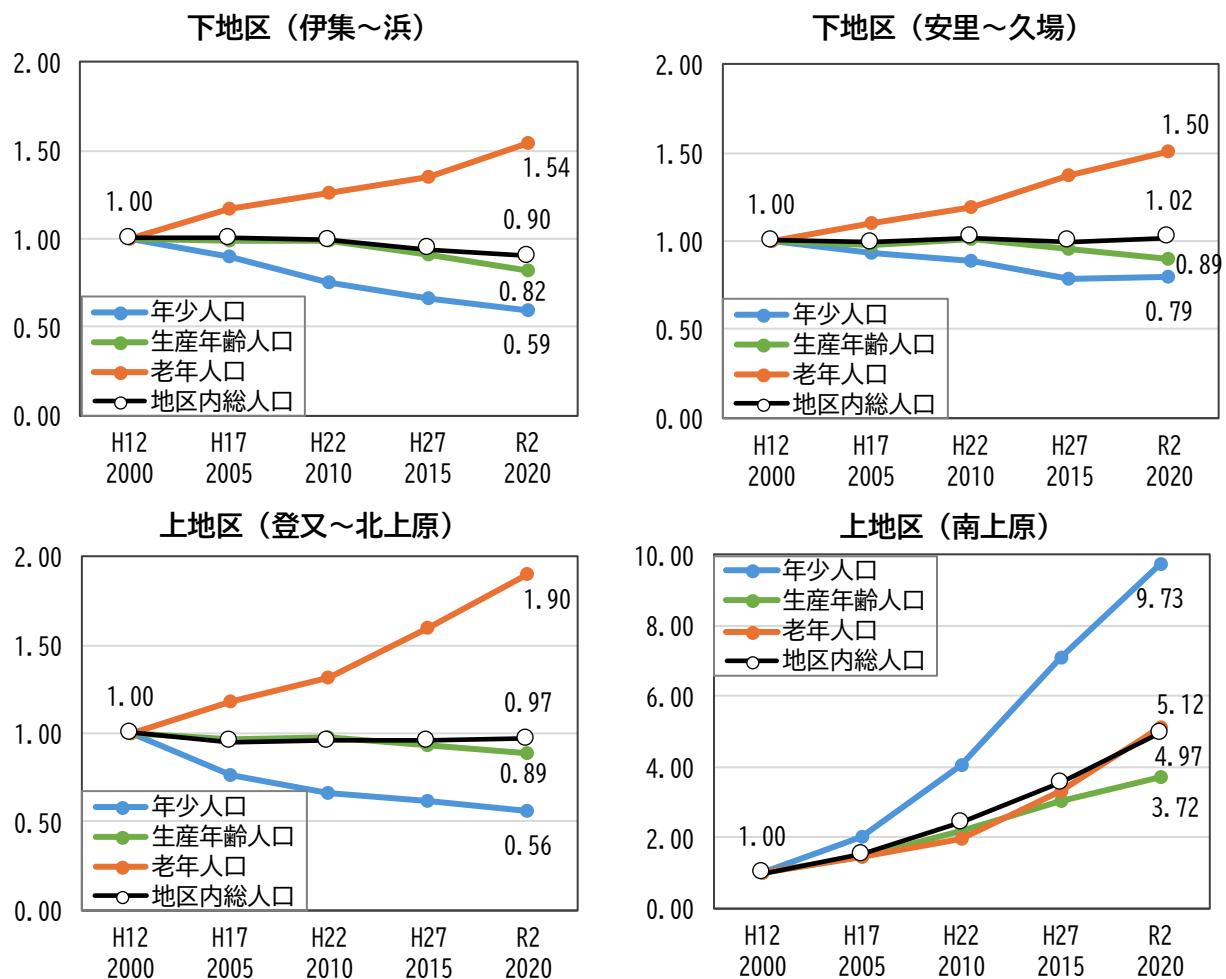


図 11 地区別の年代別人口の推移

資料：国勢調査

(3) 世帯数等

世帯数は増加が続いているが、世帯人員（1世帯あたりの平均世帯員数）については減少が続いている。令和2年の世帯人員は2.46人/世帯となっています。

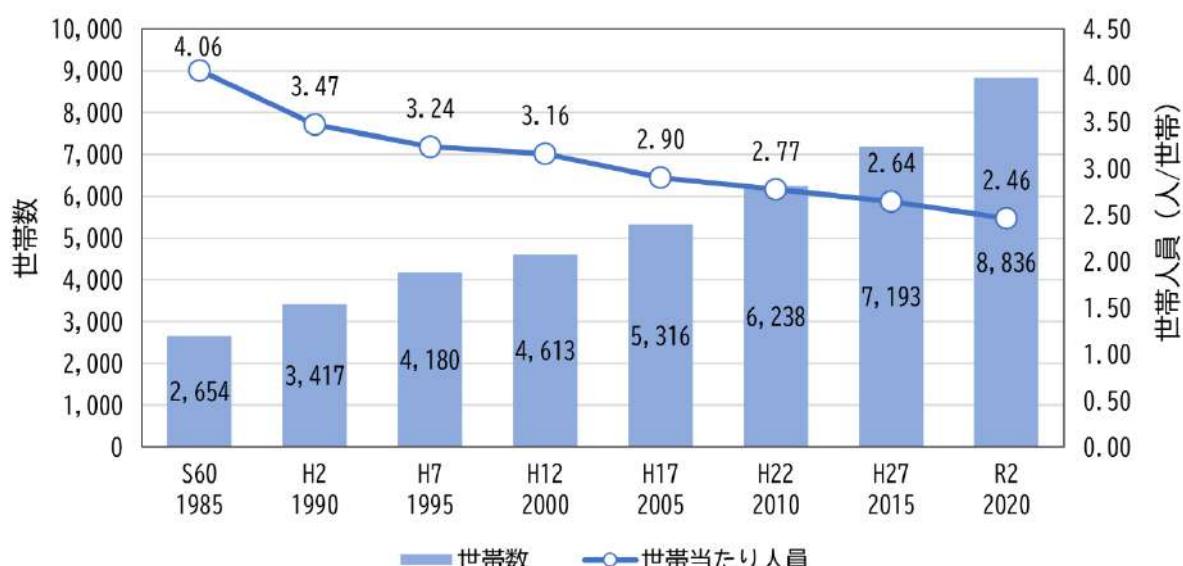


図 12 世帯数および世帯人員の推移

資料：国勢調査

2-1-3. 住民の移動特性

(1) 通勤・通学

1) 通勤流動

村内に常住する就業者（15歳以上）の約3割が村内で就業しており、村内から村外へ通勤する「流出」が、村外から村内へ通勤する「流入」を約1,900人上回る流出超過となっています。

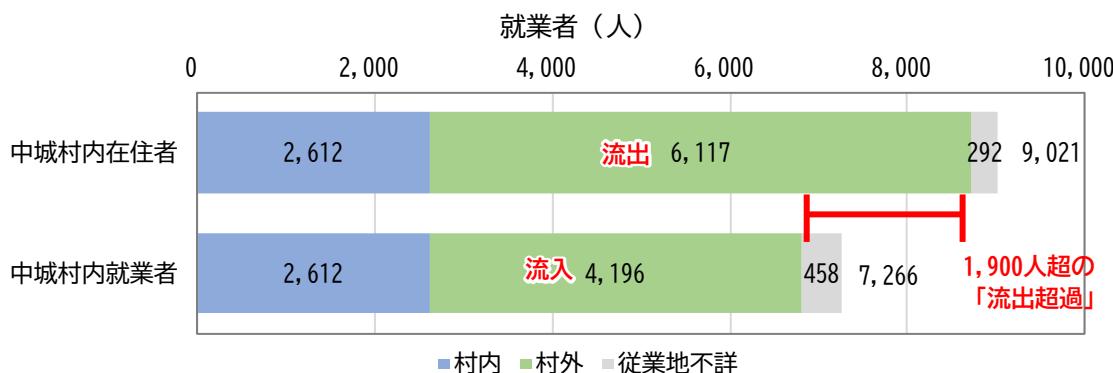


図 13 通勤による人口流動

※15歳以上就業者

資料：国勢調査（令和2年）

村内から村外への「流出先」、村外から村内への「流入元」とともに、宜野湾市、沖縄市、西原町、那覇市で約6割を占めます。

流出先としては、宜野湾市が最も多く、次いで、那覇市、西原町となっています。流入元としても宜野湾市が最も多く、次いで、沖縄市が多くなっています。

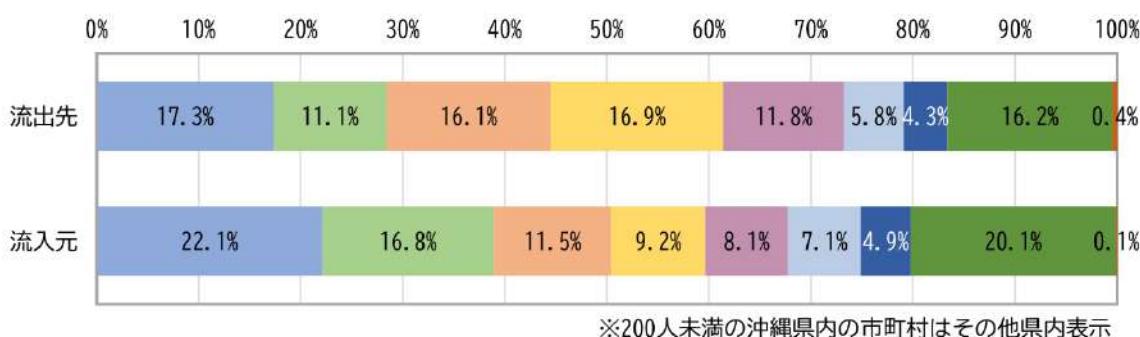


図 14 通勤による人口流動の内訳

※15歳以上就業者

※その他：従業市区町村「不詳・外国」を含まない

資料：国勢調査（令和2年）

2) 通学流動

村内に公立の高校がないこと等から、村内に常住する通学者（15歳以上）のうち約7割が村外へ通学しています。

また、村内への通学者は約2割となっており、村内から村外へ通学する「流出」が、村外から村内へ通学する「流入」を約700人上回る流出超過となっています。

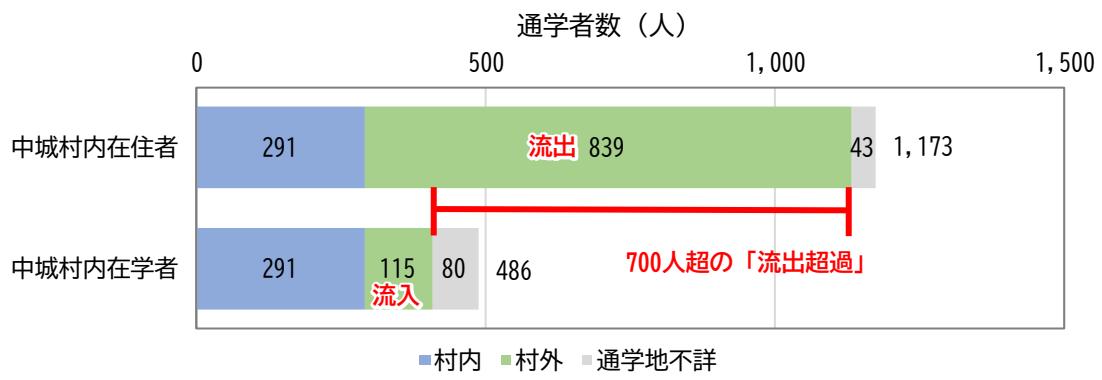


图 15 通学による人口流动

※15歳以上通学者

資料：国勢調査（令和2年）

流出先としては、宜野湾市、西原町が多く、約4割を占め、次いで、那覇市、沖縄市が多くなっています。流入元としては、那覇市が最も多く約28%であり、次いで、宜野湾市が多くなっています。

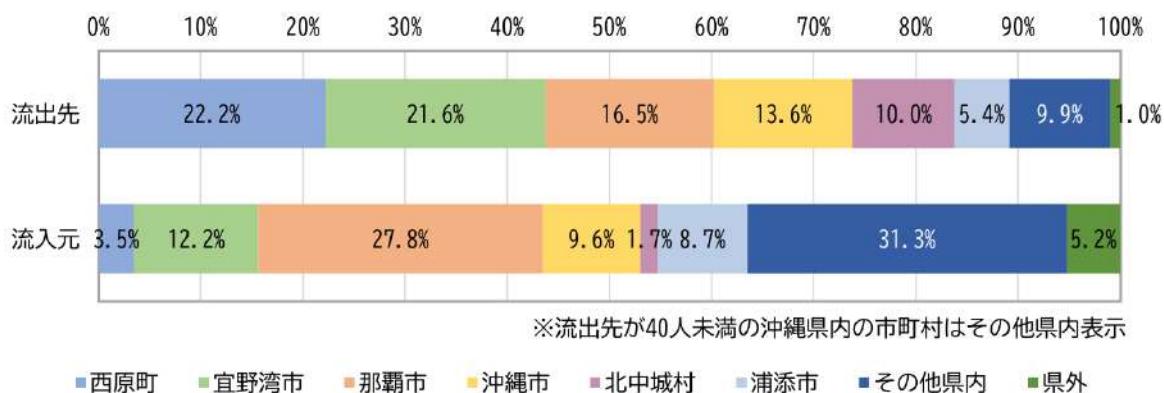


图 16 通学による人口流动の内訳

※15歳以上通学者

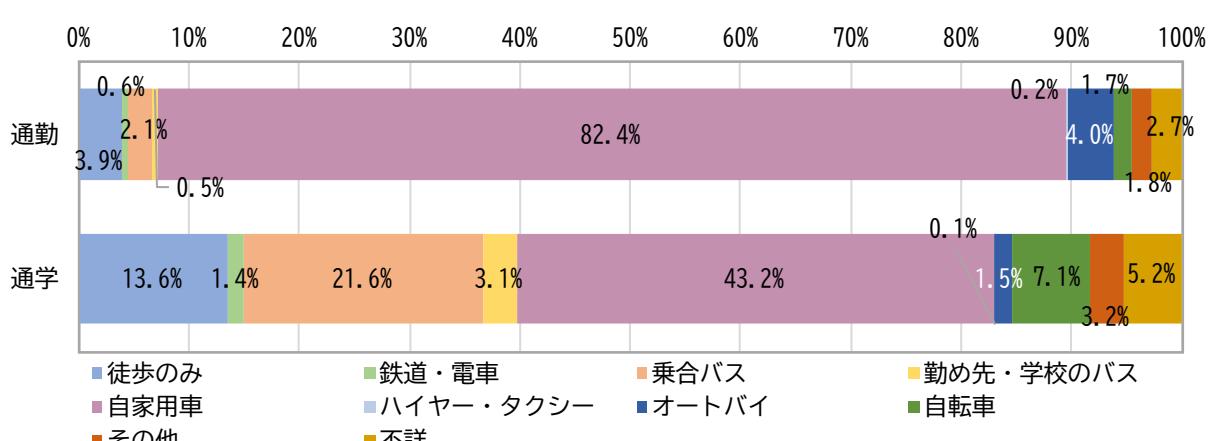
※その他：通学市区町村「不詳・外国」を含まない

資料：国勢調査（令和2年）

3) 通勤・通学時の利用交通手段

通勤時の移動手段では「自家用車」が圧倒的に多く、約8割と多数を占めています。

一方で、通学時の利用交通手段としては、「自家用車」が最も多く約43%を占めますが、「乗合バス」や「学校のバス」、「鉄道・電車」の公共交通があわせて約26%となっています。



資料：国勢調査（令和2年）

※以下は、本計画の検討にあたって令和6年10月に実施した住民対象としたアンケート調査の結果から整理しています。
住民アンケート調査の概要についてはp.42をご参照ください。

(2) 日々の買い物

「日々の買い物」では、上地区（南上原）への外出が目立ち、上地区（南上原）では地区内の外出が約9割を占めます。また、下地区（安里～久場）でも地区内での外出割合が約25%と比較的高くなっています。

下地区（伊集～浜）については、上地区（南上原）よりも西原町への外出割合が高くなっています。全体の約半数を占めます。

上地区（登又～北上原）と、下地区（安里～久場）では、宜野湾市への外出割合も比較的高くなっています。

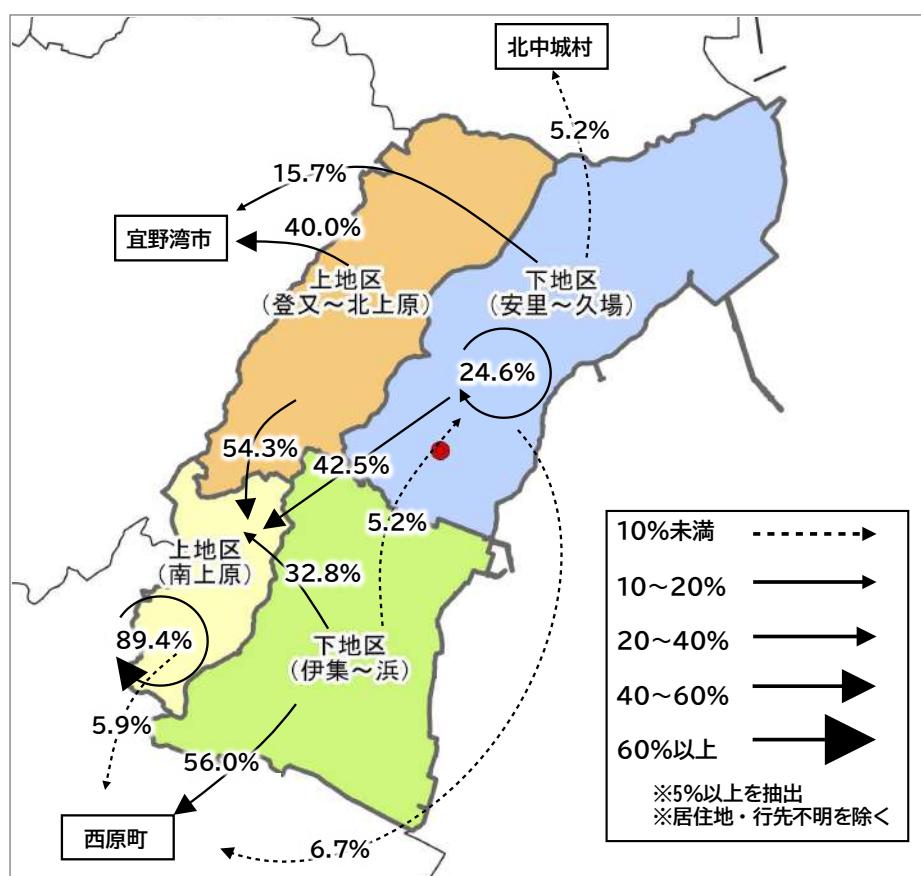


図 18 日々の買い物での外出先

資料：住民アンケート結果

なお、具体的な外出目的地としては、上地区（南上原）に位置するスーパーマーケットが多くなっています。「サンエーなかぐすく店」は全体の約40%を占めます。次いで、西原町、宜野湾市に位置するスーパーマーケットも多くなっています。

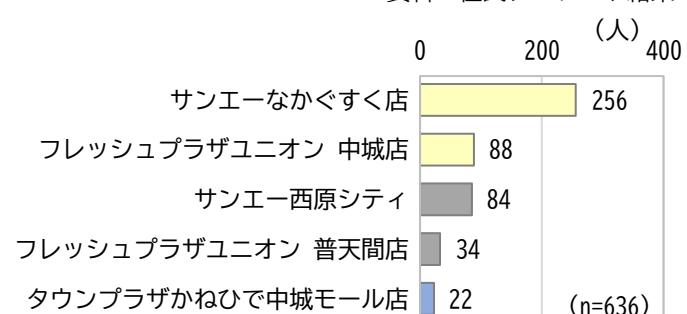


図 19 「日々の買い物」の外出目的地：上位 5 位

資料：住民アンケート結果

(3) 特別な買い物

「特別買い物」では、北中城村への外出割合が顕著に高く、特に上地区（登又～北上原）と下地区（安里～久場）では、半数近くを示しています。

下地区（伊集～浜）については、北中城よりも西原町への外出割合が高くなっています。全体の半数以上を占めます。

日常の買い物と比べて、浦添市や那覇市、うるま市など広域な移動が見られるのが特徴となっています。

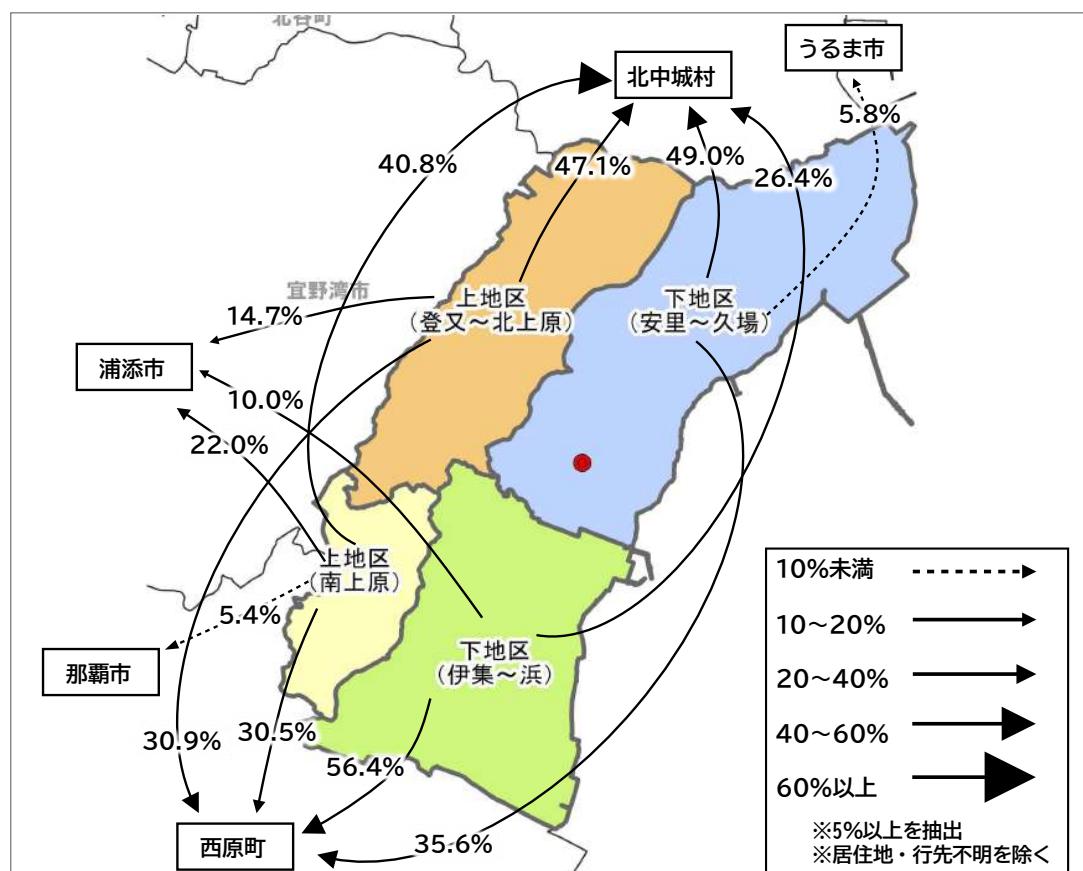


図 20 特別な買い物での外出先

資料：住民アンケート結果

なお、具体的な外出目的地としては、北中城村に位置する「イオンモール沖縄ライカム」が多くなっています。次いで、西原町に位置するショッピングモールも多くなっています。

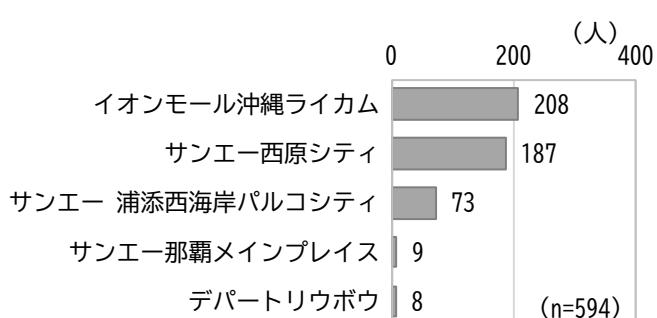


図 21 「特別な買い物」の外出目的地:上位 5 位

資料：住民アンケート結果

(4) 通院

「通院」では、上地区（登又～北上原）を除いて地区内での外出が見られ、下地区（安里～久場）と上地区（南上原）では、約3割と比較的高くなっています。

地区外への外出に関しては、いずれの地区でも西原町への外出割合が比較的高くなっていますが、上地区（登又～北上原）に関しては、宜野湾市への外出割合も約23%と高くなっています。

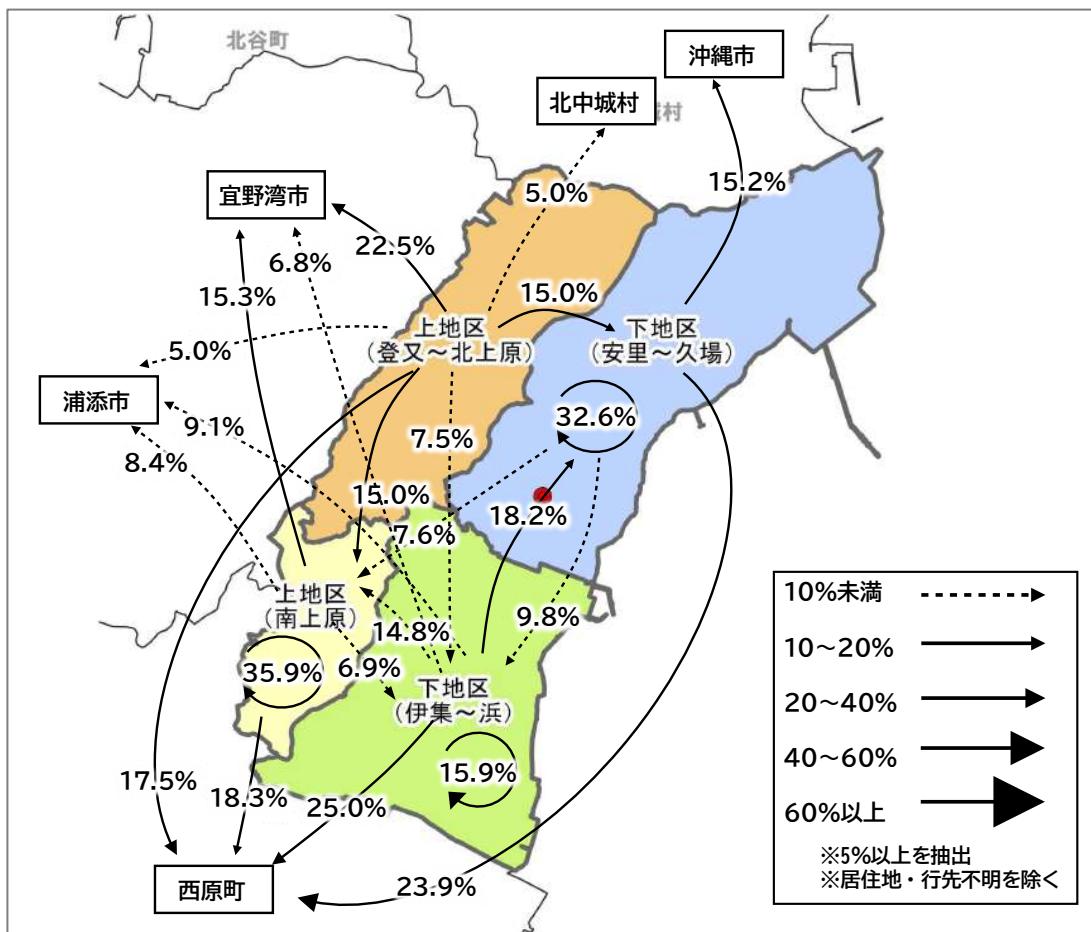
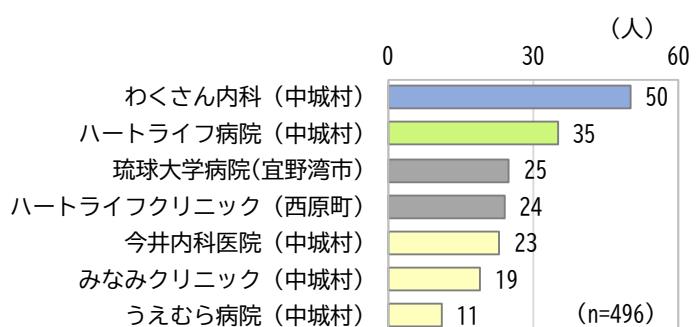


図 22 通院での外出先

資料：住民アンケート結果



なお、具体的な外出目的地としては、下地区（安里～久場）と上地区（南上原）に立地する病院・診療所が多く、次いで、下地区（伊集～浜）および西原町に立地する「ハートライフ病院」、「ハートライフクリニック」が多くなっています。

図 23 「通院」の外出目的地:回答数 10 件以上

資料：住民アンケート結果

※ 琉球大学病院については、調査時点（移転前）の住所（西原町）で集計を行った

(5) 運転免許保有状況

運転免許保有状況を見ると、全体としては、高齢者も含めて住民の約9割が運転免許を所有し、実際に運転しています。

男女別・年齢別の運転免許保有状況を見ると、30~70歳未満で9割以上が運転免許を保有しており、30~50歳未満の女性と50~59歳代の男性については100%の保有率となっています。

70歳代では、免許保有率に男女差が見られるものの、女性でも約76%が「運転免許保有し、実際に運転している」と回答しています。一方で、80歳以上では男女ともに約39%が「以前は自動車の運転免許を持っていたが、返納した」と回答しています。

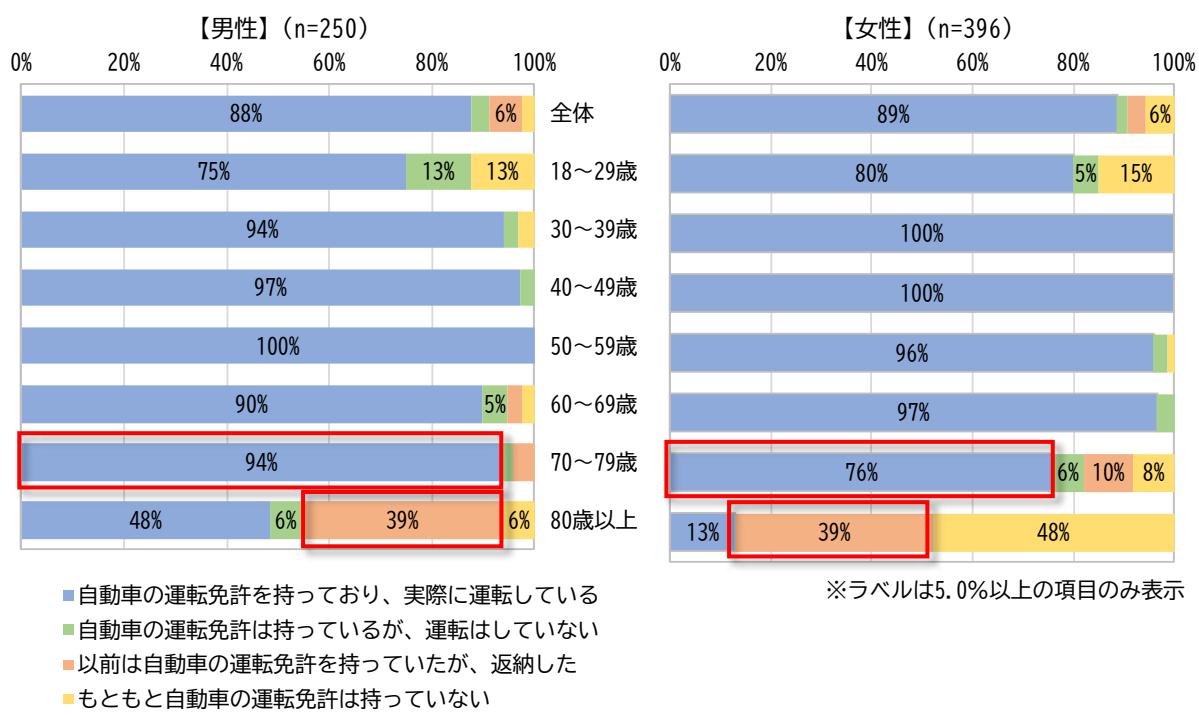


図 24 運転免許の保有状況

資料：住民アンケート結果

2-1-4. 観光の動向

世界遺産の「中城城跡」への来訪者を中心に、護佐丸まつりやプロジェクトマッピング等の中城城跡でのイベントや産業まつり等の村内でのイベントへの来訪が見られます。

中城城跡の来訪者数は、令和2・3年度は、コロナ禍で令和元年度の3分の1以下の入場者数となっていましたが、令和4年度以降回復傾向にあり、令和5年度の中城城跡への入場者数は約9万7,000人となっています。

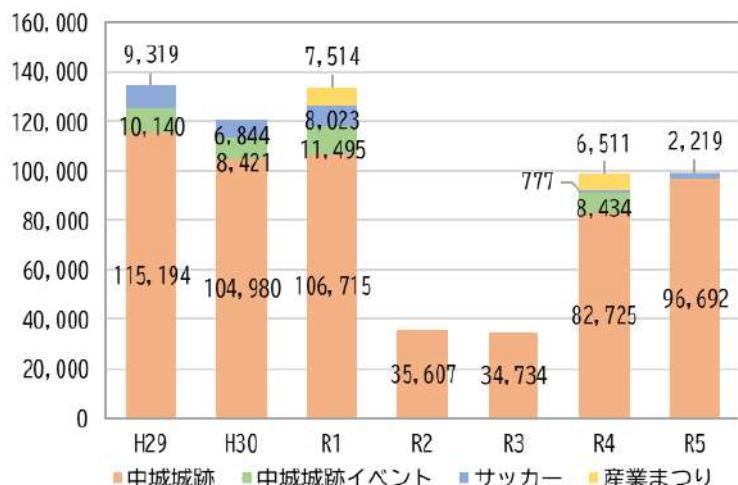


図 25 施設・イベント別の来訪者数の推移

資料：中城村資料

村内には、台地部を中心に中城城跡を始めとしたグスク関連の遺跡が立地しているほか、平地地区に歴史資料図書館やレジャーランドが立地しています。

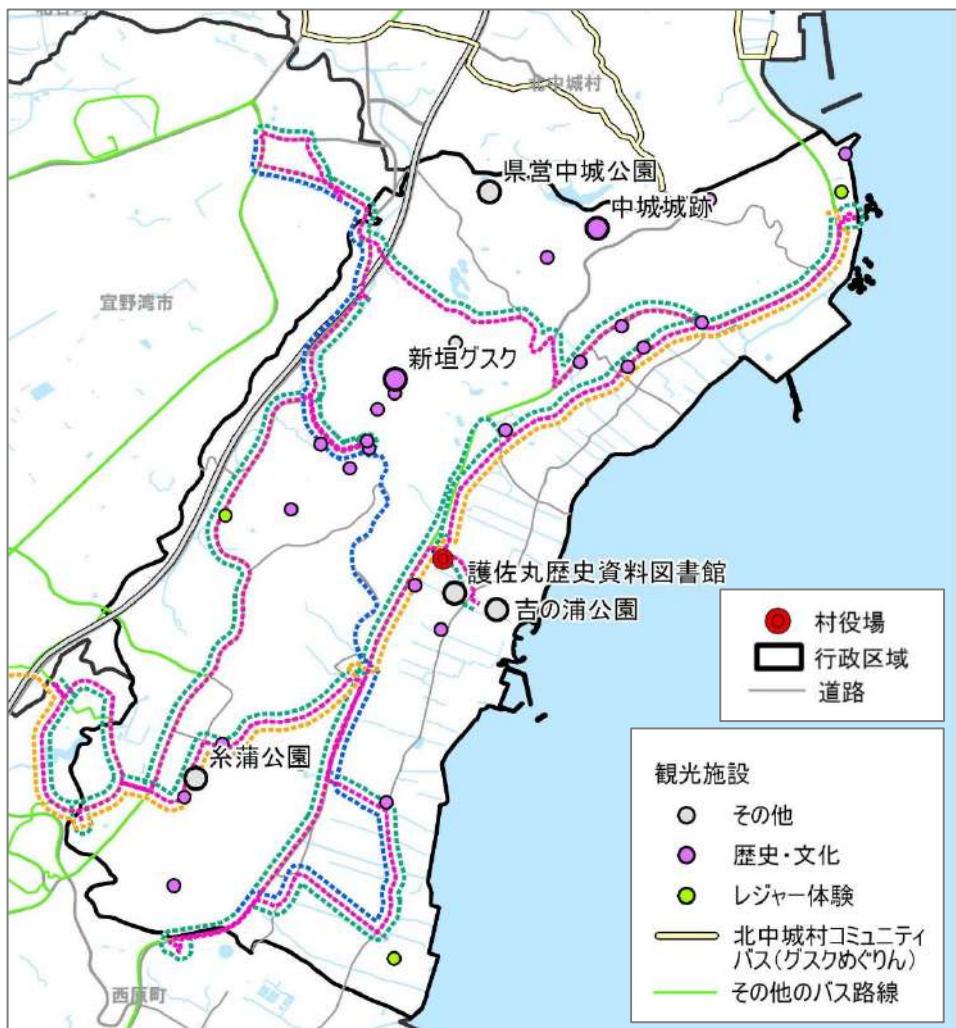


図 26 主要観光地等

資料：国土数値情報、基盤地図情報、中城村資料

2-2. 公共交通の現状

中城村内では、国道329号および上地区の琉球大学付近を路線バスが運行するほか、宜野湾市との市境付近に位置する沖縄自動車道を高速バスが運行しています。また、村内を一周する形でコミュニティバス「護佐丸バス」が運行しています。

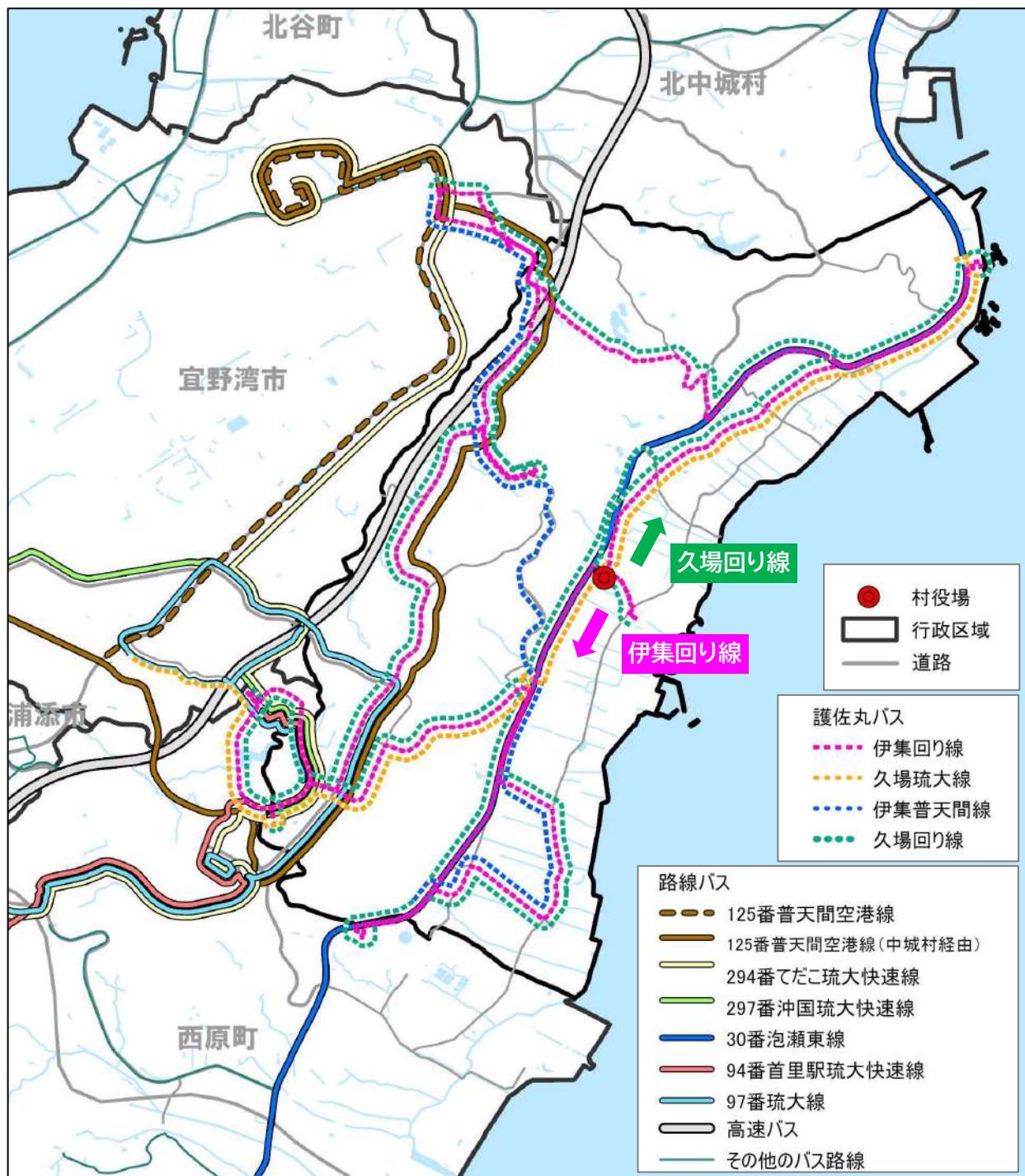


図 27 公共交通ネットワークの概況

資料：国土数値情報、基盤地図情報、中城村資料、那覇バス・琉球バス交通バスロケーションシステム

これまでの取組内容について

「護佐丸バス」は平成 27 年度より本格運行が実施されていますが、それ以前から実証運行が行われてきており、またデマンドタクシー「護佐丸タクシー」の実証運行等も実施されています。

以下では、これまでの取組の経緯や効果・課題を整理します。

①護佐丸バス実験運行（平成 26 年 1 月 9 日～22 日：無償）

■概要

目的	1. 台地地区と平坦地区との往来を確保します。 2. 公共交通が利用しにくい地域の利便性を高めます。 3. 利用頻度が高い施設を経由しアクセス性を高めます。
----	--

表 1 平成 25 年度実験運行概要

系統	A系統	B1系統	B2系統
運行経路	ハートライフ～普天間線	久場～琉大病院線（北行き北上原経由）	久場～琉大病院線（南行き北上原経由）
運行便数	平日：11便 休日：9便	平日：5便 休日：4便	平日：6便 休日：5便
運行日時	・ 7時台～19時頃		
運行形態	・ 路線定期運行		
運賃	・ 無償運行		

■結果

- 通学時間帯は児童生徒の利用が多く、日中では 50 歳以上の利用が中心となっている。
→時間帯別利用者層により目的が異なる。

②護佐丸バス実験運行(平成 27 年 1 月 13 日～2 月 22 日：無償、2 月 23 日～28 日：有償)

■概要

- 時間帯別の利用者に最も適した生活支援交通の運行形態を選定、検証するため、朝・日中・夕方に分けたルートを設定する。

■結果

- 平坦地区と台地地区を結ぶ路線を確保することにより児童生徒の通学、日中の買物等の移動に利用されていたが、19 時以降の利用や土日の利用は僅かだった。

③護佐丸バス本格運行（平成 27 年 7 月 6 日～9 月 1 日：無償、9 月 2 日より有償本格運行開始）

■概要

- 各路線とも平坦・台地地区を結び、公共交通空白地域を経由する。
- 朝は通学に特化した路線、日中は村内の移動が容易でわかりやすい路線とする。

表 2 平成 27 年度運行概要

系統	朝便	日中便
運行経路	①伊集普天間線 ②久場琉大線	①伊集回り線 ②久場回り線 ※吉の浦会館を起終点
運行便数	・各2便〈片道〉	・各5便〈循環〉
運行日時	・平日のみ：6:30～8:00	・平日のみ：8:30～18:00
運行形態	・路線定期運行	
運賃	小学生…50円／中学生・65歳以上・障がい者…100円／一般（左記以外）…200円	

■結果

- ・ 学生の通学や高齢者等の買い物への移動手段として利用されている。
- ・ 課題としては、「利用者を増やす取組」や「収支の改善」が必要であり、「住民の意向を把握し、運行主体の要望を精査した上で運行計画の改善を図る必要がある」

△ ほぼ同様の形で現在の運行形態へ移行

【変更点】

- ・ 平成 28 年度より村単費で運行を開始。運行事業者を 1 社単独に変更
- ・ バス停名の変更

①護佐丸タクシー 実証運行（平成 27 年 1 月 13 日～2 月 28 日）

②護佐丸タクシー 実証運行（平成 27 年 7 月 6 日～平成 31 年 3 月）

■背景と概要

- ・ 平成 25 年度の護佐丸バス実験運行と意向調査結果等をふまえて、高齢者や障がい者のニーズに即した公共交通手段を提供するため、多様な移動ニーズに柔軟に対応できるドアツードアのデマンドタクシーの運行を試験的に開始した。

表 3 平成 27 年度実証運行概要（赤字：①と②での変更点）

運行形態	・タクシー車両2台 ・発時間固定（ 30分前 までに予約） ・登録制（ すべての人 ）
運行区域	・村全域 ・コミュニティバスの村外バス停（普天間りうぼう、琉大北口、 中部商業高校 ）、琉大病院、渡口バス停、長田バス停、小那霸バス停
運行日時	・平日（7時便～17時便）、休日（9時便～17時便）
運賃	・一乗車一律300円 ※高校生や障がい者の運賃負担緩和策（特別回数券等）を検討
運行事業者	・有限会社共同交通

■結果

- 平成29年度の護佐丸タクシーの延べ利用件数は6,788件であり、そのうち高齢者の病院を目的とした利用が全体の約3割であった。
- 護佐丸バスの高齢者の年間利用者7,240人よりも少ない状況となっている。
- 平成29年度の実績値で運賃収入に対し、運行経費が大きく上回り、赤字額が約1,100万円であった。

利用状況や護佐丸バスとあわせたコスト等を鑑み、運行中止

○浜地区実証運行

■概要

- 「浜地区に護佐丸バスを通してほしい」との要望を受け、護佐丸バスのルート見直しの検討材料とするため、実証運行を実施した。

表 4 実証運行概要

期間	・令和6年6月24日（月）～7月12日（金）
運行形態	・役場の公用車を使用 ・吉の浦会館で伊集回り線および久場回り線と接続するように時刻表を設定
運行区域	・吉の浦会館～臨時バス停（はまだ商店前）間の送迎を実施
運行便数	・計8便
運行日時	・平日のみ：8:35～15:00
運賃	・無償運行

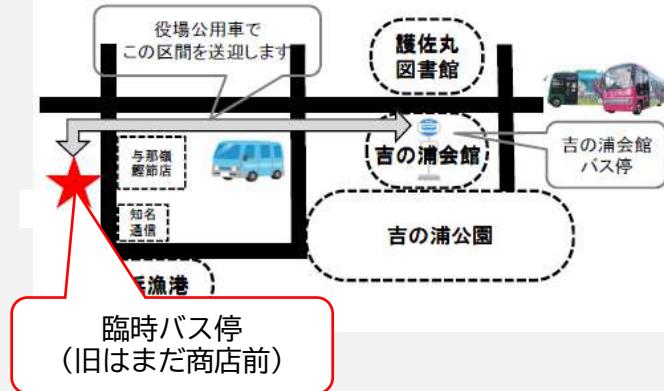


図 28 実証運行の運行ルート

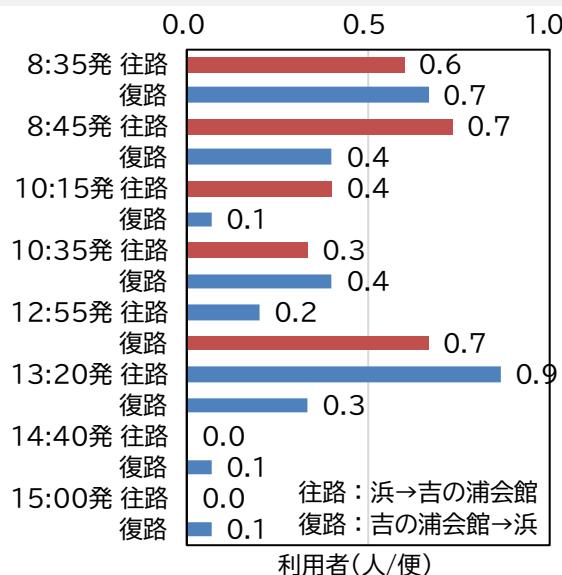


図 29 実証運行結果

資料：中城村資料

2-2-1. 高速バス・路線バスの概要

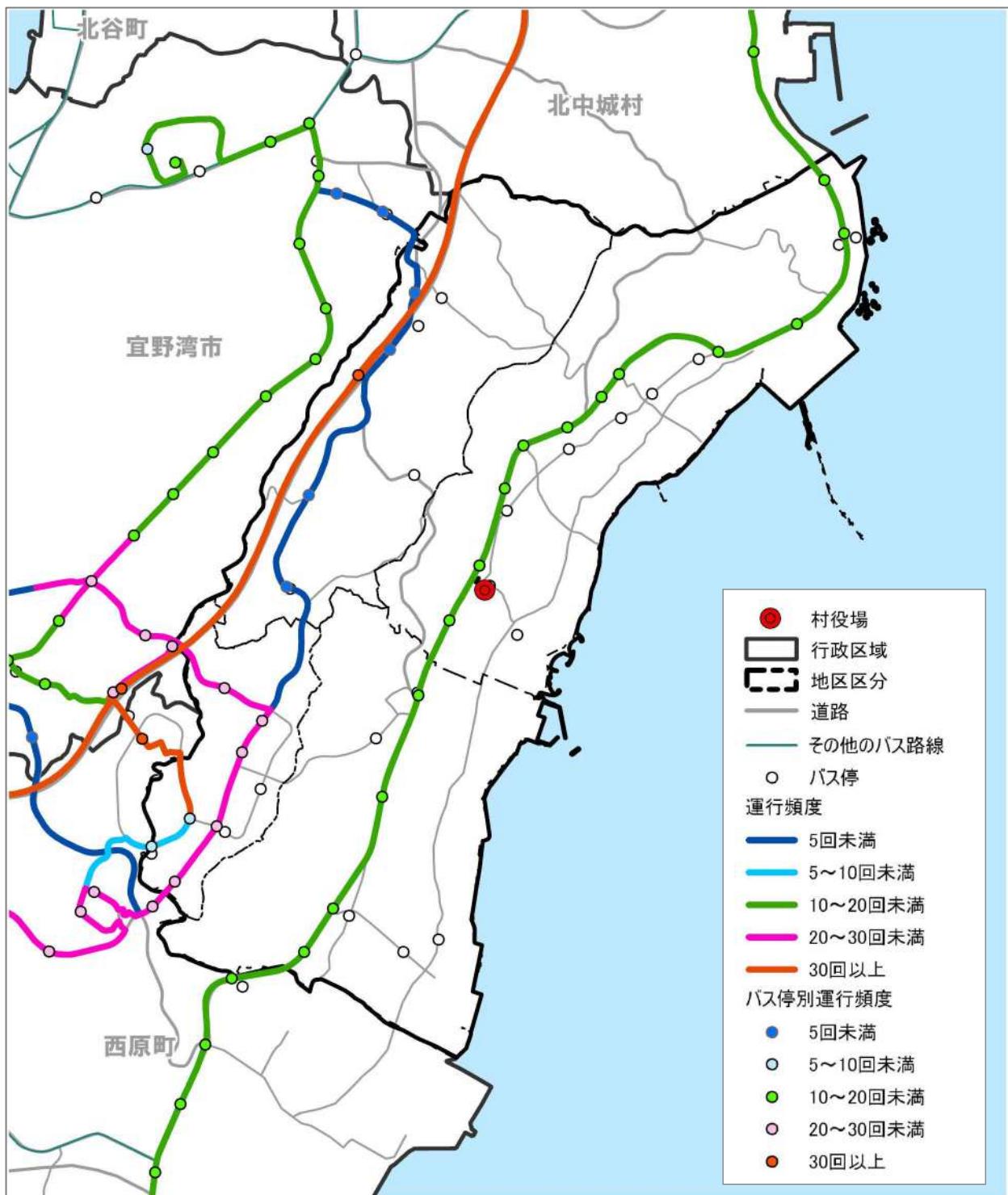


図 30 高速バス・路線バス運行頻度図

資料：国土数値情報、基盤地図情報、中城村資料、東陽バス HP、沖縄バス HP、やんばる急行バス HP、那覇バ

ス・琉球バス交通バスロケーションシステム

※ 村内を経由する 6 路線を集計対象として、運行頻度を算出

(1) 高速バスの運行概要

中城村内の高速バスの停留所は、沖縄自動車道内のバス停「中城」1か所のみで、7路線が運行しています。

表 5 中城村内を経由する高速バスの系統一覧

路線	系統	区間	運行事業者	系統キロ	運行日	1日あたりの運行回数 ^{※1} (往復)
111	高速バス	那覇空港 ～名護バスターミナル	那覇バス	76.4 km	平日・ 土日祝	2.0回/日
			琉球バス	76.5 km		2.5回/日
			沖縄バス	76.0 km		2.5回/日
			東陽バス	76.0 km		5.0回/日
117	高速バス (美ら海直行)	那覇空港 ～ホテルオリオンモトブリゾート&スパ	那覇バス	97.9 km	平日・ 土日祝	4.0回/日
			琉球バス	98.0 km		3.0回/日
			沖縄バス	97.5 km		1.5回/日
113	具志川空港線	那覇空港 ～具志川	琉球バス	39.6 km	平日・ 土	平日: 5.0回/日 土: 6.0回/日
123	石川空港線	那覇空港 ～石川入口、東山入口	琉球バス	48.9 km	平日	1.0回/日
127	屋慶名高速線	那覇バスターミナル ～屋慶名バスターミナル	沖縄バス	47.7 km	平日	1.5回/日
152	イオンモール 沖縄ライカム (高速線)	那覇空港 ～イオンモール沖縄ライカム	琉球バス	27.2 km	平日・ 土日祝	4.0回/日
YKB888		那覇空港 ～運天港	やんばる 急行バス	114.7km	平日・ 土日祝	11.0回/日

資料：沖縄総合事務局提供資料、東陽バス HP、沖縄バス HP、やんばる急行バス HP、那覇バス 琉球バス交通バスロケーションシステムより作成

※1 運行回数はバス停「中城」を基準に算出

(2) 路線バス

1) 運行概要

中城村内を運行する路線バスは、国道 329 号経由の 1 路線、琉球大学付近を経由または起終点とする 5 路線の計 6 路線となっています。

国道 329 号線を経由する東陽バスの 30 番は、沖縄総合事務局の幹線バスに係る調査報告書において、那覇市と沖縄市を結ぶ東海岸の幹線バス※として位置づけられています。

琉球大学付近を経由する 5 路線は、那覇バス株式会社が運行しており、94 番、97 番、294 番はいずれもモノレール駅と琉球大学を結ぶ路線となっています。125 番普天間空港線については、通常は村内を経由せず、15 時台の 1 本のみ村内の上地区を経由しています。

※ 沖縄総合事務局運輸部企画室_沖縄本島における幹線バス路線網のあり方に係る調査事業報告書

表 6 中城村内を経由する路線バスの系統一覧(令和7年1月時点)

路線	系統	区間	運行事業者	系統キロ	運行日	1日あたりの運行回数※1 (往復)	備考
30	泡瀬東線	那覇バスターミナル～泡瀬営業所	東陽バス	36.4km	平日・土日祝	平日：17.0 回/日 土：16.0 回/日 日祝：12.0 回/日	ドライバー不足等により、24年9月から減便
97	琉大線	那覇バスターミナル～琉大北口駐車場	那覇バス	16.3 km	平日・土日祝	平日：23.5 回/日 土：14.5 回/日 日祝：15.0 回/日	琉大病院の移転に伴い減便
94	首里駅琉大快速線	首里駅～琉大北口駐車場	那覇バス	7.7 km	平日	1.5 回/日	琉大病院の移転に伴い減便
294	てだこ琉大快速線	てだこ浦西駅～琉大北口駐車場	那覇バス	5.4 km	平日	4.0 回/日	琉大病院の移転に伴い経路変更および増便
		てだこ浦西駅～琉球大学病院	那覇バス	12.9※2 km	平日	10.0 回/日	
297	沖国琉大快速線	てだこ浦西駅～琉大附属小学校	那覇バス	8.6 km	平日	2.5 回/日	琉大病院の移転に伴い減便
125	普天間空港線 (中城経由)	那覇空港～琉球大学病院	那覇バス	27.0 km	平日	0.5 回/日 (片道1便のみ)	琉大病院の移転に伴い経路変更

資料：沖縄総合事務局提供資料、東陽バス HP、沖縄バス HP、那覇バス 琉球バス交通 バスロケーションシステムより作成

※1 運行回数は村内のバス停を基準に算出

※2 那覇バス 琉球バス交通 バスロケーションシステムより、上りと下りの距離の平均値を使用

※令和 7 年 1 月に琉球大学病院が西普天間へ移転したことに伴い、令和 7 年 1 月 6 日より那覇バスの 5 路線で、便数や経路変更が行われています。

以下では、変更前の令和 5 年度のデータにより分析を行っています。

2) 路線バスの利用状況（輸送人員・平均乗車密度等）

中城村を通る路線のうち、国道 329 号を走る 30 番泡瀬東線の利用者数が最も多く、令和 5 年度は約 67 万人が利用しています。次いで、97 番琉大線が約 37 万人と多くなっています。

125 番普天間空港線の利用者は年間約 20 万人ほど見られますが、村内を運行するルートは平日の片道 1 便のみとなっています。

路線別の輸送人員の推移を見ると、いずれの路線も令和 2 年度に減少し、令和 3 年度以降は増加傾向にあります。

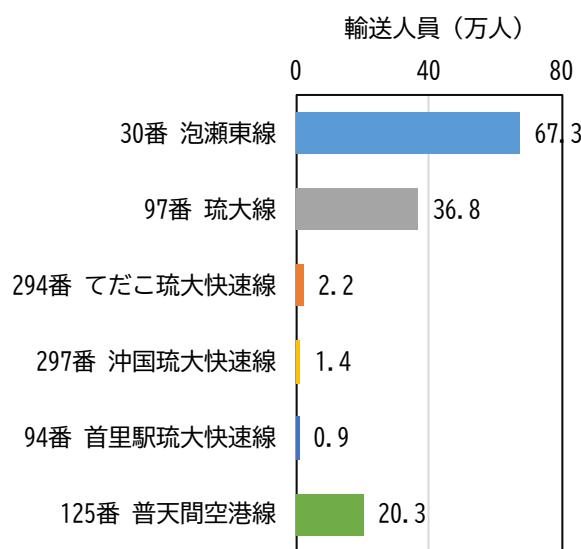


図 31 路線別の輸送人員(令和5年)

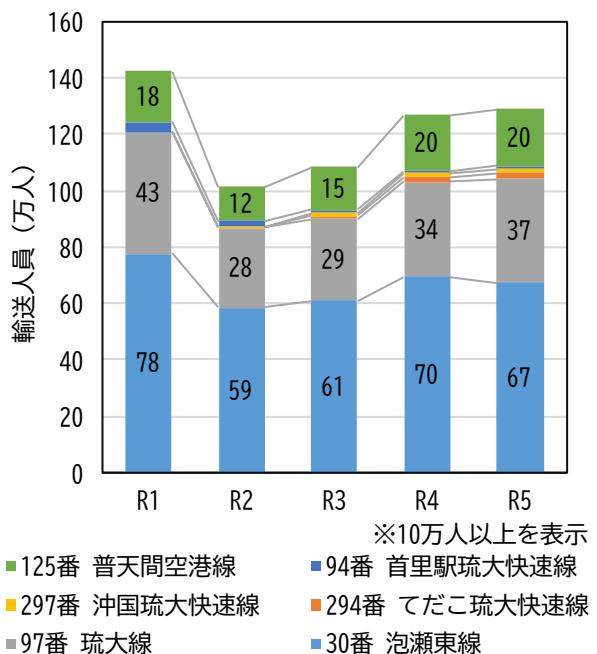


図 32 路線別の輸送人員の推移

資料：沖縄総合事務局提供資料

輸送人キロと平均乗車密度は、30 番泡瀬東線が最多となっています。

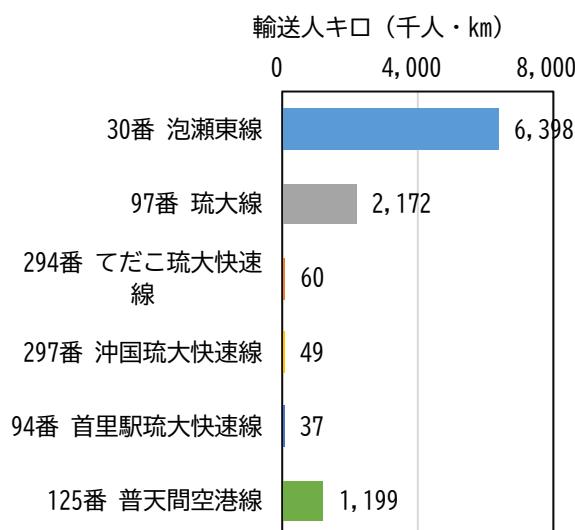


図 33 路線別の輸送人キロ(令和5年)

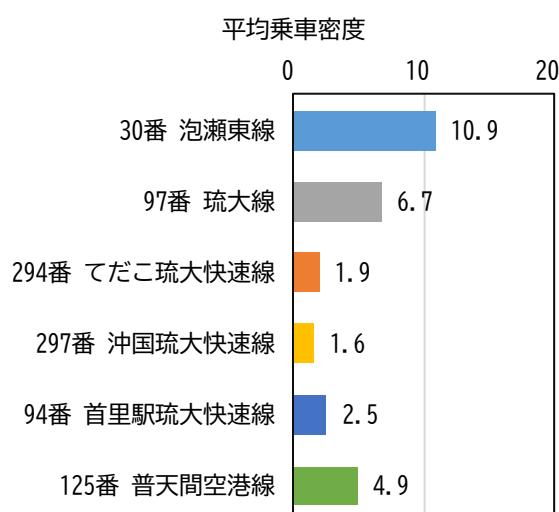


図 34 路線別の平均乗車密度(令和 5 年)

資料：沖縄総合事務局提供資料

3) 路線バス（30番泡瀬東線）の利用状況

中城村内の主要バス路線である30番泡瀬東線（東陽バス）の中城村内区間の利用状況を把握することを目的として、平日1日の全便を対象とした乗降調査を実施しました。調査区間は、中城村内区間を含むハートライフ～熱田が対象です。

調査対象区間の利用状況を見ると、沖縄市方面の乗車と那覇市方面の降車が多くなっており、特に高校生の利用が集中しています。

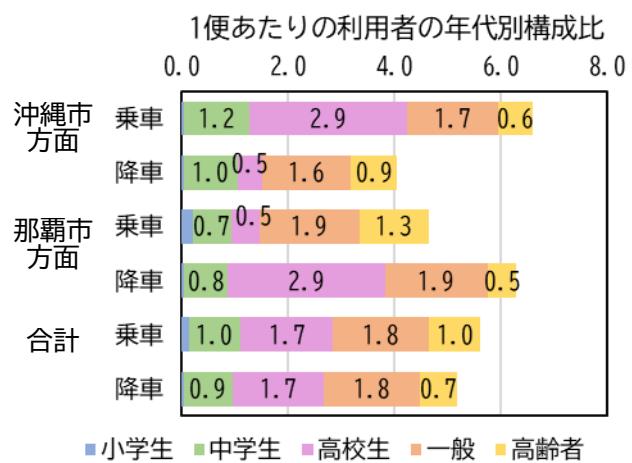


図 35 路線別の平均乗車密度(令和5年)

資料：沖縄総合事務局提供資料

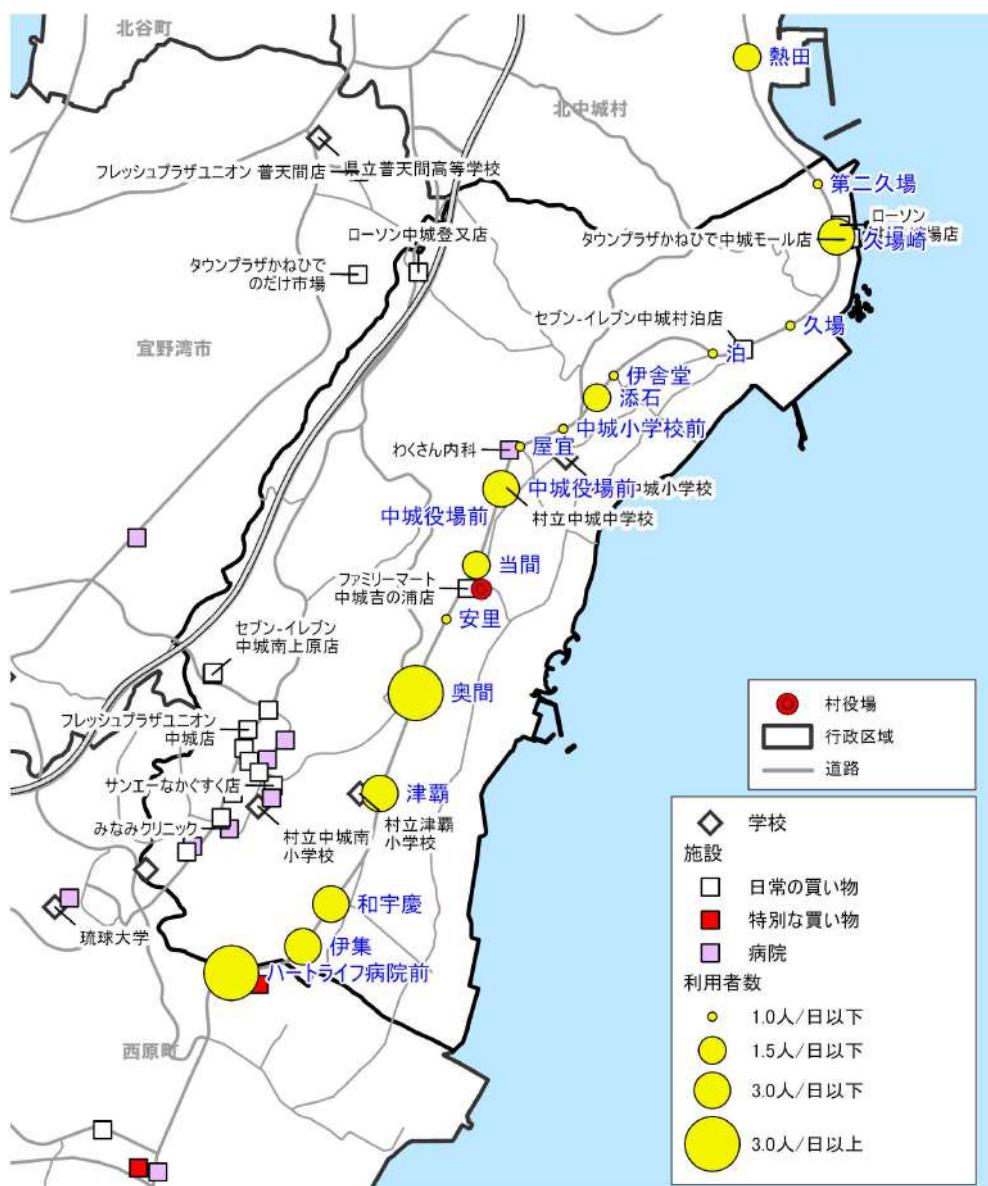


図 36 利用者数(乗車+降車)の多いバス停

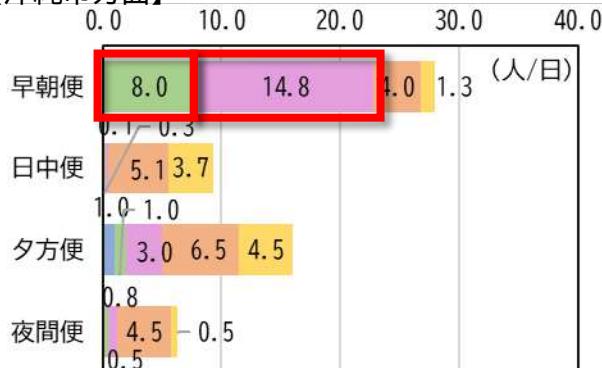
資料：国土数値情報、乗降調査結果（令和7年7月1日）

時間帯別の利用状況を見ると、沖縄市方面の早朝便、那覇市方面の夕方便・夜間便で高校生の利用が多くなっています。中学生も同様の傾向が見られ、中高生の通学手段として広域交通である路線バスが利用されています。

中学生は中城中学校の最寄りの「中城役場前」と、中城村役場より西側の「津霸」「奥間」での利用が多くなっています。

また、那覇市方面の早朝便は「一般」の利用者が多くなっており、通勤目的での利用が考えられます。

【沖縄市方面】



【那覇市方面】

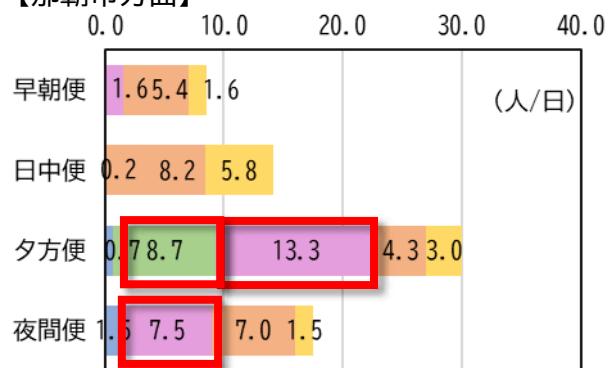
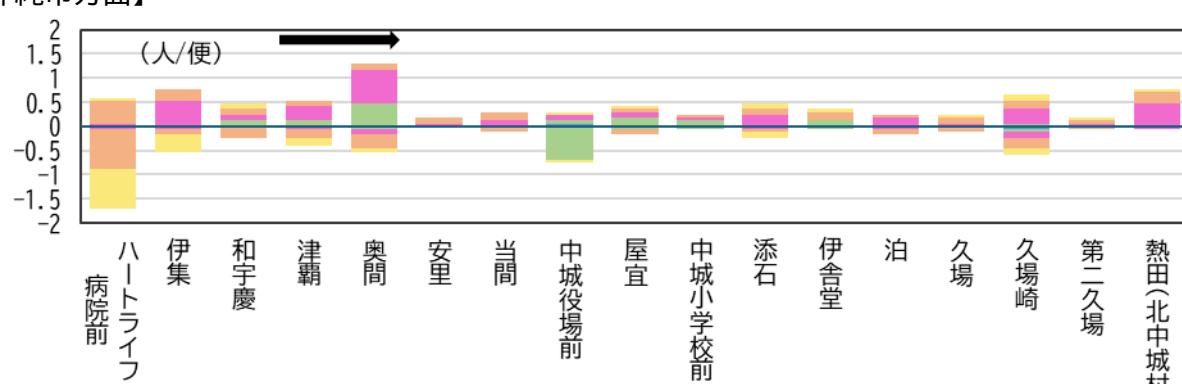


図 37 時間帯別年代別車内人員(1便あたり)

【沖縄市方面】



【那覇市方面】

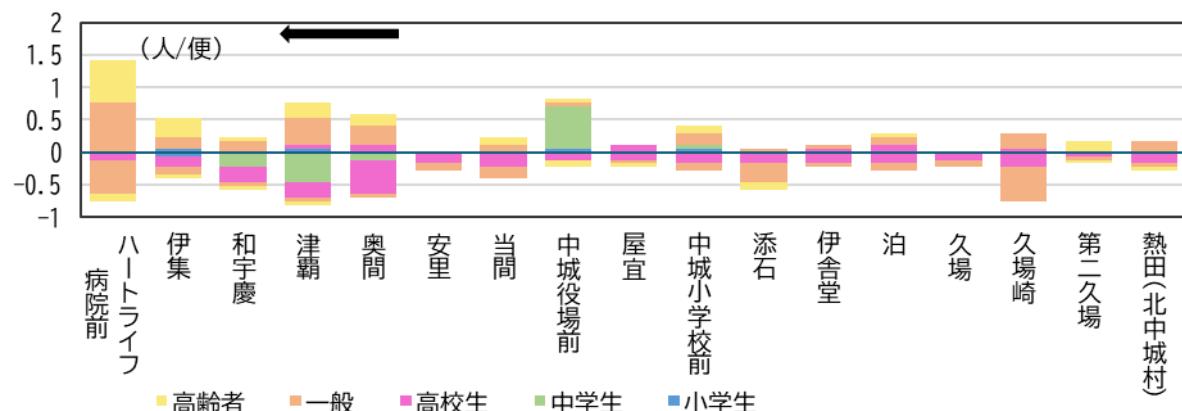


図 38 バス停別年代別の乗降者数(1便あたり)

資料：いづれも乗降調査結果（令和7年7月1日）

2-2-2. コミュニティバスの概要

(1) 運行概要

中城村では、公共交通空白地域での移動手段確保と村内児童・生徒の通学手段確保等を目的に平成27年9月よりコミュニティバス「護佐丸バス」の本格運行を開始しています。村内の台地部と低地部を結び村内を一周する2路線と、小中高生の通学に対応した2路線の計4路線が運行されています。

車両はポンチョ2台を使用しており、[久場回り線] [伊集回り線]は5便/日、通学に対応した[伊集普天間線]および[久場琉大線]は、朝の2便のみ運行しています。

運賃は現金または回数券で、高校生以上は1乗車200円、中学生・65歳以上・障がい者は100円、小学生は50円となっています。また、[伊集普天間線]と[久場琉大線]はバス停「奥間」で乗り継ぎ券を利用した乗り継ぎを可能としています。

表8 コミュニティバス路線一覧

路線	始点	終点	1日あたりの運行回数(往復)	走行距離*	号車	運行日等
伊集普天間線	伊集	普天間り うぼう	1.0回/日 (片道2便のみ)	8.9km	1便 1号車 2便 2号車	運行日:平日(6:50~8:16) 運休日:土日祝日、慰靈の日、年末年始 ※学校の長期休み期間も運休
久場琉大線	ひが皮膚科クリニック前	中部商業 高校前	1.0回/日 (片道2便のみ)	9.8km	1便 2号車 2便 1号車	
伊集回り線	吉の浦会館を起点に 時計回りに循環		5.0回/日 (循環)	31.2km	1号車	運行日:平日 (8:50~18:17)
久場回り線	吉の浦会館を起点に 反時計回りに循環		5.0回/日 (循環)	34.0km	2号車	運休日:土日祝日、慰靈の日、年末年始

* 走行距離はgooglemapより算出

表9 護佐丸バスの運行形態の概要

運行車両	1号車(ピンク色バス)		2号車(緑色バス)
	<ul style="list-style-type: none"> ポンチョ2台(全長7m、全幅2.1m、33名乗り) マイクロバス1台(村所有の予備車) 		
※写真の2号車は予備車			
運賃	現金または回数券		
	小学生	50円	回数券:2,500円(50枚綴り、1枚あたり50円)
	中学生、65歳以上の高齢者、 障がい者	100円	回数券:5,000円(50枚綴り、1枚あたり100円)
	一般	200円	回数券:7,500円(50枚綴り、1枚あたり150円)
	小学生未満	保護者同伴の場合、1人目無料 2人目から小学生料金を徴収	
運行事業者	東陽バス株式会社		

資料:中城村資料

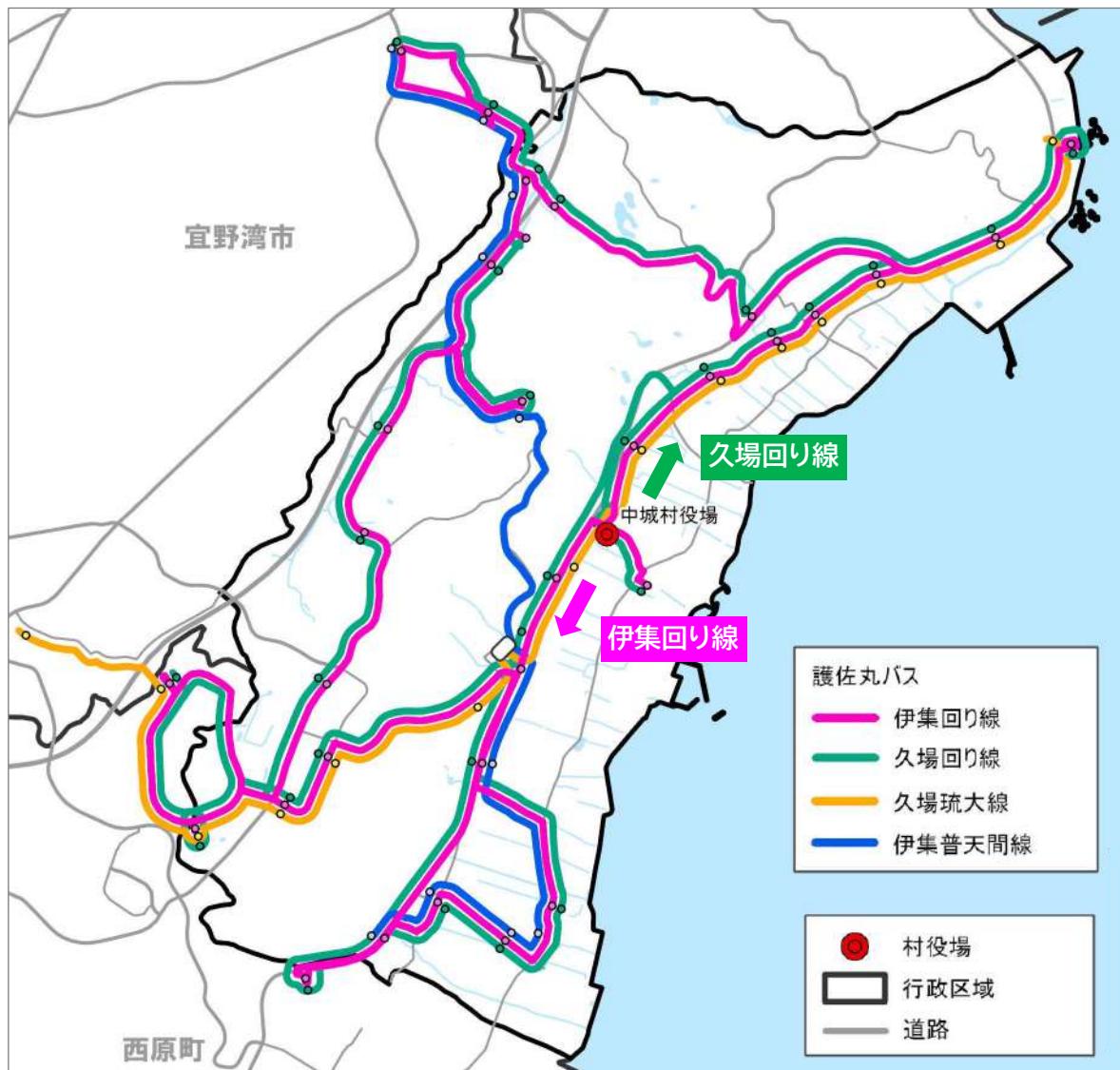


図 39 コミュニティバスの路線図

資料：国土数値情報、基盤地図情報、中城村資料

(2) 利用状況・財政負担等の概要

護佐丸バスの利用者数は、新型コロナウイルスの影響により、令和元年度から令和2年度で7割まで減少しましたが、令和3年度以降は徐々に回復してきています。

5類感染症へと移行した令和5年度以降利用者数は増加しており、令和6年度の年間の利用者数は、42,672人と、最も利用者数の多かった令和元年度の利用者数を上回る数値となっています。

予備車のマイクロバスを購入した令和2年度を除き、財政負担額は概ね年間1,700万～2,000万円程度で推移しています。

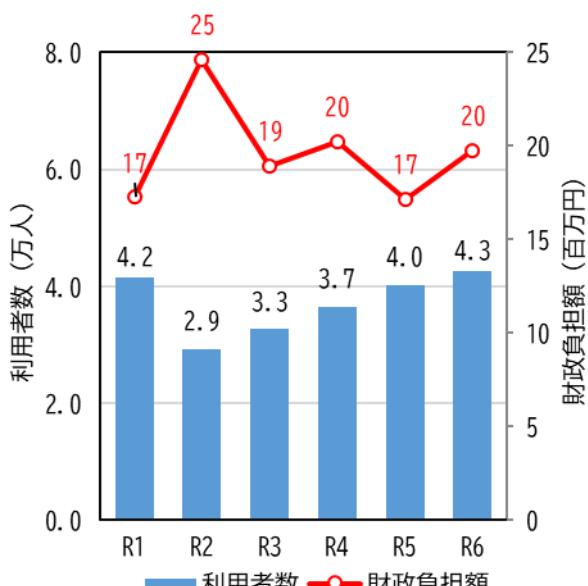


図 40 利用者数と財政負担額の推移

資料：中城村資料

護佐丸バスの運賃収入は、令和2年度に100万円程減少したものの、令和5年度は増加しており、約450万円/年となっています。

収支率については、マイクロバスを購入した令和2年度を除き、15%～21%を推移しています。

財政負担額については、利用者数の増加に伴い運賃収入は微増しているものの、依然として運行経費が運賃収入を大きく上回っており、財政負担に大きく依存しながら運行される状況となっています。

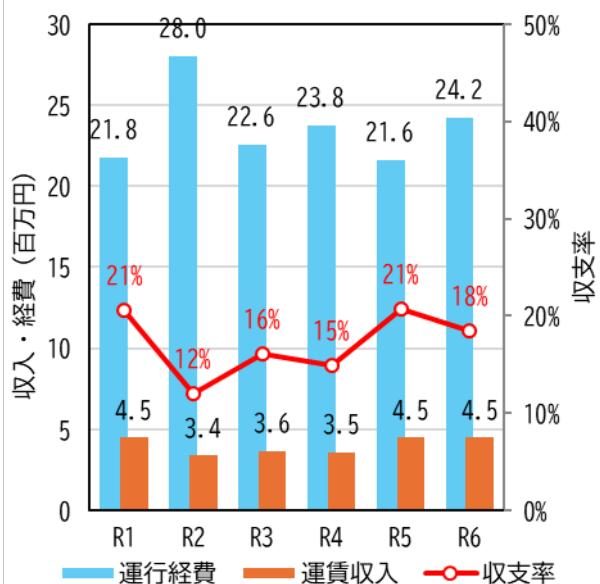


図41 収支状況の推移

資料：中城村資料

(3) 路線別の利用状況等

1) 利用者数の推移

年間の輸送人員(利用者数)は、[久場回り線]が最も多く、令和5年度は14,219人で、全体の約35%を占めています。

[伊集回り線] [久場回り線]の日中便と、[久場琉大線]は、全体の利用者数の推移と同様の傾向となっていますが、[伊集普天間線]に関しては、年間3,000人前後で推移しています。



図42 利用者数の推移

資料：中城村資料

※以下の分析では、最新のデータである令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)のデータにより分析を行っています。

2) バス停別の利用状況

【伊集普天間線】の終点であり、日中便も運行されている「普天間りうぼう」の乗降者数が最も多く、1日平均約52人となっています。

【伊集普天間線】と【久場琉大線】の乗り継ぎ地点である「奥間」や、目的地としての利用が考えられる「役場前」でも、1日の平均乗降者数が20人以上となっています。

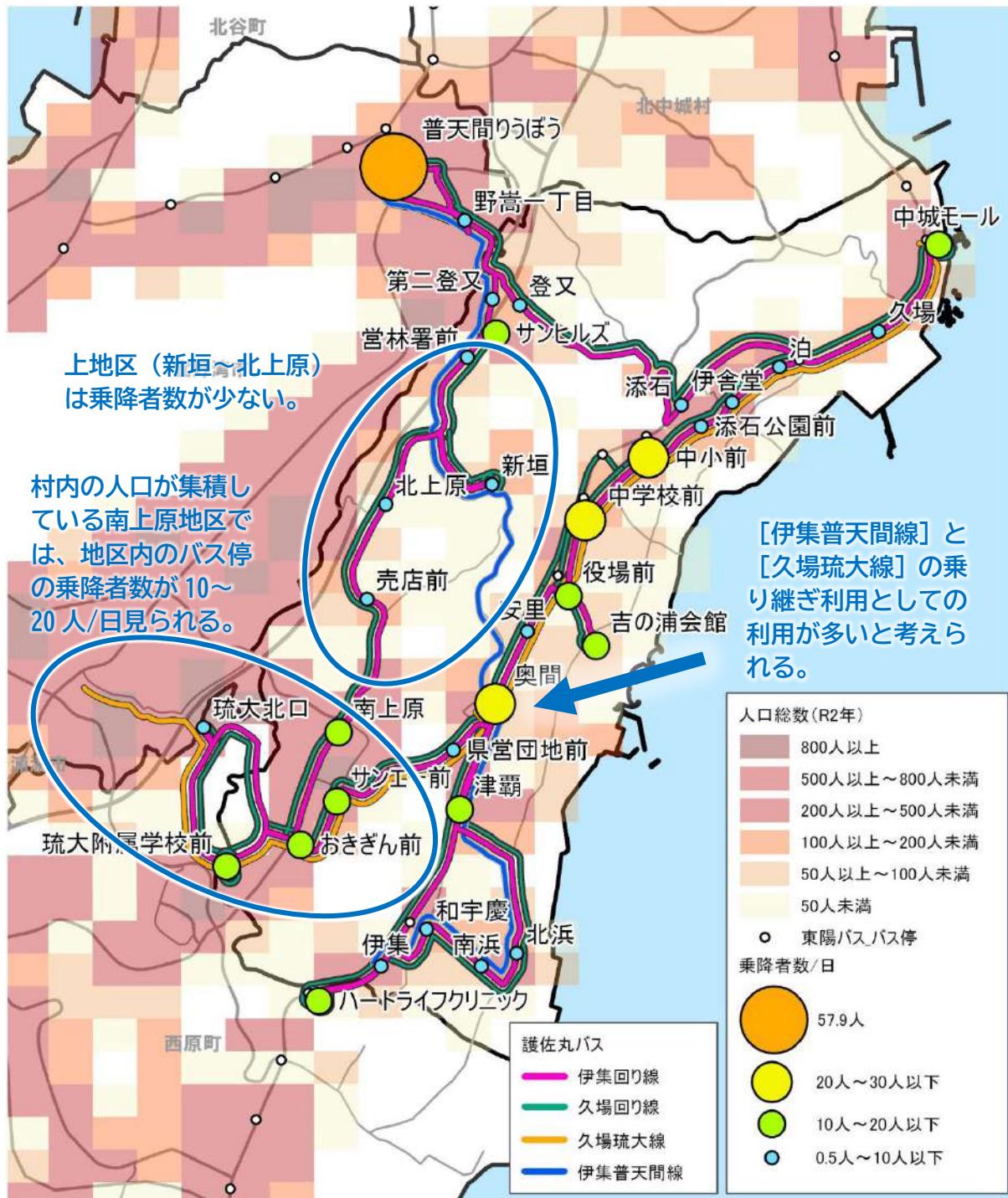


図 43 バス停別の1日あたりの乗降者数

資料：国土数値情報、基盤地図情報、国勢調査（令和2年）、中城村資料

※ 乗車数と降車数を合計した値を乗降者数として、バス停別に算出

3) 路線別の利用特性

1便あたりの利用者数は、[久場琉大線]が23.4人/便で、年間の利用者数が最も多い[久場回り線]の約3倍となっています。

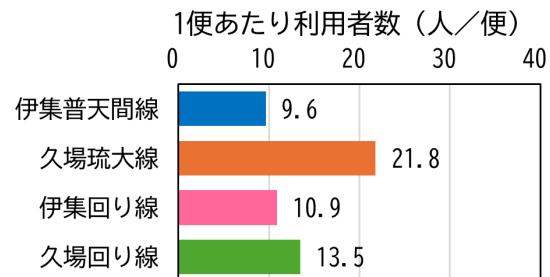


図 44 路線別 1便あたりの利用者数

資料：中城村資料

路線ごとの年代別利用者は、[伊集普天間線]では小学生の利用がほぼなく、一般利用者が大半となっている一方で、[久場琉大線]は小学生・中学生の利用が半数以上を占めています。

また、[伊集普天間線] [久場琉大線]は高齢者の利用が限定的である一方で、[伊集回り線] [久場回り線]では高齢者が半数近く占めています。

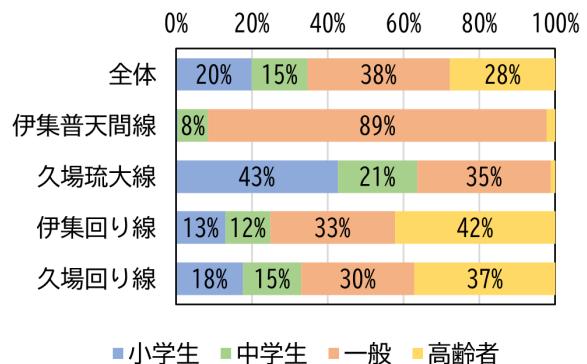
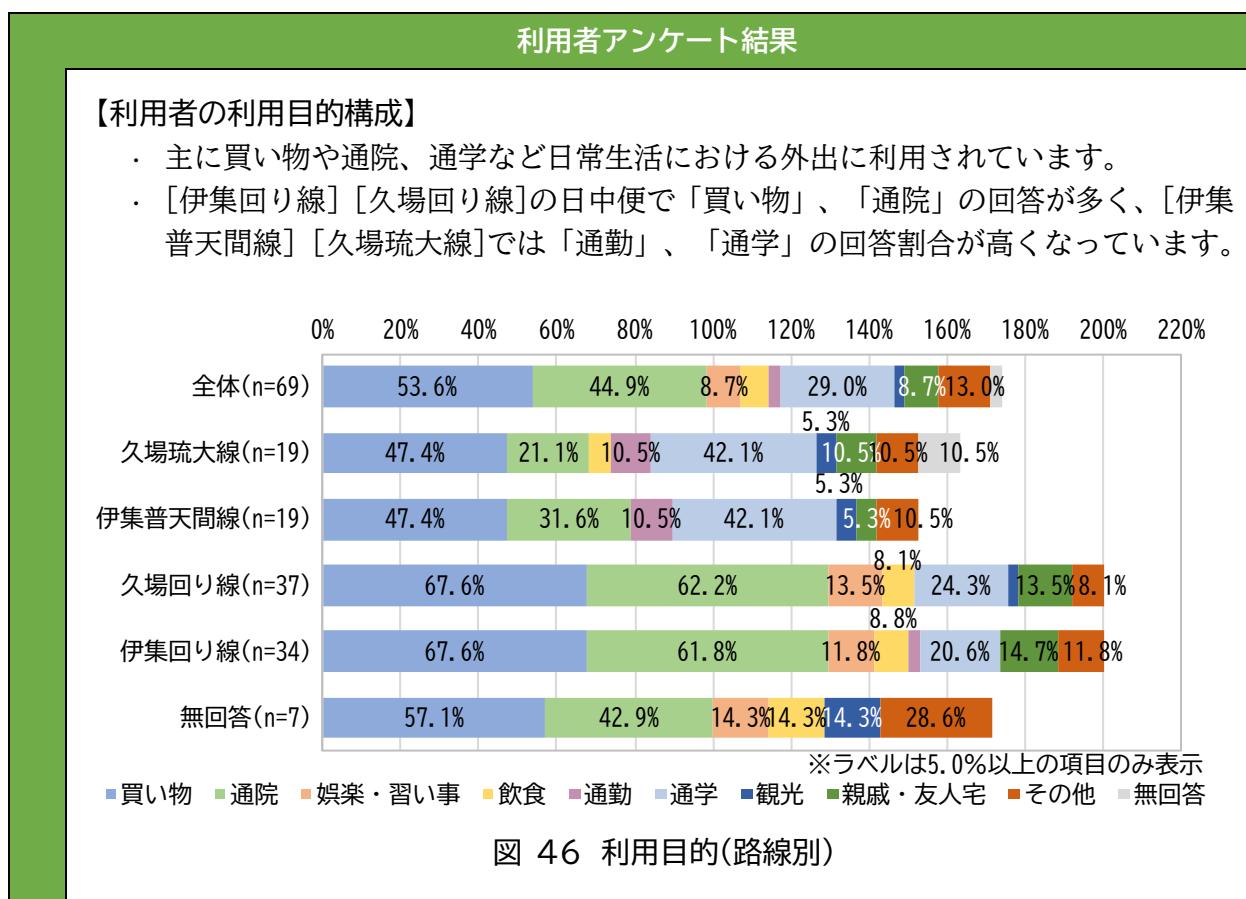


図 45 1便あたりの利用者の年代別構成比

資料：中城村資料



4) 路線別の利用状況

■伊集普天間線

- 「一般」が利用者の大半を占め、特に2便で多くなっています。

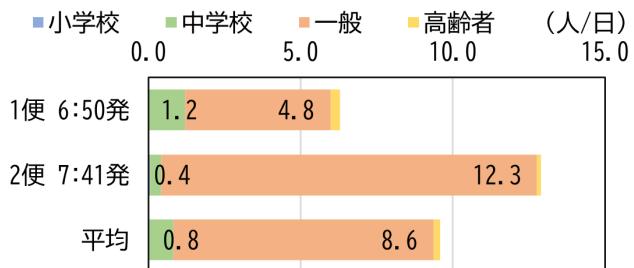


図 47 年代別 1 日あたりの平均利用者数

■久場琉大線

- 「小学生」および「中学生」が利用者の半数以上を占めており、通学での利用が目立ちます。



図 48 年代別 1 日あたりの平均利用者数

■伊集回り線

- 「高齢者」の利用が多く、特に1便で顕著になっています。
- 4便、5便では「小学生」、「中学生」の利用も多く、下校手段としての利用が目立ちます。

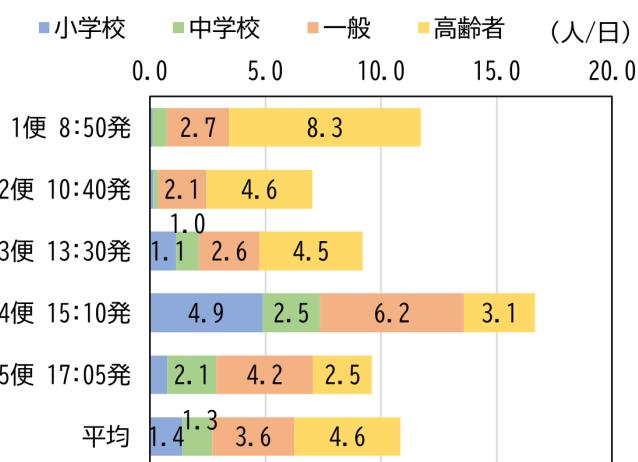


図 49 年代別 1 日あたりの平均利用者数

■久場回り線

- 「高齢者」の利用が多く、特に1便、4便で顕著になっています。
- 4便、5便では「小学生」、「中学生」の利用も多く、下校手段としての利用が目立ちます。

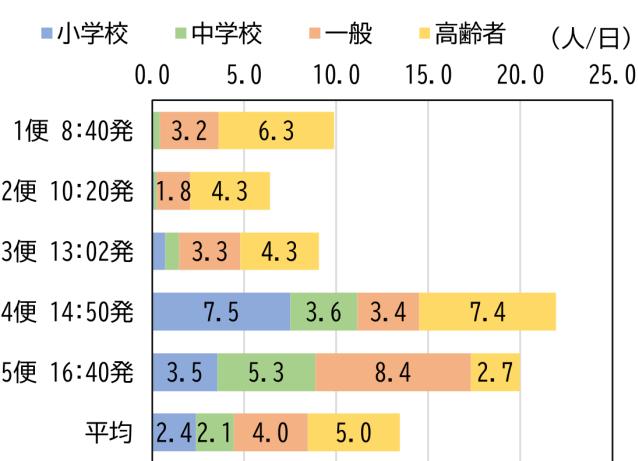


図 50 年代別 1 日あたりの平均利用者数

資料：いづれも中城村資料

■伊集普天間線

- 「奥間」まで降車は見られず、乗車のみの利用となっています。
- 「奥間」または「普天間りうぼう」への移動を目的とした利用が中心になっていると考えられます。

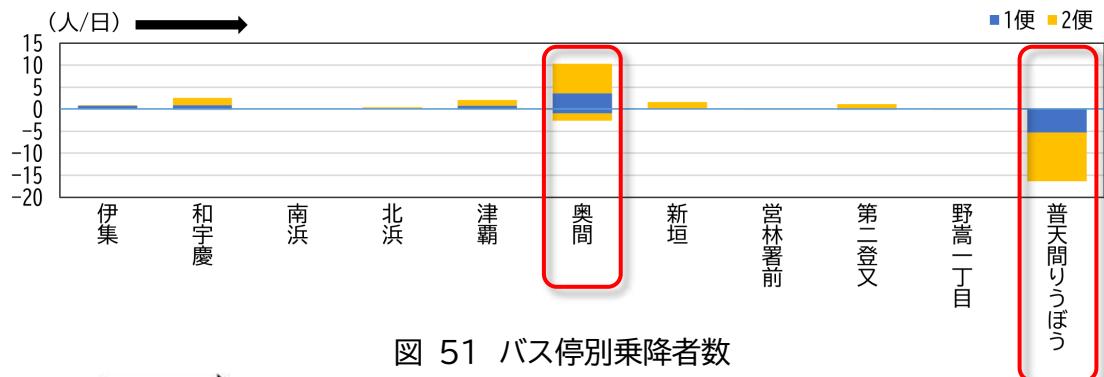


图 51 巴士停別乗降者数

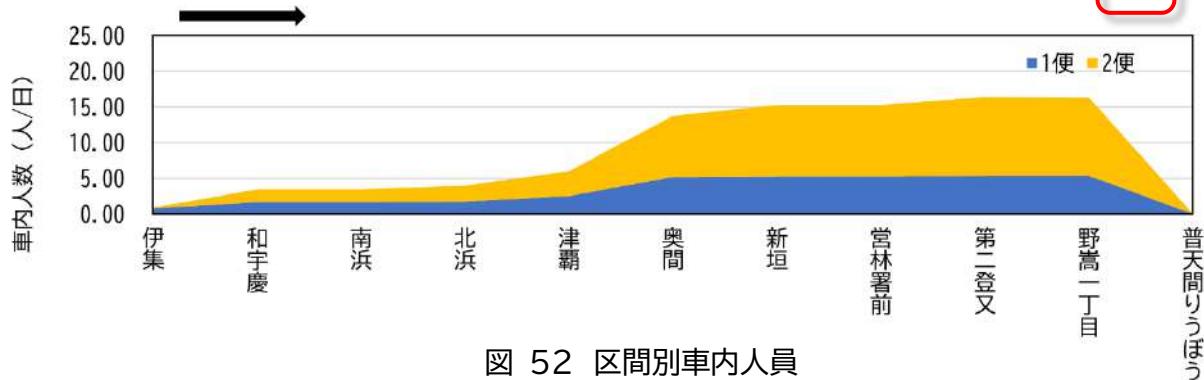


图 52 区間別車内人員

■久場琉大線

- 1 便は「琉大附属学校前」、2 便は「中小前」、「役場前」、「中部商業高校前」での降車が多くなっており、各施設への通学・通勤での利用が中心になっていると考えられます。

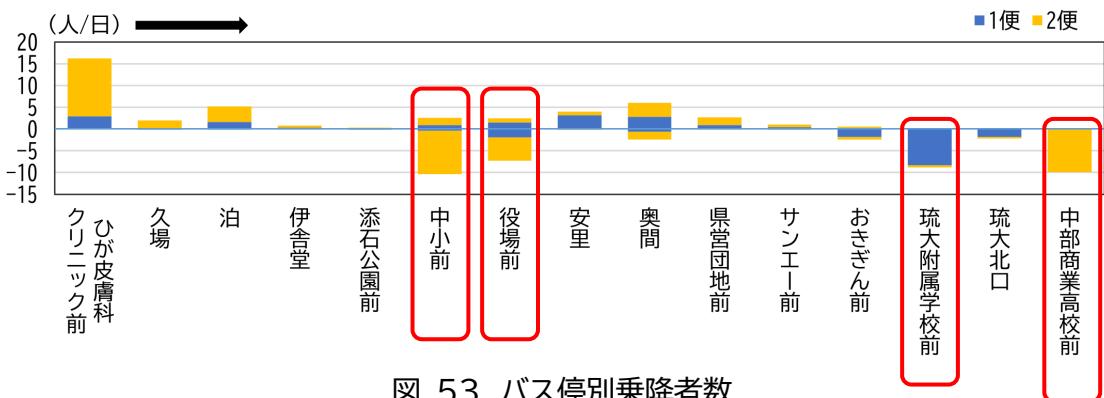


图 53 巴士停別乗降者数

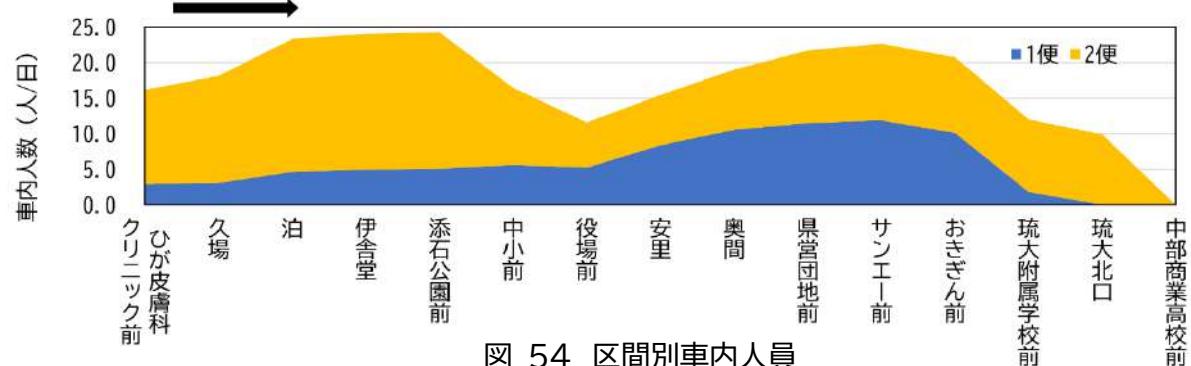
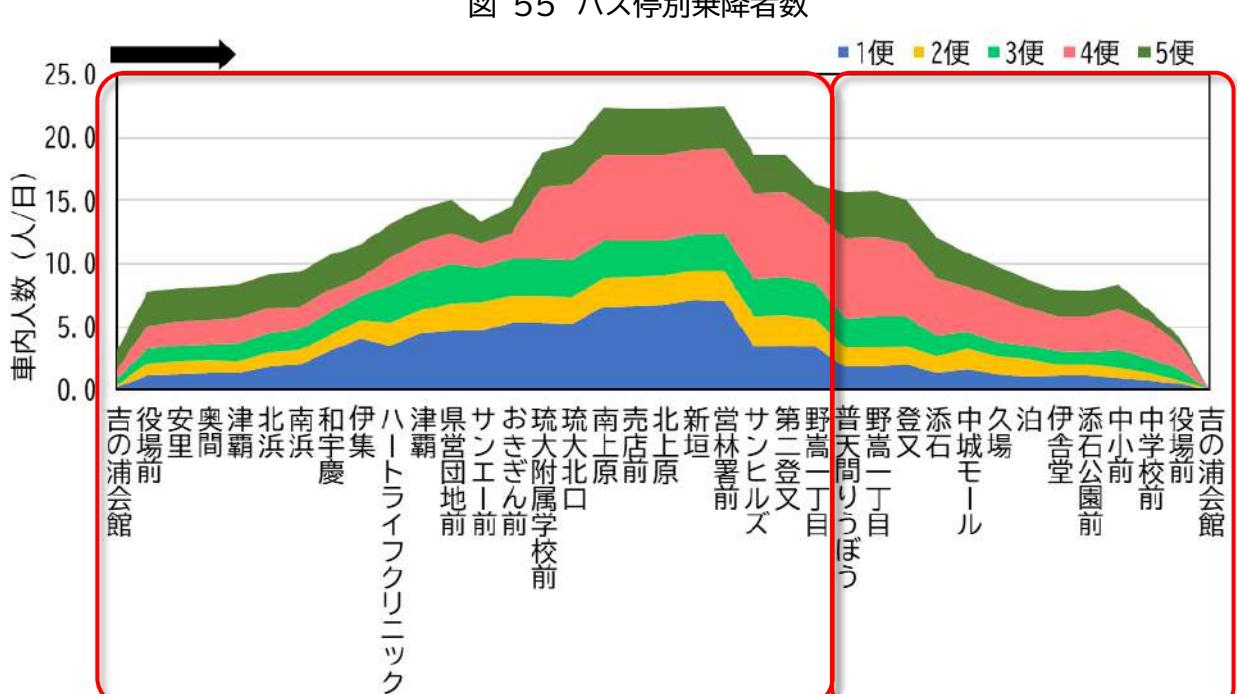
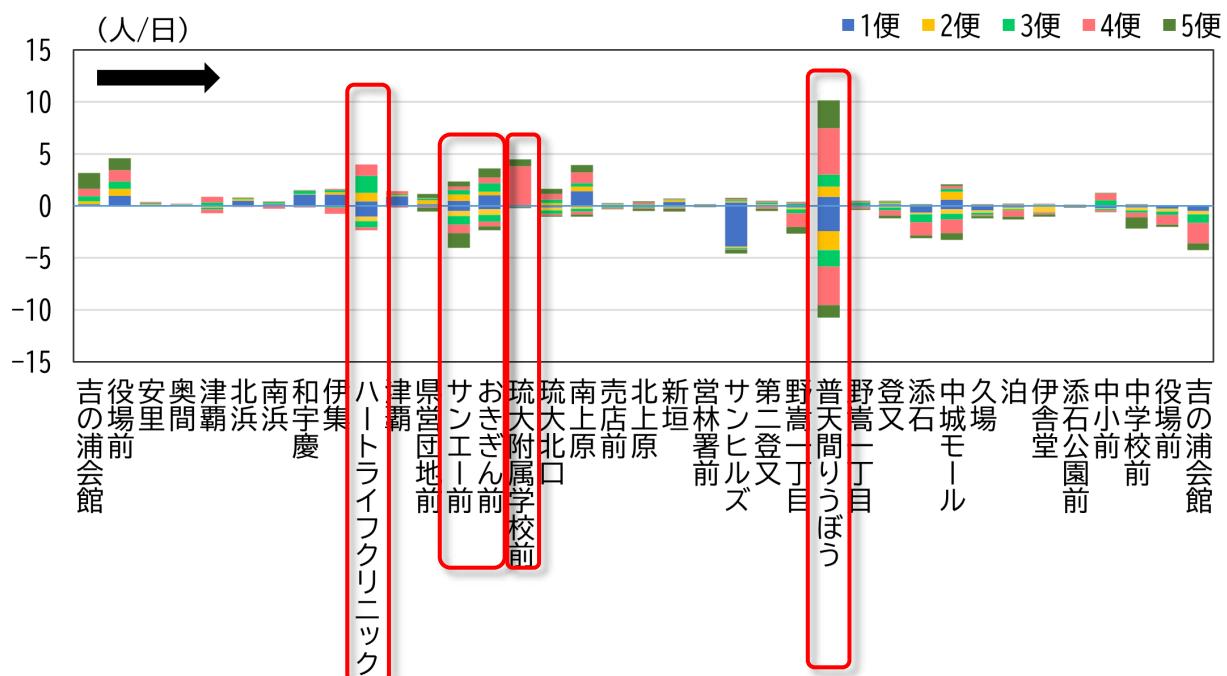


图 54 区間別車内人員

資料：いずれも中城村資料

■伊集回り線

- 4便の「琉大附属学校前」での乗車が多く、下校手段として利用されているものと考えられます。
- 「普天間りうぼう」での乗車・降車がともに9人/日と最多となっており、特に4便での利用が多くなっています。
- 「サンエー前」、「おきぎん前」は各便で降車が見られ、買い物等を目的として利用されているものと考えられます。
- 「普天間りうぼう」では、乗客が入れ替わっている可能性が考えられます。



資料：いづれも中城村資料

■久場回り線

- ・「普天間りうぼう」の乗降者数が最も多く、12人/日の乗車が見られます。
 - ・次いで、「中城モール」での乗降者数が多く、9人/日の降車が見られます。
 - ・「普天間りうぼう」で乗客が入れ替わっている可能性が考えられます。

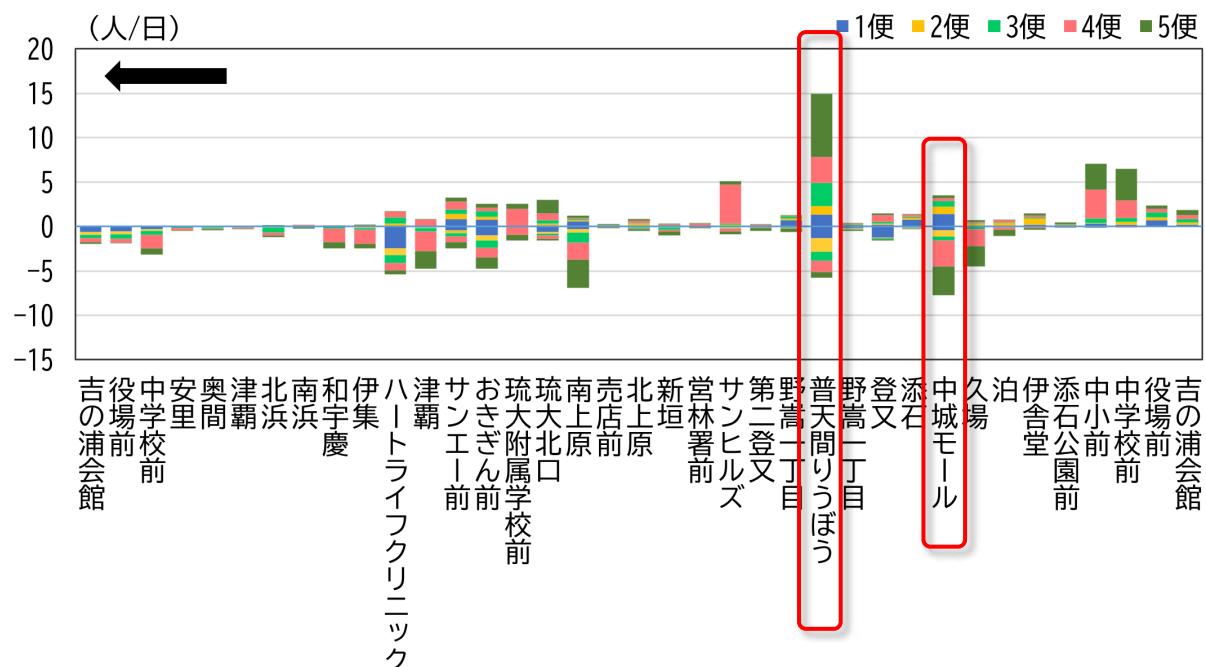


図 57 バス停別乗降者数

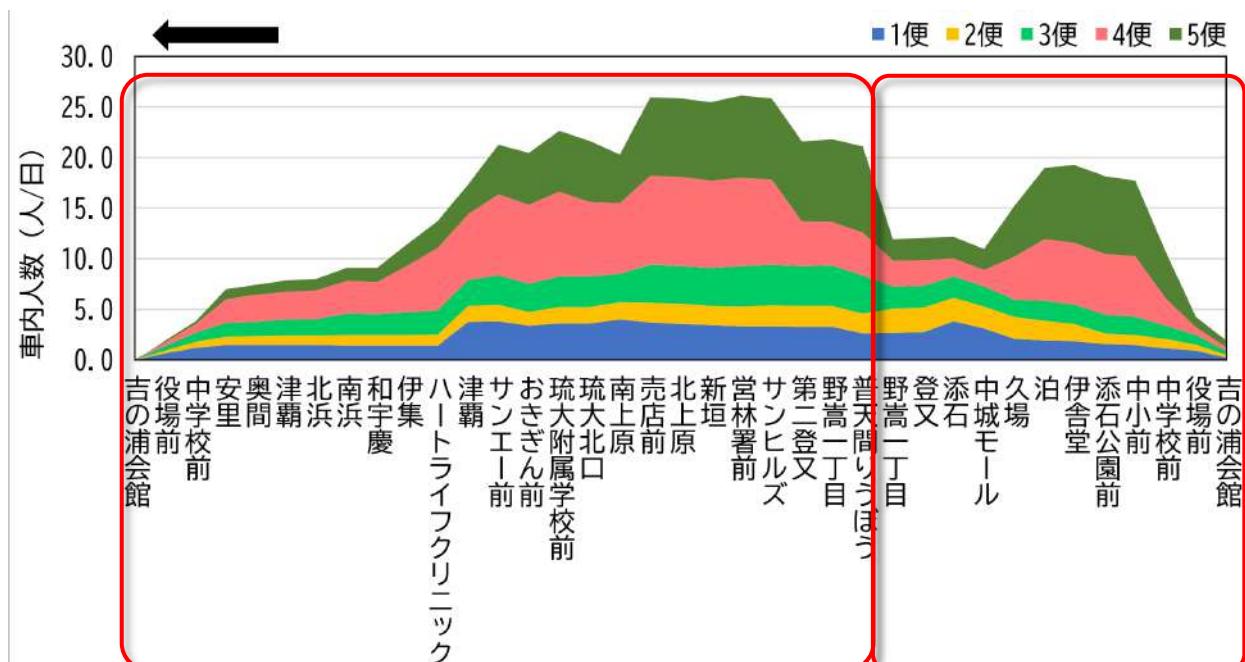


図 58 区間別車内人員

資料：いずれも中城村資料

5) 日中便の利用特性

- ・ 日中便を図59の3つの利用区間に分けて、利用特性を整理しました。
 - ・ [伊集回り線] [久場回り線]ともに吉の浦会館～普天間りうぼう（伊集経由：区間①、久場経由：区間②）の利用が約8割を占め、普天間りうぼうを「またぐ」利用（区間③）は限定的となっています。

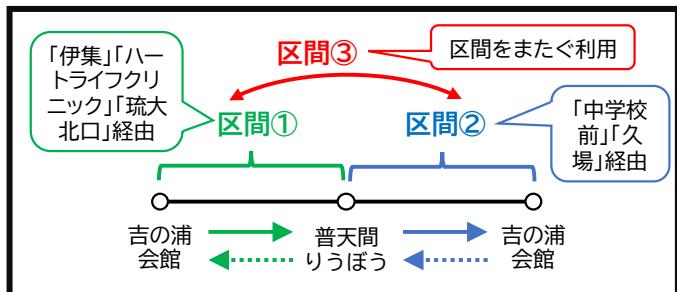
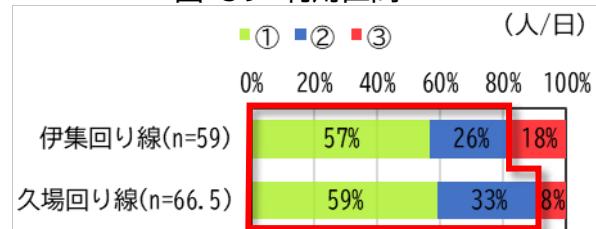


図 59 利用区間



※n値は乗車数と降車数の合計値

図 60 路線別の区間別利用割合

資料:中城村資料

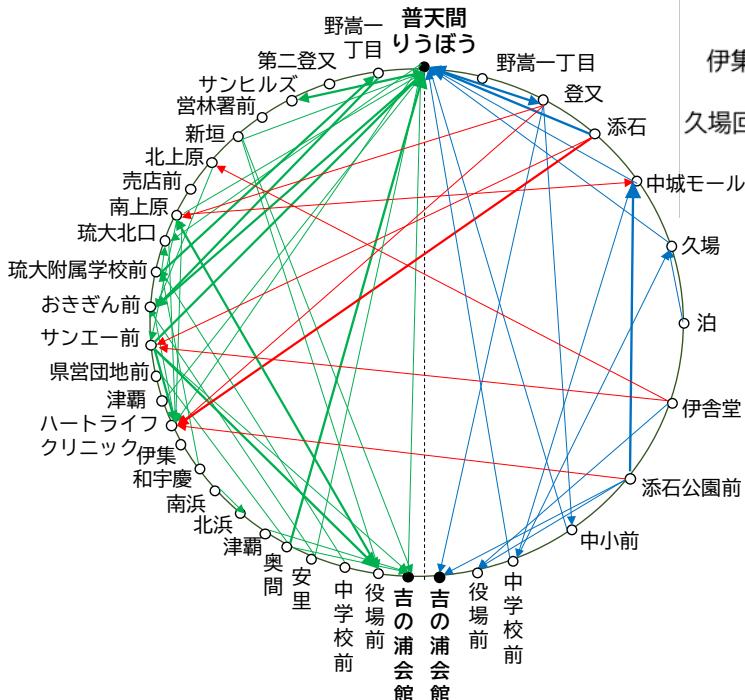
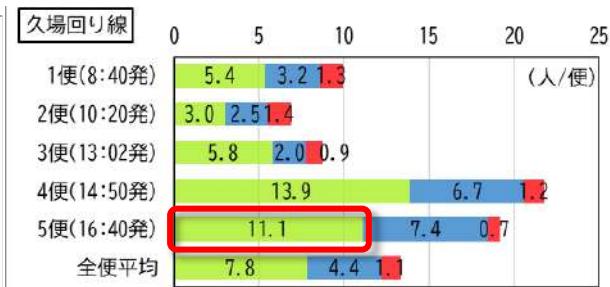
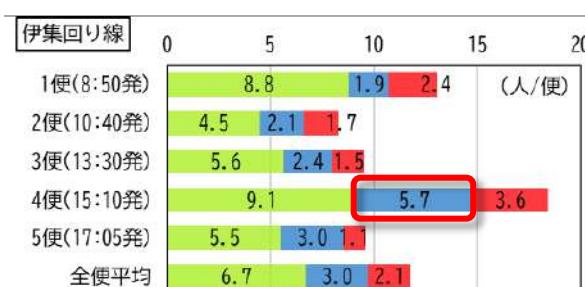


図 61 護佐丸バス日中便の利用特性

資料:利用者アンケート結果

※ 利用者アンケートで回答された「最寄りのバス停」と「よく使うバス停」を線で繋ぎ、護佐丸バスの移動特性の把握を行う。経路上2回通るバス停については、区間が短い方を採用し、傾向を把握

- 便別に見ると、[伊集回り線] [久場回り線] ともに全便で区間①の利用者が多くなっています。
 - 一方で、伊集回り 4 便と久場回り 5 便では、「普天間りうぼうから乗車」する利用が多くなっています。該当時間帯は、普天間高校生の下校手段として利用されている可能性があり、時間帯や利用区間別に利用特性が異なっています。



- ①伊集・琉大方面から「普天間りうぼう」までの利用
- ②「普天間りうぼう」から久場・中城中学校方面への利用
- ③区間を跨いだ利用

図 62 便別の区間別利用割合

資料：中城村資料

2-2-3. 交通空白地域・交通不便地域

(1) 交通空白地域

地形の制約が大きい上地区登又～北上原や、比較的人口が高密度に集積する下地区浜で公共交通サービスが提供されていない「交通空白地域」が見られ、中城村の総人口の約22%が交通空白地域に居住しています。

地区別に見ると、下地区浜では地区内にバス停が存在せず、地区の人口の約9割が交通空白地域に居住しています。

なお、ここでは、バス停から半径300m^{※1}の圏域を「交通サービス圏域」とし、その外側を「交通空白地域」としています。

表 10 交通空白地域の人口・面積

	面積 (ha)	構成比	人口総数	構成比	75歳以上人口 ^{※3}	構成比
全体	1,553	100%	23,938	100%	2,205	100%
交通サービス圏域 ^{※1}	786	51%	18,590	78%	1,645	75%
交通空白地域 ^{※2}	767	49%	5,202	22%	554	25%

※1 「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」におけるバス停徒歩圏に準拠

※2 交通サービス圏内人口及び交通空白地域人口については国勢調査（令和2年）の人口メッシュ（250m）データを各地域で按分して算出

※3 住民アンケート結果より、高齢者のうち、免許返納率が高くなるのは70歳以上。国勢調査の人口メッシュ（250m）データの年齢区分のうち、70歳以上を含む「75歳以上」を対象に分析を実施

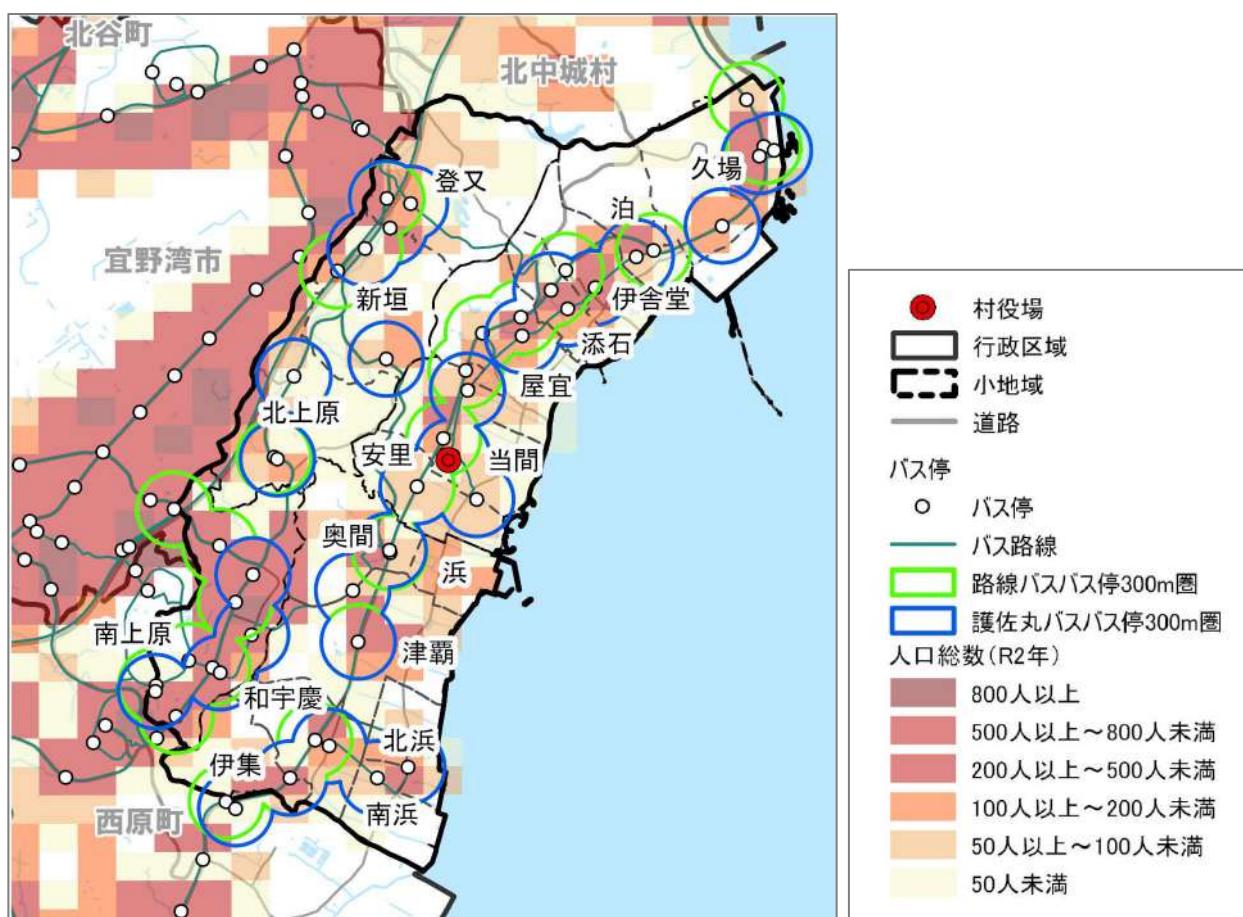


図 63 交通空白地域の人口分布状況

資料：国土数値情報、基盤地図情報、中城村資料、国勢調査（令和2年）

(2) 交通不便地域

高齢者が無理なく歩ける距離である100m^{※1}圏外を「交通不便地域」とした場合、中城村の総人口の約82%が交通不便地域に居住しています。

上地区北上原では、交通不便地域の居住人口割合が9割を超えており、民生委員アンケートでも「バス停まで時間がかかる」という意見が見られます。

※1 一般的に交通空白地帯を分析する際のバス停からの距離は300mを用いるが、バスサービスハンドブック（土木学会）では、高齢者が無理なく歩ける距離が、100mとされていることから、バス停から100m圏外を「交通不便地域」として、分析を実施

表 11 交通不便地域に居住する総人口および75歳以上人口の割合

	人口総数	人口総数		75歳以上人口		
		交通不便地域人口 ^{※2}	交通不便地域人口割合	75歳以上人口総数	交通不便地域人口 ^{※2}	交通不便地域人口割合
総数	23,938	19,565	82%	2,205	1,798	82%
下地区（伊集～浜）	伊集	949	871	92%	166	156
	和宇慶	715	526	74%	110	79
	南浜	192	138	72%	26	19
	北浜	424	370	87%	64	55
	津霸	1,551	1,390	90%	157	139
	奥間	1,225	1,137	93%	112	103
	浜	477	477	100%	115	115
下地区（安里～久場）	安里	406	364	90%	56	51
	当間	901	702	78%	114	89
	屋宜	818	606	74%	77	55
	添石	594	395	67%	142	87
	伊舎堂	789	663	84%	138	78
	泊	358	262	73%	54	39
	久場	1,493	1,261	84%	128	110
上地区（登又～北上原）	登又	1,284	1,053	82%	154	130
	新垣	1,140	940	82%	100	80
	北上原	1,696	1,627	96%	184	178
上地区（南上原）	南上原	8,784	6,641	76%	299	227

※2 交通不便地域人口については国勢調査（令和2年）の人口メッシュ（250m）データを交通不便地域で按分して算出

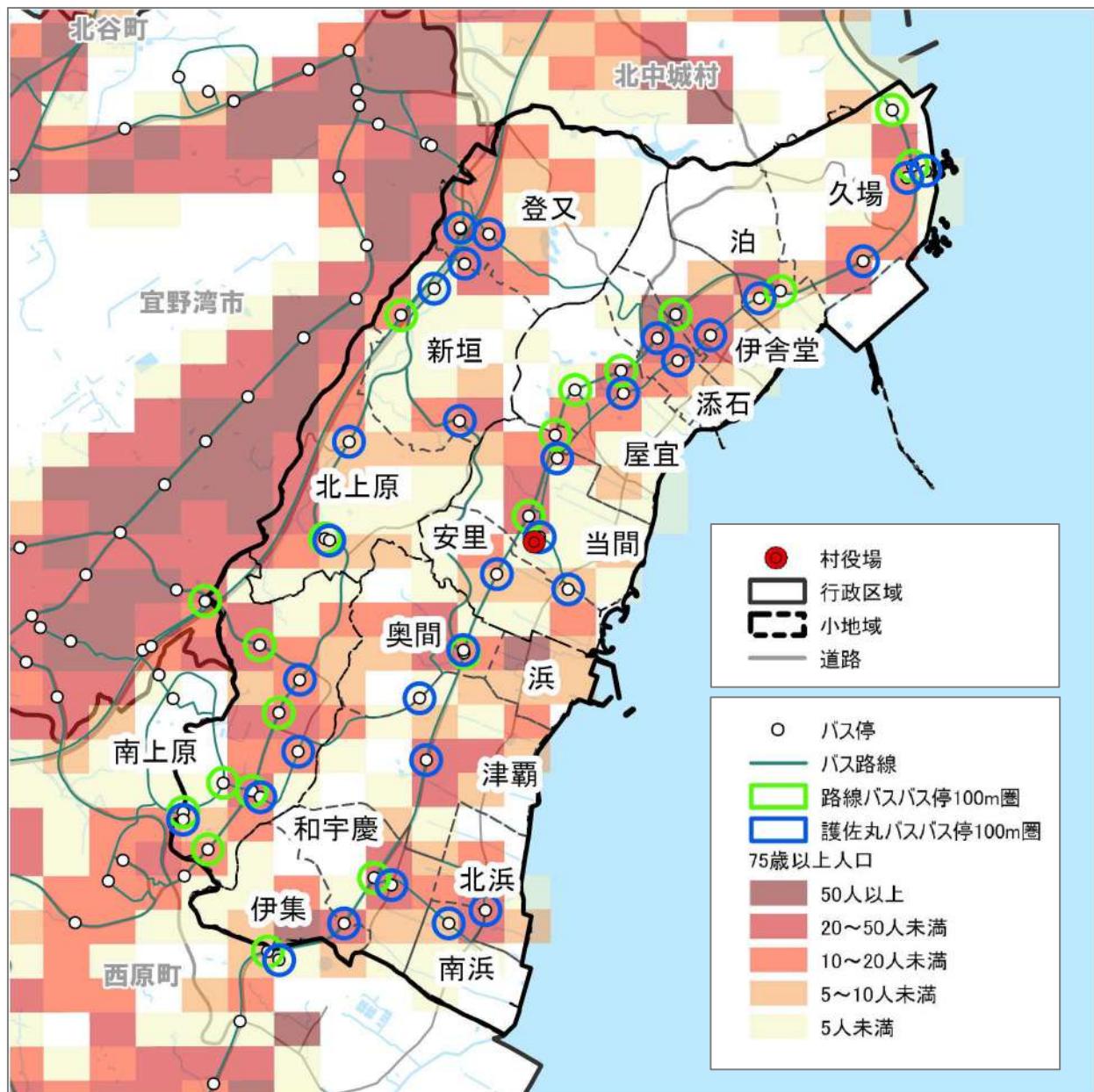


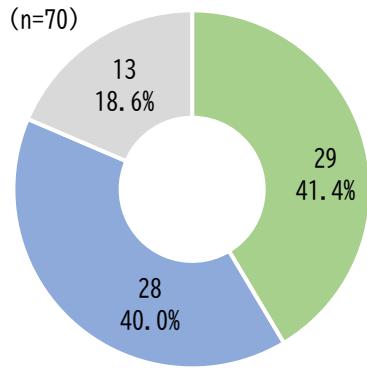
図 64 交通不便地域の人口分布状況

資料：国土数値情報、基盤地図情報、中城村資料、国勢調査（令和2年）

2-2-4. 乗り継ぎ利用の実態

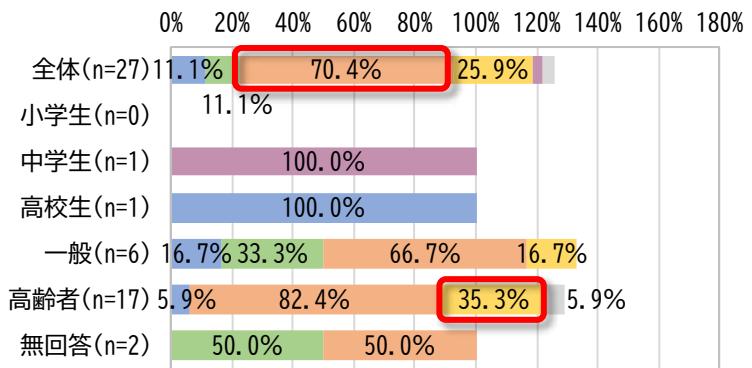
(1) 護佐丸バスでの乗り継ぎ実態

護佐丸バスの利用者のうち、約40%が「乗り継ぎ利用をすることがある」と回答しています。また、乗り継ぎで利用する公共交通機関については、「路線バス」が約70%と高く、次いで、「タクシー」が約26%で、特に高齢者では「タクシー」の回答割合が高くなっています。



- 乗り継ぎ利用をすることはない。
- 乗り継ぎ利用をすることがある。
- 無回答

図 65 乗り継ぎの有無



※ラベルは5.0%以上の項目のみ表示

■ 護佐丸バス ■ 高速バス ■ 路線バス ■ タクシー ■ その他 ■ 無回答

図 66 乗り継ぎで利用する公共交通

資料：利用者アンケート結果

1) 乗り継ぎ地点

利用者アンケートで乗り継ぎが確認されたバス停は以下のとおりです。

表 12 護佐丸バスとの乗り継ぎバス停一覧

乗り継ぎをする移動手段	バス停名* () 内は回答数
高速バス	琉大北口(3)
路線バス	サンエー前(1)、おきぎん前(4)、普天間りうぼう(11)、南上原(2)、琉大北口(1)、ハートライフクリニック(4)、中城モール(1)、役場(1)
タクシー	ハートライフクリニック(5)、普天間りうぼう(2)、南上原(1)、野嵩一丁目(1)、ほとんど(1)、
その他	おきぎん前(1)、長田(路線バスのバス停) (1)

資料：利用者アンケート結果

* 路線バスのバス停名で回答されていたもののうち、近距離に護佐丸バスのバス停が確認できたバス停については、護佐丸バスのバス停名を表記



図 67 護佐丸バスの乗り継ぎ地点

資料：国土数値情報、基盤地図情報、中城村資料、利用者アンケート結果

2) 「奥間」での乗り継ぎ実態

[伊集普天間線] と [久場琉大線] の乗り継ぎポイントとして設定されている「奥間」バス停で、乗り継ぎを行っている利用者は、令和5年度の平均で5.8人/日となっています。

当該2路線の「奥間」の平均利用者は10人/日であり、おおよそ半数が乗り継ぎを行っています。

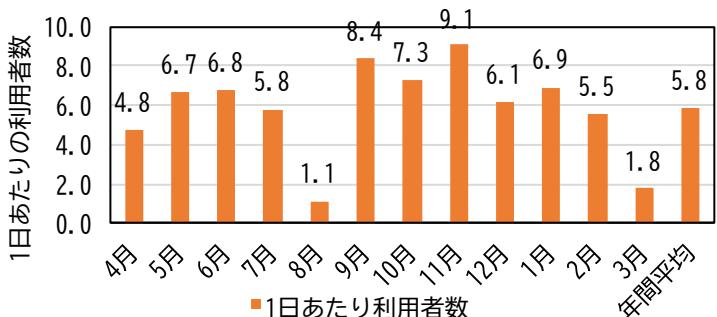


図 68 月別1日あたりの乗り継ぎ券利用者数
(令和5年)

(2) モノレールの利用と移動手段

護佐丸バスの利用者のうち、約36%が「モノレールを利用することがある」と回答しています。

モノレールまでの移動手段については、全体では「護佐丸バス」が約20%、「路線バス」が約76%と多くなっています。

地区別で見ると、各地区とも「路線バス」の回答割合が最も高いものの、上地区（南上原）以外の地区では「護佐丸バス」の回答が見られ、「護佐丸バス」と「路線バス」を組み合わせてモノレールまで乗り継いでいるものと推察されます。

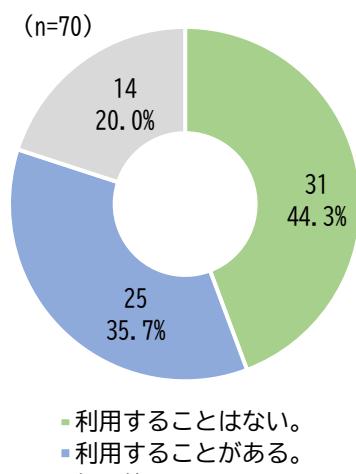


図 69 モノレールの利用の有無

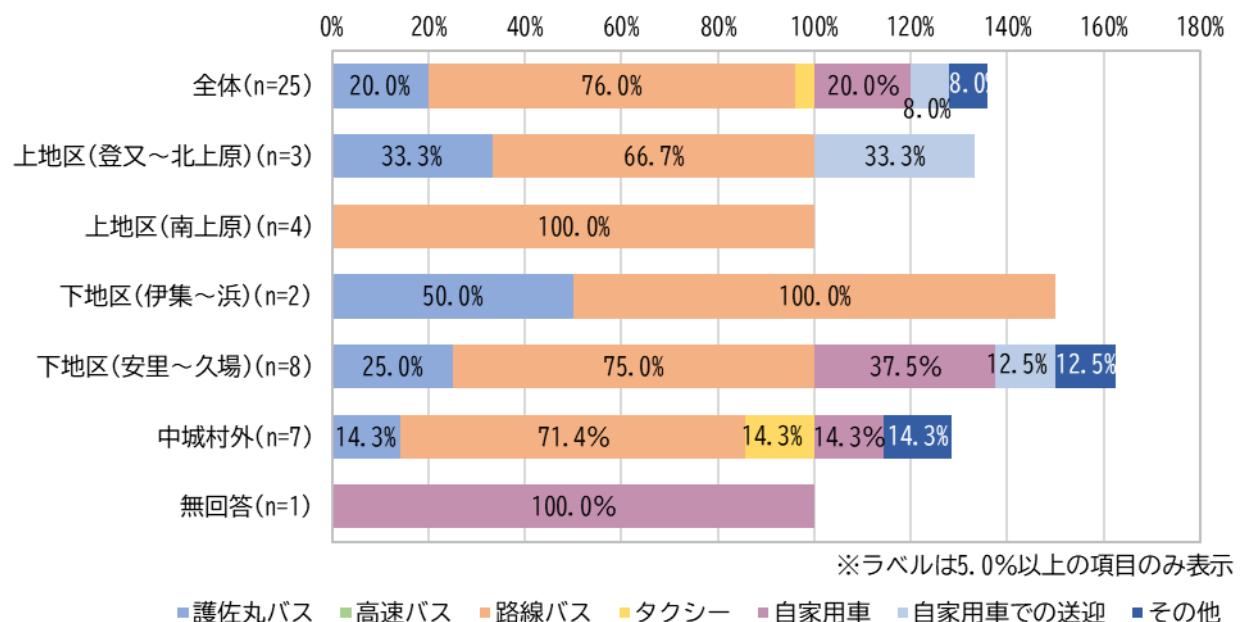


図 70 モノレール駅までの移動手段

資料：いざれも利用者アンケート結果

2-2-5. その他

(1) タクシー

中城村内に事業所があるタクシー事業者は株式会社共友タクシー1社であり、車両保有台数は23台、ドライバーは34人となっています。

共友タクシーはひまわりタクシー株式会社のグループ会社であり、浦添市を中心に6社グループ会社が立地しています。

輸送人員は、1日300人前後で、週末は600人前後となっています。（交通事業者ヒアリングより）

表 13 タクシー事業者の概要

No	会社名	許可年月日	住所	タクシー台数 (台)	運転手 (人)
1	株式会社 共友タクシー	昭和39年2月3日	中城村津霸 220番地	23	34
2	ひまわりタクシー株式会社	昭和47年6月3日	浦添市西原 5-8-10	30	-
				ハイヤー6	
3	合資会社 広栄タクシー	昭和39年2月3日	浦添市西原 5-8-10	10	-
4	合資会社 光タクシー	昭和39年2月10日	浦添市西原 5-8-10	10	-
5	合資会社 光タクシー曙営業所	平成31年4月1日	那霸市曙1丁目15番地16	19	-
6	株式会社 共和交通	昭和49年5月4日	糸満市武富 154番地	28	-
7	株式会社 浦添交通	昭和36年	西原町棚原 577番地4	24	-
8	ゆうなタクシー株式会社	昭和50年	北中城村屋宜原 689番地	27	-

資料：事業者ヒアリング結果、事業者 HP

(2) スクールバス

1) 運行概要

中城村内の児童・生徒の登下校支援を目的として、スクールバスが運行されており、主に台地部に居住する中城中学校生徒と上地区（登又～北上原）に居住する中城南小学校の生徒を対象に送迎を行っています。

表 14 スクールバスの運行概要

運行車両	・中型バス（40名乗り）2台 ・マイクロバス1台
運行日時	平日のみ：登校時（6:30～8:00） 下校時（14:50～19:40）
路線	登校：登又～中城南小学校～中城中学校 下校：中城南小学校または中城中学校発
運賃	回数券※
運行事業者	株式会社セノン

資料：中城村資料

※ 令和5年度より、スクールバスの回数券と護佐丸バスの回数券が統合したため、護佐丸バスの回数券を購入することで、スクールバスに乗車可能



図 71 スクールバスの運行経路

資料：国土数値情報、中城村資料

表 15 路線ごとの経路および始発時間(令和6年度時点)

		1便	2便
登校	Aバス 登又～中城南小学校～中城中学校	6:34 発	7:15 発
	Bバス 1便：中城南小学校～中城中学校 2便：登又～中城南小学校～中城中学校	6:30 発	7:08 発
	Cバス 登又～中城南小学校～中城中学校	6:40 発 (南上原バス停発)	7:00 発
下校	中城南小学校発	14:50 発	15:45 発
	中城中学校発	16:18 発	17:03 発
	中城中学校発（補修講座および部活用）	17:30 発	18:45 発

資料：中城村資料

※ 下校時刻は学校の予定にあわせて、月ごとに変更している

2) 利用状況

令和5年度は年間38,575人の利用者が見られ、利用者の約8割を「中学生」が占めています。

月別の利用者数では、5月が最も多く4,629人となっています。

また、1日あたり平均では「小学生」は約34人、「中学生」は約155人が利用しています。

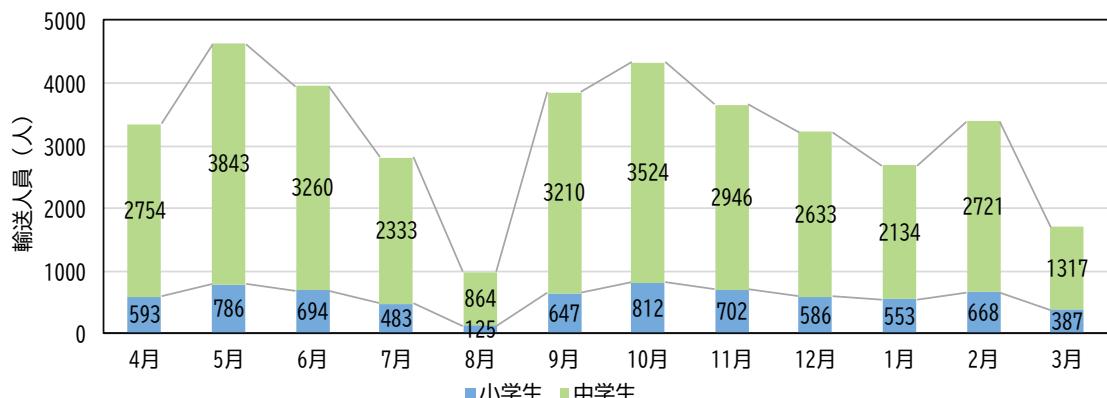


図 72 スクールバスの利用者数の月別推移(令和5年度)

表 16 スクールバスの1日あたりの利用者数(令和5年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
運行日数	17	20	20	13	6	20	21	21	17	17	20	12	204	17
1日あたりの利用者数	小学生	35	39	35	37	21	32	39	33	35	33	32	404	34
	中学生	162	192	163	180	144	161	168	140	155	126	136	1,836	155
	計	197	232	198	217	165	193	207	174	189	158	170	2,240	189

資料：中城村資料

(3) 送迎サービス実施事業者

中城村内に立地または村内を運行区域とするデイサービス等の送迎サービスを実施する事業者に対して、送迎サービスの運行状況や利用状況、公共交通との連携の可能性等を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

以下は、回答が得られた事業者の送迎サービスの実施概要です。

表 17 送迎サービス等実施事業者の概要(抜粋)(1/2)

NO	事業者名	利用対象者	運行日	運賃	車両数	ドライバー数
1	なかぐすく日の出園デイサービスセンター	要介護者 要支援者	平日のみ	無料		14
2	ワンアップ 西原店	介護認定者 高齢者	月～金 盆・年末年始、 その他休みあり	デイサービス費に含む	4名乗り1台 5～6名乗り3台	4
3	デイサービスセンターMINAMI	要介護者 要支援者	月～金 日祝		5台	7
4	デイサービスセンターオアシス	要介護認定を受けた利用者(要支援1～要介護5)	月～土(年末・年始以外)		10名乗り3台 5名乗り1台	
5	デイサービスセンターかふ～	入居者および利用者	月～土(休日含む)	なし	8名乗り2台 4名乗り1台	
6	社会福祉法人ハイジ福祉会	15名程度	月～金(土日・祝、年末・年始以外)	無料 サービス費(公費)片道490円	2台	2
7	デイサービスセンターひふみ	介護認定者 介護の必要な方	毎日	無料	4名乗り4台 5名乗り2台	10
8	ブルーミング南上原	通所介護利用者	1月1日以外	無料	6名乗り2台 5名乗り1台 4名乗り2台	5
9	在宅介護サービスセンター中城	要介護者 要支援者	日曜、元旦以外(祝日含む)	片道470円		13
10	デイケア信成苑	要介護認定を受けた利用者(要支援1～要介護5)	月～土(年末・年始以外)	介護サービスに含まれてる	10名乗り3台 5名乗り3台	12

資料：送迎サービス等実施事業者アンケート結果

表 18 送迎サービス等実施事業者の概要(抜粋)(2/2)

NO	事業者名	利用対象者	運行日	運賃	車両数	ドライバ ー数
11	社会福祉法人 中城村社会福祉協 議会	事業所の利 用者	月～金および祝 祭日に開所する 日	無料	10名乗り 2台 (うち1台リフ ト車) 5名乗り 1台 4名乗り 1台	3～4
12	デイサービスセン ター野の花	70～90代の デイ利用者	施設の休館日以 外(日、年末年 始等) ※月～土迄	デイサービ スの介護保 険料に含ま れる	4名乗り 3台	1
13	ピーコム体育スク ール	スクール生 徒	火～土曜日	基本無料 (スクール バックを購 入した方の み利用可 能)	8名乗り 1台	2

資料：送迎サービス等実施事業者アンケート結果

(4) 他の交通事業者

1) 貸切バス事業者

貸切バス事業者1社が、中城村内に営業所を有しています。

表 19 貸切バス事業者概要

事業者名	株式会社サクシードバス	
設立年	平成9年10月1日	
営業所位置	中城村南上原944番地205	
保有台数	大型バス	9台
	小型バス	1台
	マイクロバス	3台
	ハイエース	2台
運転手	12名	
備考	沖縄カトリック小学校、沖縄県立芸術大学のスクールバスを運行	

資料：株式会社サクシードバス HP

(5) シェアサイクル

1) シェアサイクルの概要

中城村内にシェアサイクルが設置されており、令和6年4月から令和7年3月の利用ユーザー数は1,184名となっています。

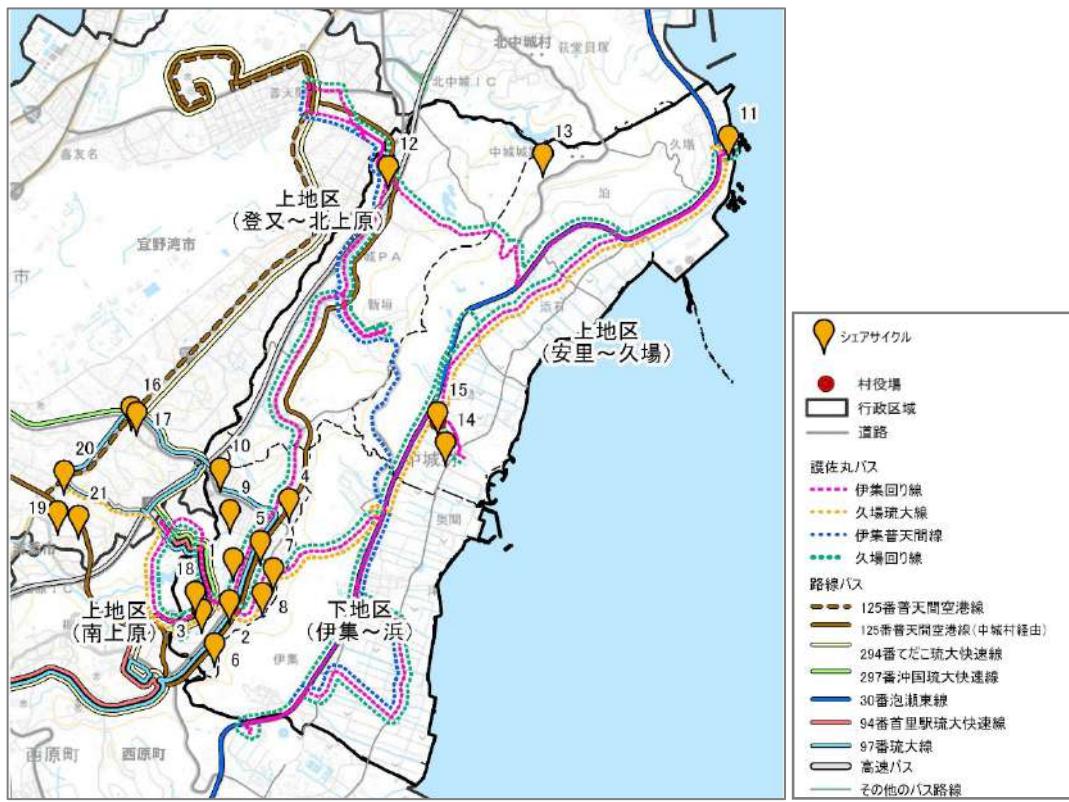


図 73 シェアサイクルの設置場所

資料：国土数値情報、中城村資料、事業者 HP

表 20 村内のステーション

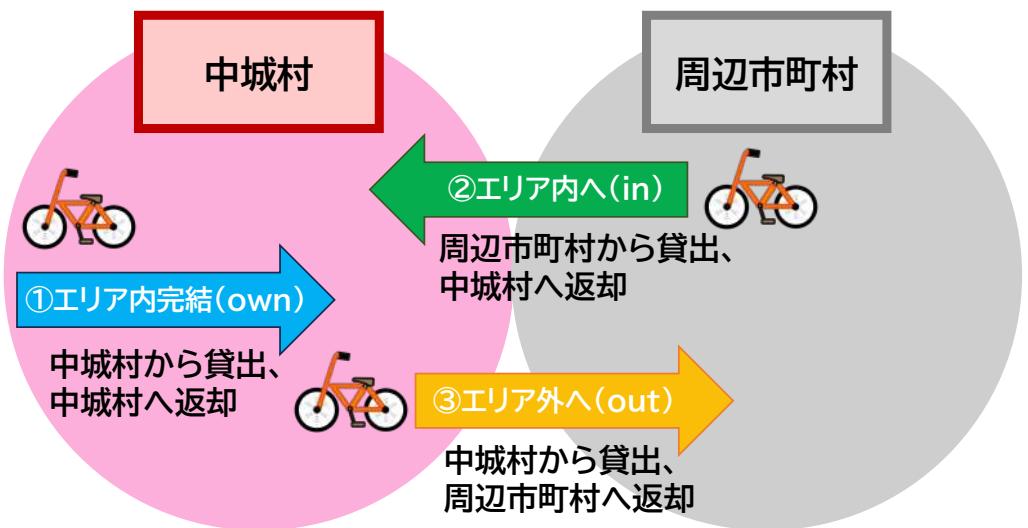
NO	ステーション名	ラック数	NO	ステーション名	ラック数
1	竹口原公園	9	12	ローソン登又店前	5
2	沖縄銀行 なかぐすく支店	4	13	中城城跡	5
3	赤森原公園	6	14	護佐丸歴史資料図書館	5
4	ちゅらばる公園	6	15	中城村役場	5
5	ゆらしていく公園	5	16	長田交差点①	17
6	南坂田原公園	5	17	長田交差点②	7
7	サンエーなかぐすく店	5	18	琉球大学 人文社会学部前	12
8	南上原糸蒲公園	6	19	宜野湾市民図書館	4
9	石橋原公園	6	20	中部商業高校前	7
10	山内原公園	6	21	MINA SHARE	5
11	中城モール	11		合計	140

資料：中城村資料、事業者 HP

2) 利用状況

■月別利用回数

月別利用回数を見ると、中城村内完結の利用はほとんど見られず、全体の約15%となっており、主に村内外の利用に利用されています。



- ・①②③すべてを利用回数としてカウントします
- ・利用時間は返却時間が基準となります

図 74 利用回数の考え方

資料：中城村資料、事業者資料

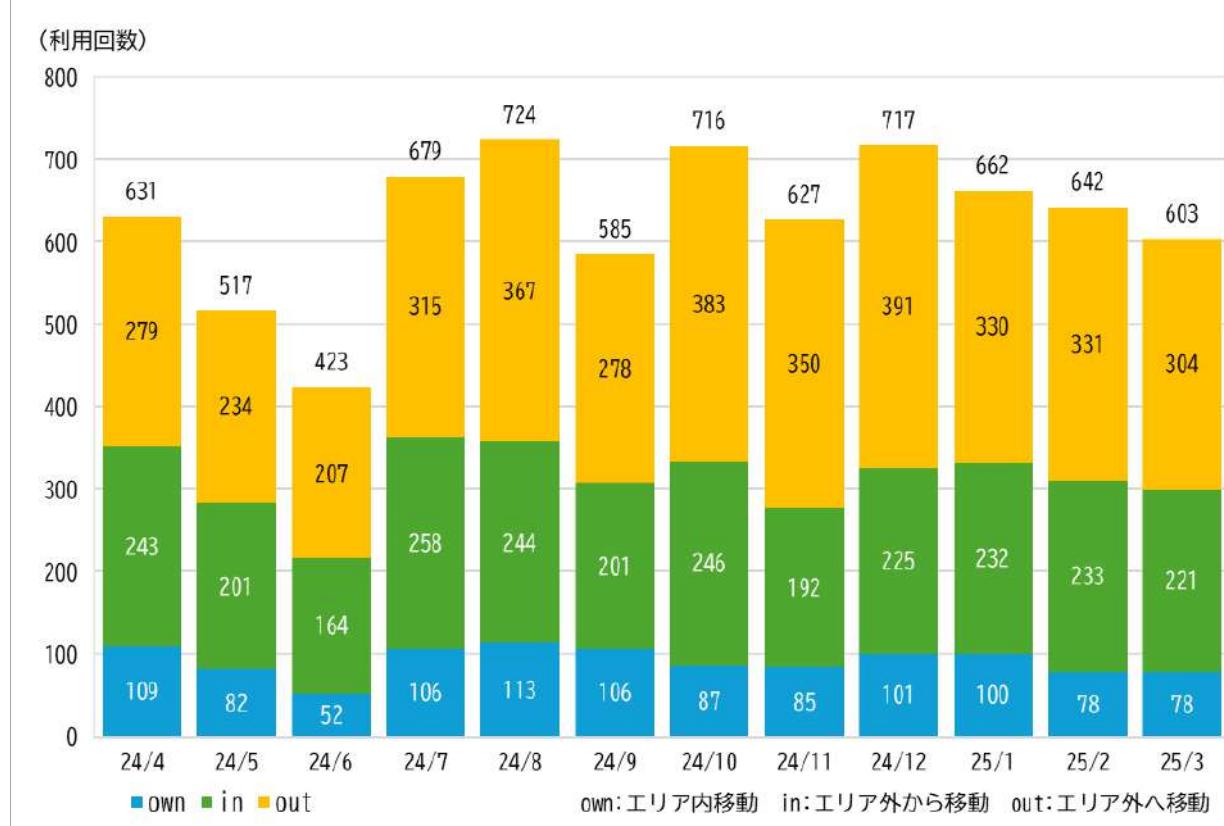


図 75 月別利用回数(令和6年4月～令和7年3月)

資料：中城村資料、事業者資料

■ラック別の利用回数

ステーション別の利用者数を見ると、てだこ浦西駅と長田交差点の利用者数が多く、路線バスとの乗り継ぎやモノレールとの乗り継ぎに利用されていることが考えられます。



図 76 貸出回数と返却回数の合計値(令和6年9月1日～令和7年8月31日)

資料：中城村資料、事業者資料

※利用経路別の利用回数のデータから、貸し出し回数と返却回数を合算

■時間帯別の利用度（曜日別）

時間帯別の利用度を見ると、17時～19時の帰宅の時間帯の利用が多くなっています。

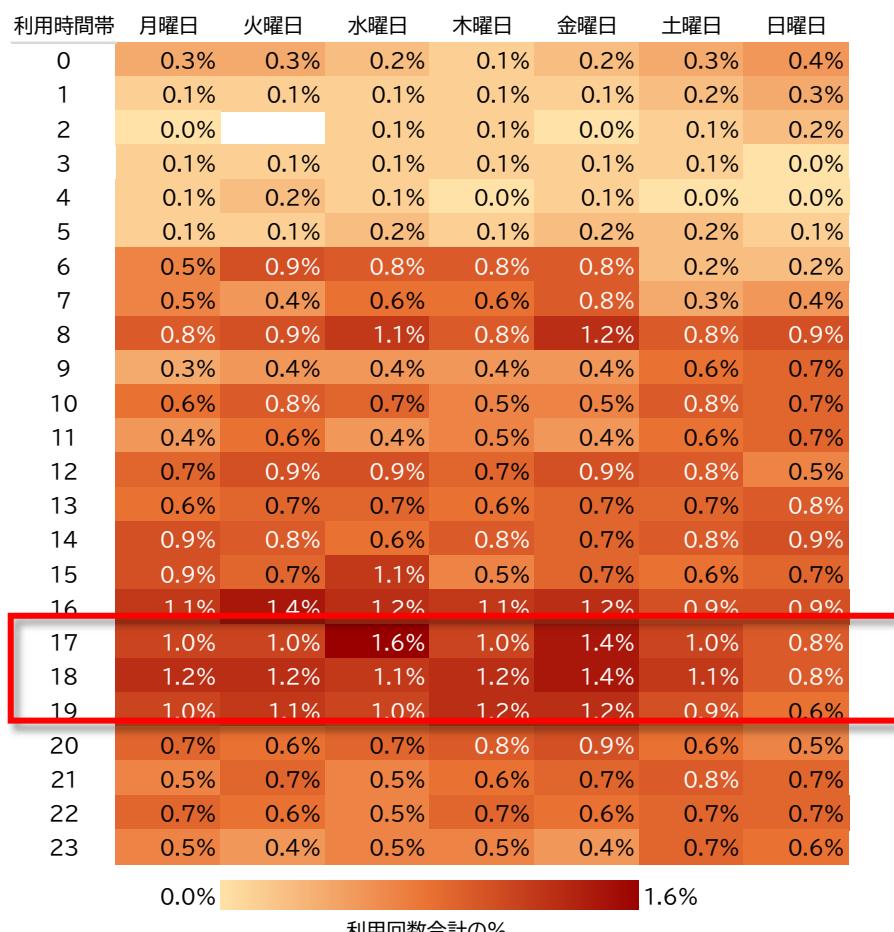


図 77 時間帯別の利用度(令和6年4月～令和7年3月)

資料：中城村資料、事業者資料

2-3. アンケート調査結果

2-3-1. 住民アンケート

(1) 調査の概要

表 21 調査の概要

	概要
調査手法	・郵送による調査票の配布・回収
調査対象	・18歳以上（高校生を除く）90歳未満の住民2,000人（無作為抽出）
調査実施期間	・10/1（火）～10/28（月）
主な調査項目	・日常生活の移動実態（日々の買い物、特別な買い物、通院） ・公共交通の利用の有無、利用実態、改善要望 等
回収結果	・671件（回収率33.6%）

(2) 公共交通の利用状況等

直近の1か月で1度でも公共交通を利用した回答者は全体で約14%で、年齢別に見ると、29歳以下では約3割となっています。

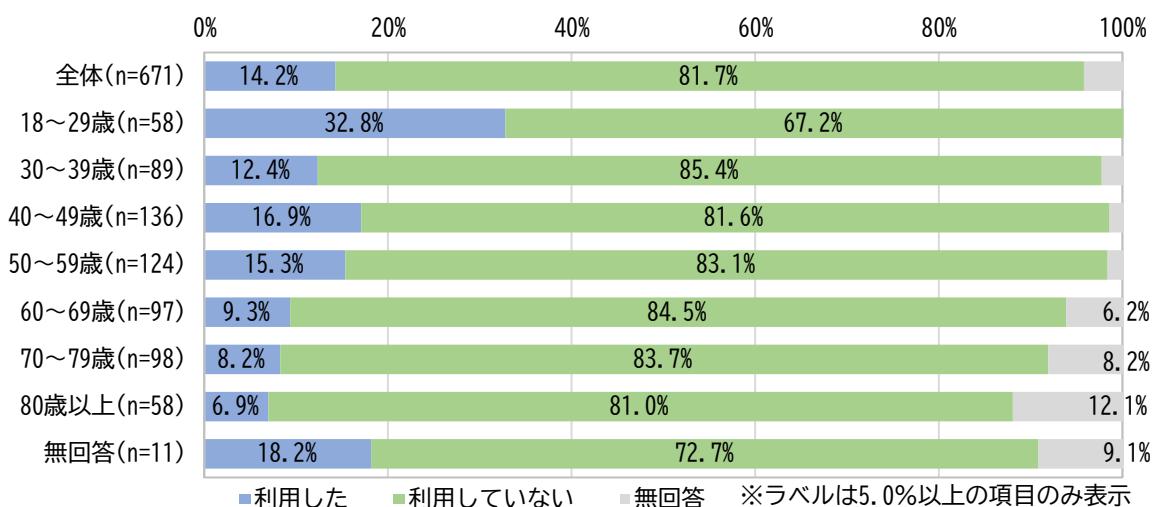


図 78 直近1か月の公共交通利用状況

利用した公共交通機関としては約6割が「モノレール」、「路線バス」と回答しています。

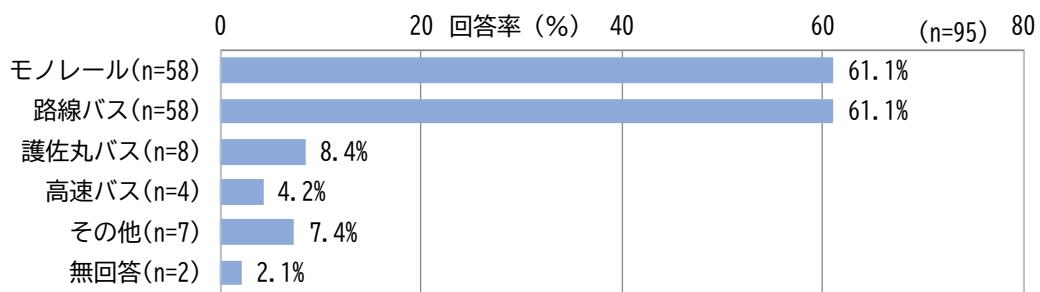


図 79 利用した公共交通機関

公共交通を利用した外出の目的として、全体では「飲食」が約3割と最も多くなっていますが、70歳以上では「買い物」、「通院」の回答割合がそれぞれ半数以上となっています。

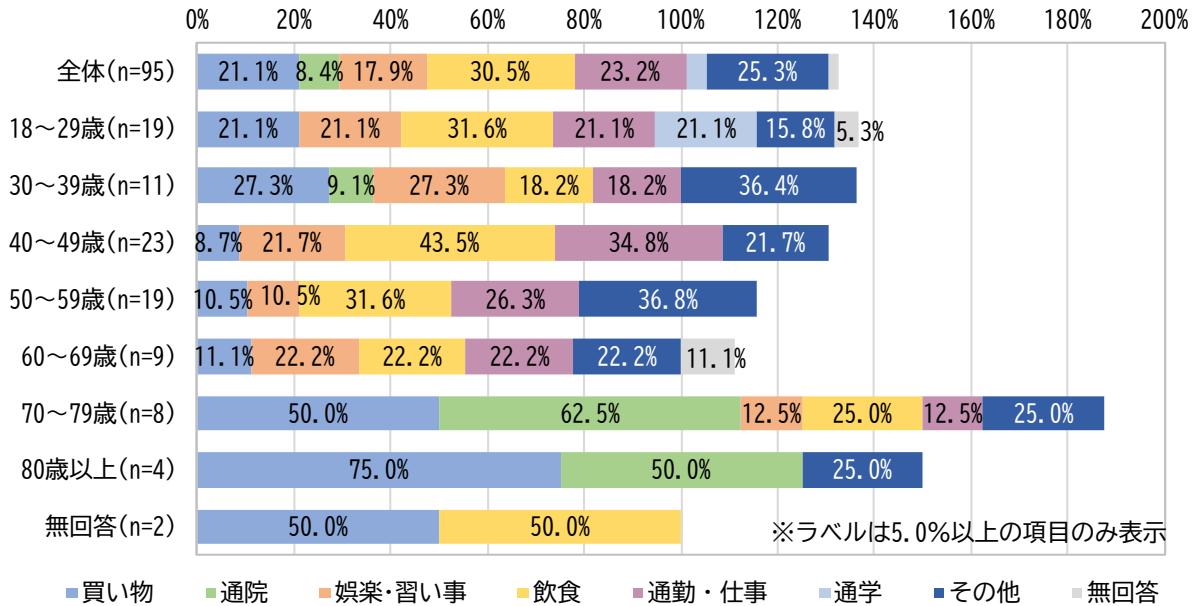


図 80 公共交通利用時の外出目的

公共交通“非利用者”的日常の移動手段を見ると、30歳～79歳までの9割前後が、「自家用車（自分が運転）」と回答しており、「自家用車（自分以外が運転）」も含めると、高齢者でも自家用車での移動が主体となっています。

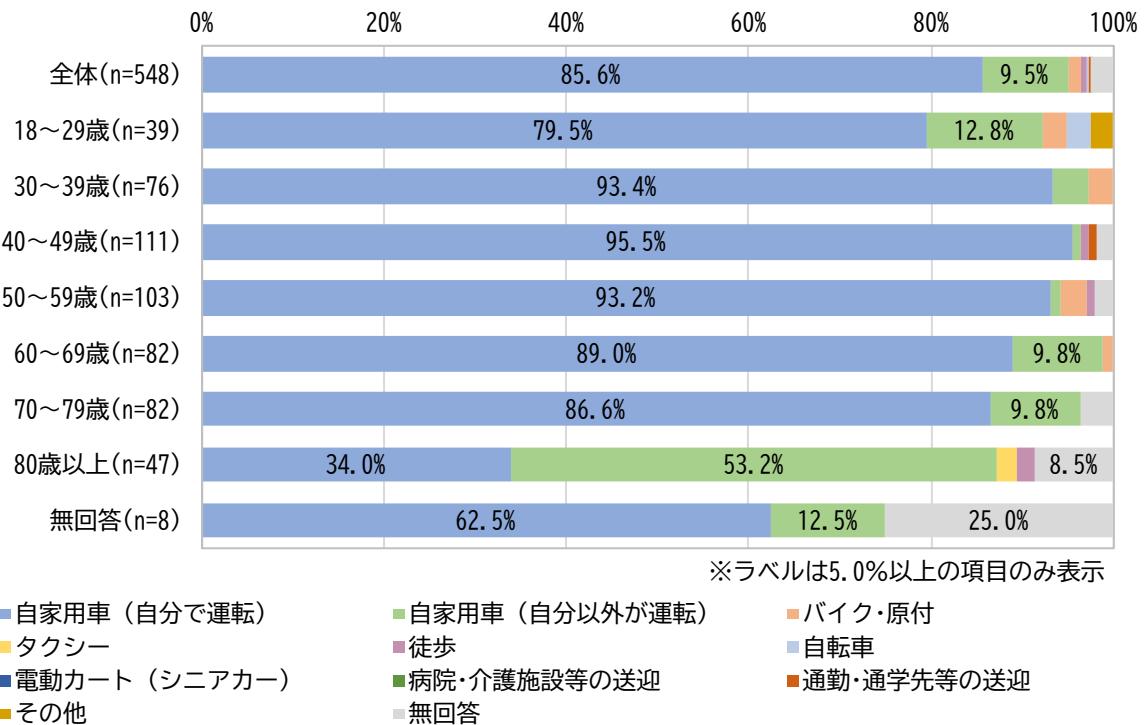


図 81 公共交通非利用者の日常の移動手段

(3) 公共交通利用者の不満

公共交通を利用する上での困りごととしては、「自宅からバス停等までの距離が遠い」、「運行便数が少ない」、「悪天候時に野外で待ち続けるのが大変」の回答割合が35%以上と高くなっています。

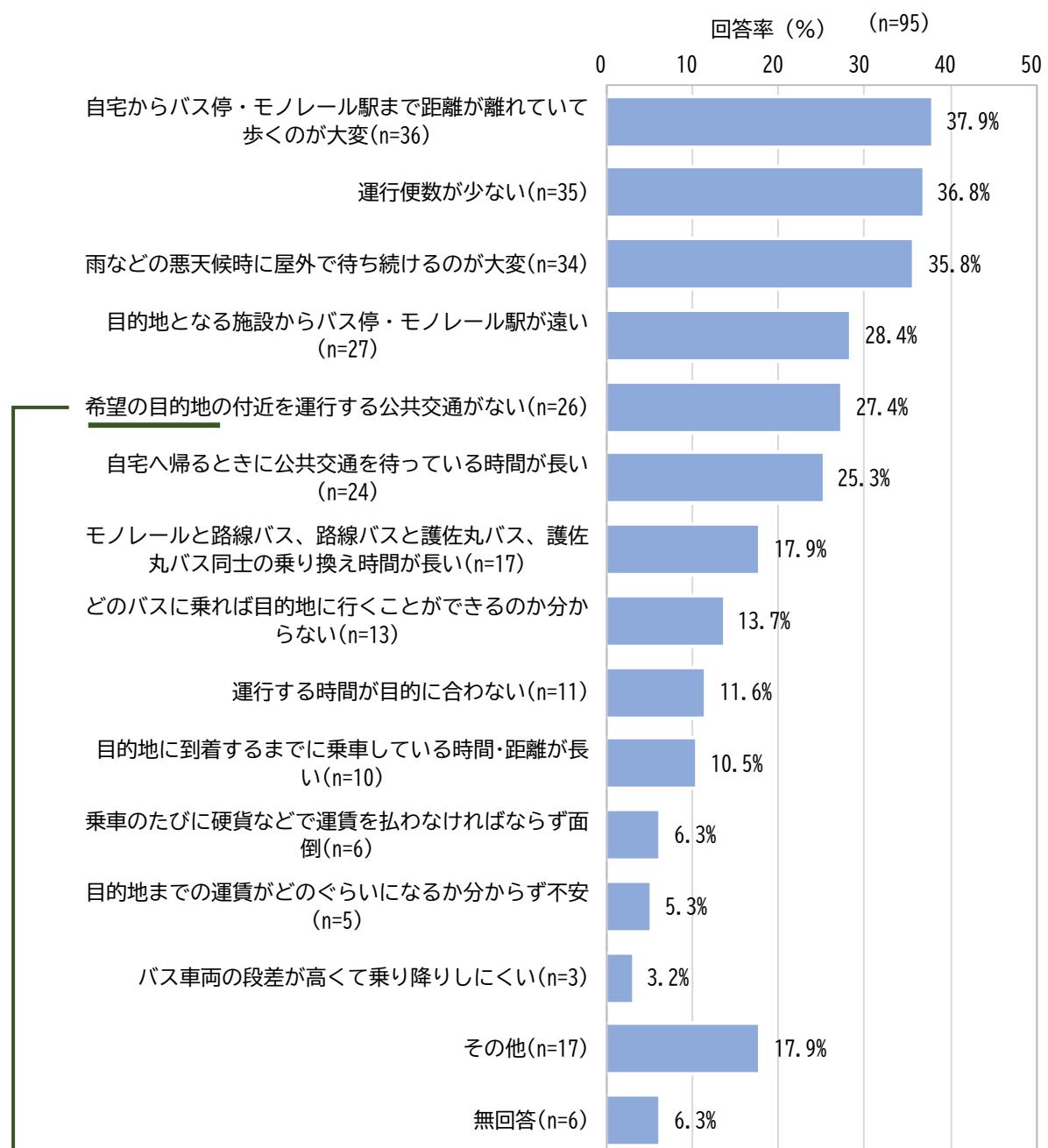


図 82 公共交通利用者の不満

希望の目的地（抜粋）

- モノレールてだこ浦西駅
- 那覇空港（高速バスまでキャリーケースを持って移動できないため）
- 宜野湾市（こどもが宜野湾高校に行きたがったけど行くバスがなかった）

(4) 公共交通“非利用者”的不安等

現在の移動手段（公共交通以外）を利用することに対しては、半数以上が「特に困っていること・不安なことはない」と回答しています。

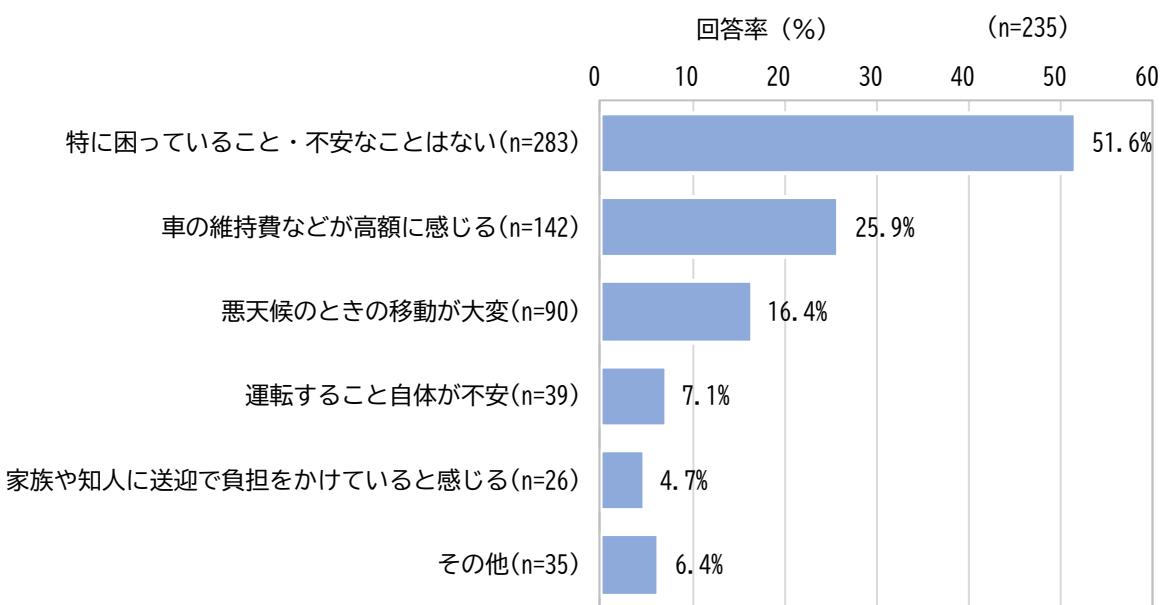


図 83 現在の移動手段を利用する上の不安等

仮に公共交通を利用する場合の心配や不安等については、「目的地までの所要時間が分からない」や「バス停・モノレール駅等での待ち時間が分からない」等の回答が比較的高くなっています。

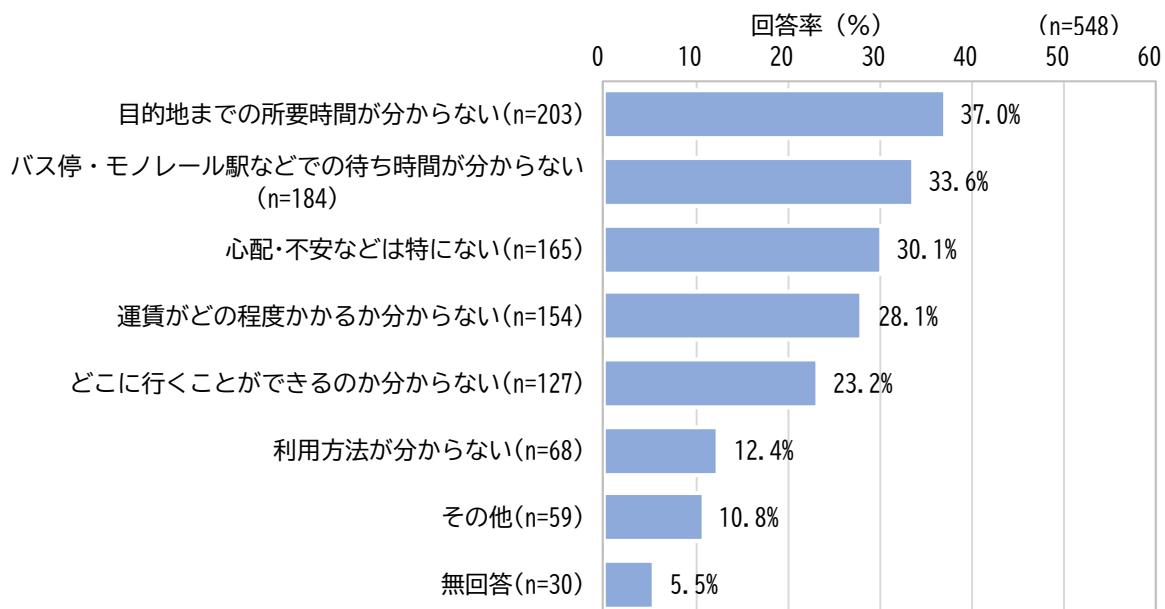


図 84 公共交通の利用を考える際の不安等

2-3-2.利用者アンケート

(1) 調査の概要

表 22 調査の概要

	概要
調査手法	・バス車内においてアンケート調査票を配布、車内に設置したアンケート回収ボックスまたはWEBにより回答
調査対象	・護佐丸バスの利用者
調査実施期間	・回収ボックス設置期間：10/15（火）～11/14（木）
主な調査項目	・護佐丸バスの利用状況（乗車路線・乗車場所・利用目的・乗り継ぎ状況等） ・モノレールの利用状況 ・公共交通に対する改善要望 等
回収結果	・70 票

(2) 利用者の属性

回答者の年代は、高齢者が約 54% と最も多く、次いで、一般の利用者が約 14% となって います。また、居住地を見ると、下地区（安里～久場）が約 34% を占めています。

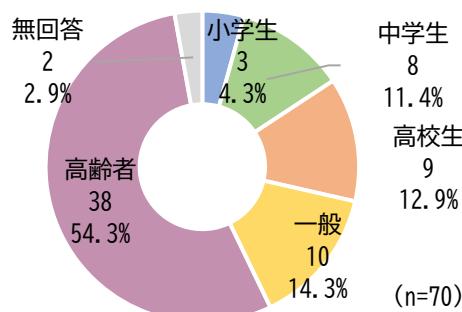


図 85 回答者の年齢

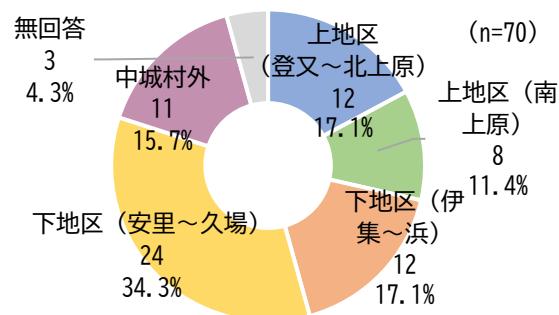


図 86 回答者の居住地

(3) 利用目的

利用目的は「買い物」が半数以上と多く、次いで「通院」、「通学」の順となっていま す。

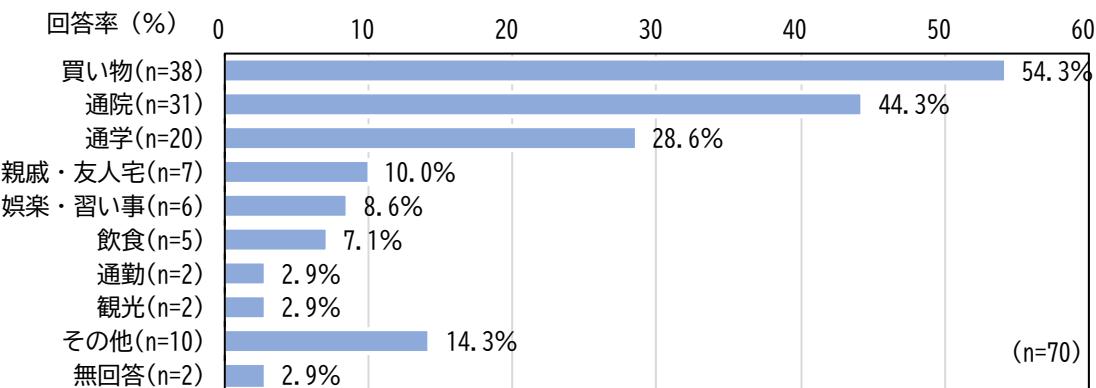


図 87 利用目的

(4) 移動特性

よく利用するバス停としては、「普天間りうぼう」、「ハートライフ」、「役場」の回答が多く、中城村の各地区からの目的地となっているものと推察されます。また、乗車するバス停としては「新垣」、「奥間」の回答が多くなっています。

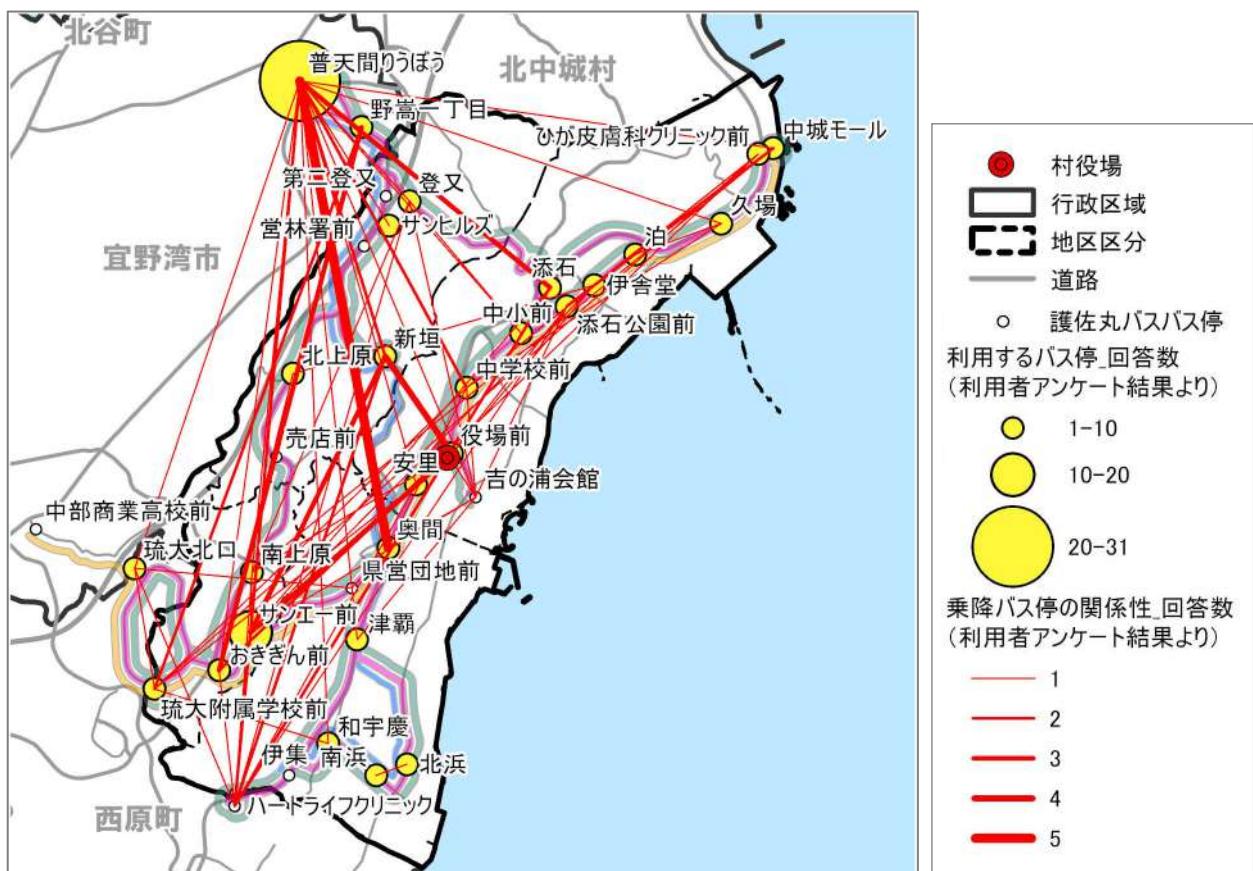


図 88 護佐丸バス利用者の移動特性

資料：国土数値情報、中城村資料、利用者アンケート結果

※ 「最寄りのバス停」と「よく降車するバス停」の組み合わせを図上に示した

(5) 改善要望

護佐丸バスに対する改善要望等（抜粋）

■ダイヤの変更・増便	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者にとって有益な交通手段であり、出来る限りの増便を希望します バスの時間変えるか、本数を増やしてほしい。学校が終わる時間が16:00なので16:14に普天間にくる伊集回り線に間に合わないことがある
■土日利用	<ul style="list-style-type: none"> 土日祝に便数を減らしても運行してほしい
■バス停の設置	<ul style="list-style-type: none"> 昔新原バス停があったのですが、今はバス停が無くなり不便です（上地区（登又～北上原））
■琉大病院の移転	<ul style="list-style-type: none"> 普天間に移転する琉大病院まで護佐丸バスを通してほしい
■その他	<ul style="list-style-type: none"> 少し便数を増やしたり、護佐丸バスで行く（ことができる）観光を案内するとか買い物の場所をアピールすればもう少し乗客が増えると思います

2-3-3. 民生委員アンケート

(1) 調査の概要

表 23 調査の概要

	概要
調査手法	・ 民生委員（民生委員がいない自治会については自治会長）の定例会において調査票を配布・回収
調査対象	・ 民生委員（民生委員がいない自治会については自治会長）：計 31 人
調査実施日	・ 10/8（火）民生委員会／10/10（木）自治会長会
主な調査項目	・ 地区の実情（買い物、通院、移動支援、送迎サービスの有無等） ・ 外出に関する「困りごと」等
回収結果	・ 26 人から回収

(2) 担当地区の実状

担当地区において、住民自身が行く「以外」に買い物をする方法について、全体で約8割が「ある」と回答しています。

また、自家用車等で移動する「以外」の方法での受診については、約1/3が「ある」と回答しています。

高齢者等の自由に移動することが困難な方に対して、ご近所やボランティア等の「自家用車」で移動支援を行っている実態についても、3割程度が「ある」と回答しています。

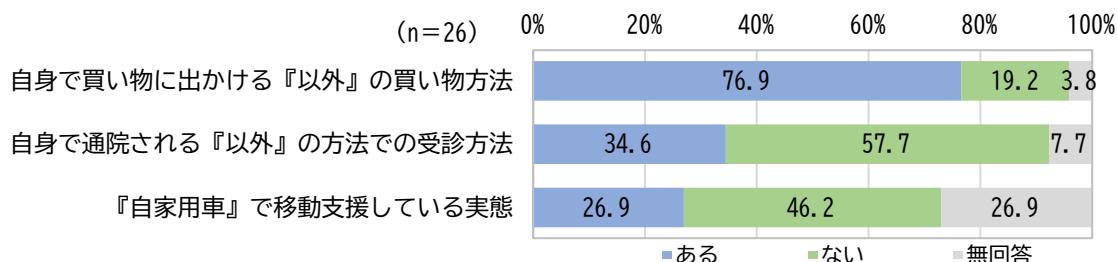


図 89 担当地区の実状

住民自身が行く「以外」に買い物をする方法としては、「移動販売・訪問販売を利用している」という回答が多くなっており、自ら移動しなくとも日常の買い物ができる状況がうかがえます。

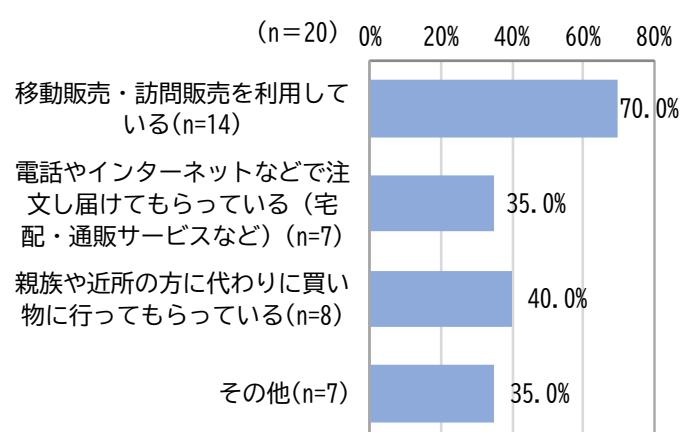


図 90 自身で「行く」以外の買い物方法

(3) 移動に関する「困りごと」

全ての地区で、移動サービスを利用することができなくて困っている状況が見られます。



図 91 移動に関する困りごと(地区別)

移動サービスを利用できなくて困っている理由としては、上地区(登又～北上原)では「バス停等まで歩くことが出来ない」、下地区(安里～久場)では「バス停等で一定時間待つことが難しい」、上地区(南上原)では「運行する時間が目的に合わない」といった回答が多くなっています。

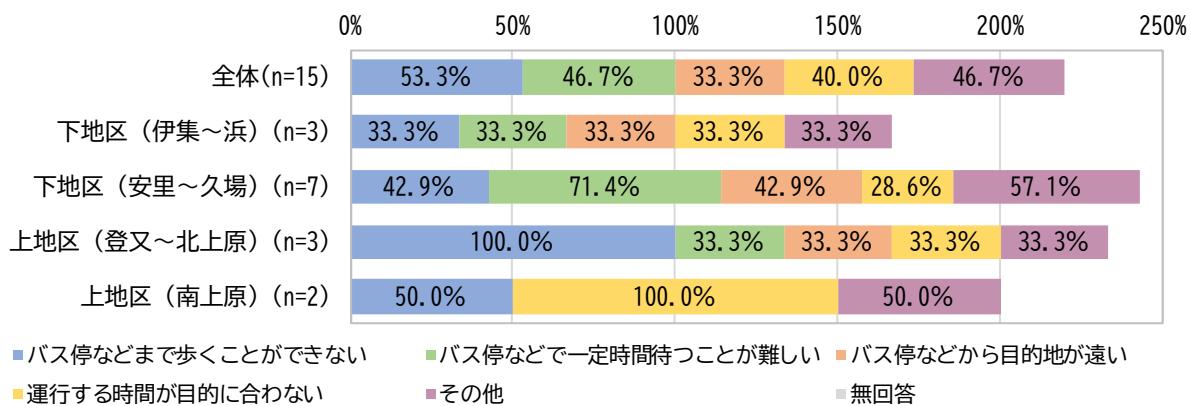


図 92 移動サービスが利用できない理由

現在、移動サービスを利用できない方が利用できそうな支援・サービスについて、上地区では「自宅付近までバス等が来てくれる移動サービス」の回答が多くなっています。また、上地区(登又～北上原)では「そもそも移動サービスを利用すること自体が難しい」という回答が目立ち、他地区と比べても外出が難しい状況にあるものと推察されます。

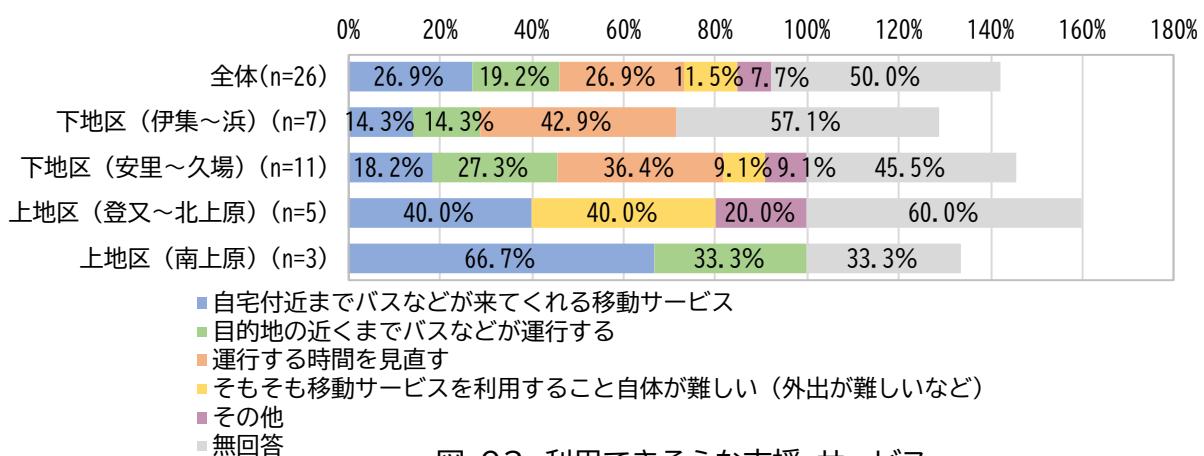


図 93 利用できそうな支援・サービス

2-3-4. 小中高生アンケート

(1) 調査の概要

■小学生・中学生〈保護者〉アンケート

	小学生〈保護者〉	中学生〈保護者〉
調査手法	・「スクリレ」アプリを通じて実施	
調査対象	・中城村立小学校 3 校 (調査月時点: 1,528 名) ・琉球大学附属小学校(中城村在住者、護佐丸バスを利用したことがある方)	・中城中学校 (調査月時点: 542 名) ・琉球大学附属中学校(中城村在住者、護佐丸バスを利用したことがある方)
調査実施期間	・中城村立小学校 3 校: 10/15(火) ~ 11/4(月) ・琉球大学附属小学校: 11/8(金) ~ 11/25(月)	・中城中学校: 10/15(火) ~ 11/4(月) ・琉球大学附属中学校: 11/8(金) ~ 11/25(月)
主な調査項目	・登下校手段・登下校時刻 ・公共交通利用状況 等	・登下校時の公共交通の利用 ・登下校時の送迎の実態 ・進路選択における公共交通の影響 等
回収結果	・中城村立小学校 3 校 : 272 件 (回収率 18%) ・琉球大学附属小学校 : 21 件。うち村内在住者 174 名のうち 19 件の回答 (回収率 11%)	・中城中学校: 129 件 (回収率 24%) ・琉球大学附属中学校 : 78 件。うち村内在住者 157 名のうち 44 件の回答 (回収率 28%)

■中学生〈学生〉アンケート

	中学生〈学生〉
調査手法	・学校を通じて配布、回収
調査対象	・中城中学校 (調査月時点: 542 名)
調査実施期間	・10/21(月) ~ 11/8(金)
主な調査項目	・登下校手段・登下校時刻 ・公共交通利用状況 等
回収結果	・476 件 (回収率 88%)

■高校生〈学生・保護者〉アンケート

	高校生〈学生〉	高校生〈保護者〉
調査手法	・郵送による調査票の配布・回収	
調査対象	・住民基本台帳データより高校 2 年生に該当する年齢の住民を抽出 ・239 名に配布	
調査実施期間	・10 月 23 日(水) ~ 11 月 18 日(月)	
主な調査項目	・登下校手段・登下校時刻 ・公共交通利用状況 ・進路選択における公共交通の重要度等	・登下校時の公共交通の利用 ・登下校時の送迎の実態 ・進路選択における公共交通の重要度等
回収結果	・70 件 (回収率 29%)	・67 件 (回収率 28%)

(2) 居住地

居住地としては、上地区(南上原)が多く、全体の約4割を占めています。

琉大附属小学校・中学校の回答者には中城村外の方も約3割含まれています。

※ 中城中学校の居住地の構成比については、中学生〈学生〉アンケートの回答を使用して算出

※ 高校生の居住地の構成比についても高校生〈学生〉の回答を使用して算出

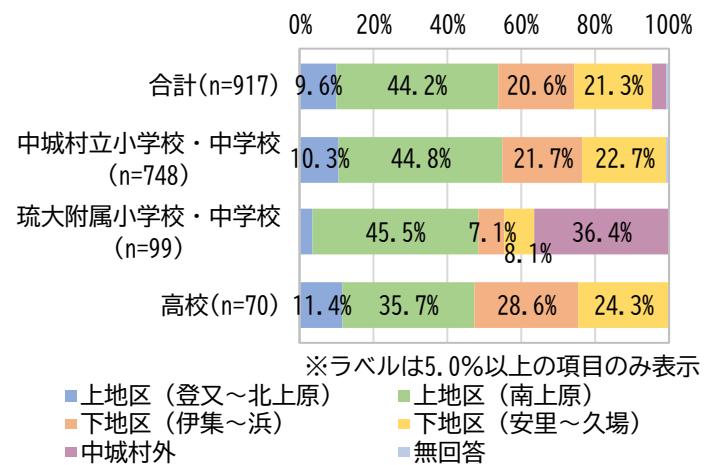


図 94 回答者の居住地

(3) 通学先

小学生〈保護者〉

中城南小学校の保護者による回答が多く、全体の約半数を占めています。

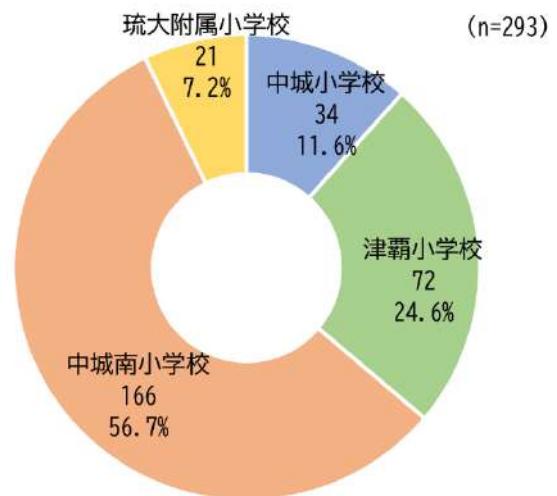


図 95 回答者の通学先(小学校)

高校生〈学生〉

回答者の通学先としては「北中城高校」、「普天間高校」、「西原高校」の順に多くなっており、北中城村、宜野湾市、西原町の近隣市町村へ通学している生徒が全体の約半数を占めています。

また、沖縄市へ通学している生徒も約2割を占めています。

その他の市町村としては、那覇市や浦添市等の高校が挙がっています。

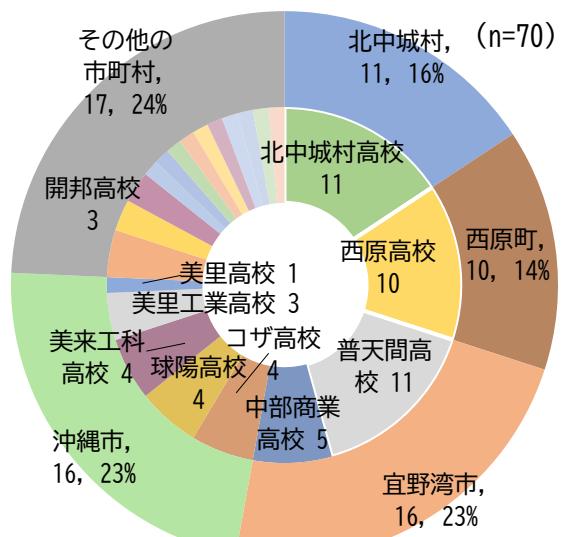


図 96 回答者の通学先(高校)

(4) 登・下校時の移動手段

1) 登・下校手段

高校生が最も多く利用する登下校手段は「路線バス」で、約半数を占めています。中学生の登下校手段では「スクールバス」の回答が約3割となっています。小学生の登下校手段では約半数が「徒歩」と回答していますが、「護佐丸バス」や「スクールバス」も1割程度となっています。

雨天時には「徒歩」や公共交通の回答が減り、自家用車（送迎）の回答が多くなる傾向が見られます。

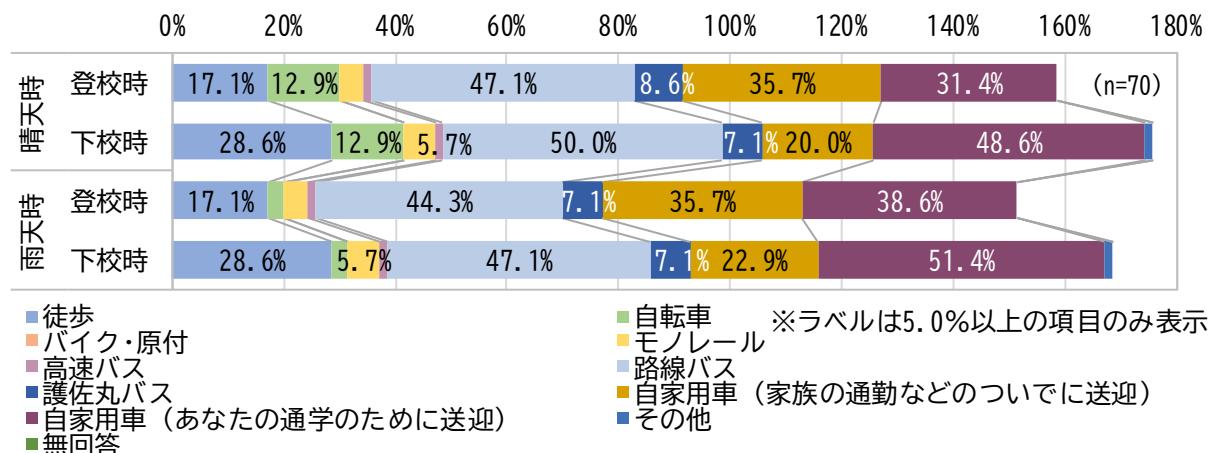


図 97 高校生の登下校手段

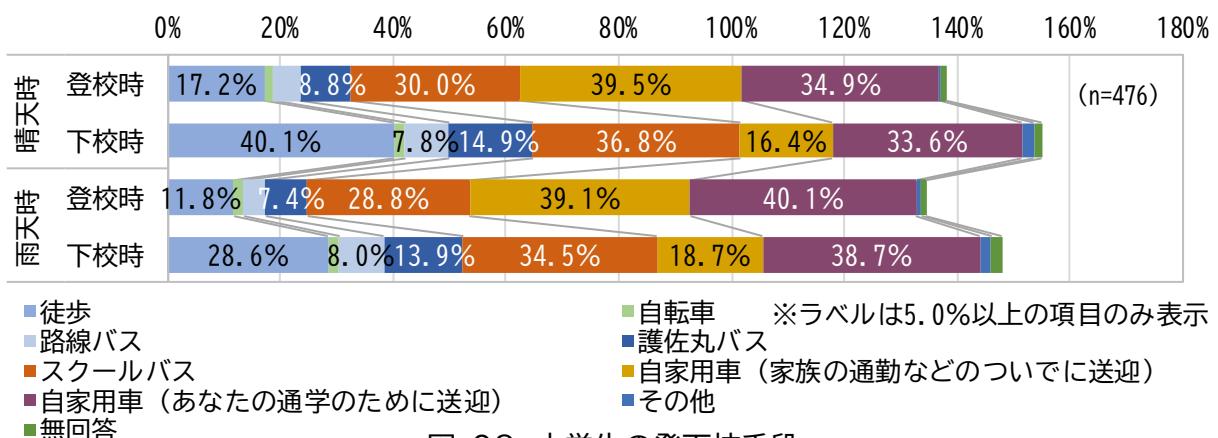


図 98 中学生の登下校手段

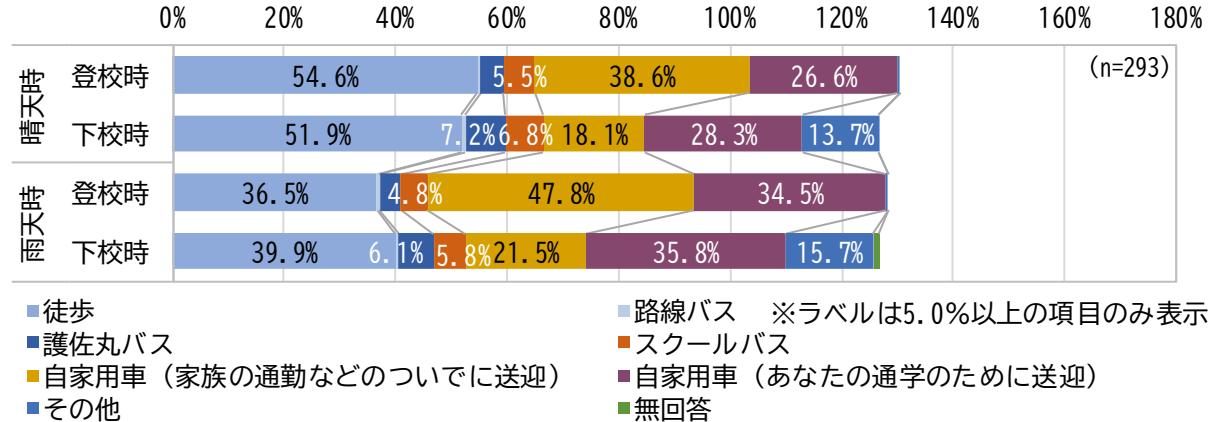


図 99 小学生の登下校手段*

* 晴天時と雨天時の交通手段が変わらないと回答した方は、晴天時と雨天時の交通手段が同一であるとして構成比を算出

2) 通学における公共交通の利用状況

小学校と中学校では「スクールバス」の利用が目立ちますが、中城南小学校と中城中学校の生徒が中心になっており、他の学校では「護佐丸バス」や「路線バス」が利用されています。

高校生は「路線バス」が8割を超えており、顕著に高くなっています。また、沖縄市や那覇市、浦添市等の遠方の高校への通学には「高速バス」や「モノレール」も挙げられており、広域交通の利用が見られます。

「路線バス」と「護佐丸バス」は、小学校・中学校・高校の登下校手段として利用されており、公共交通が登下校手段として重要な役割を担っているものと考えられます。

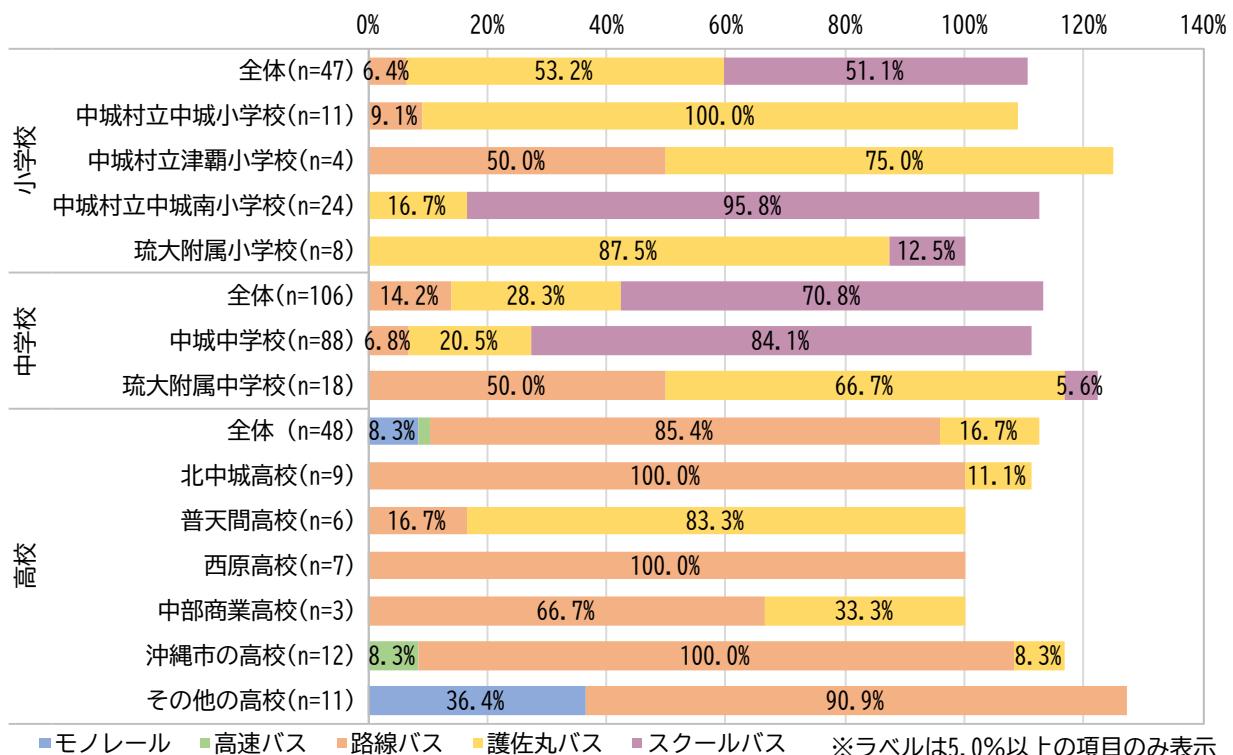


図 100 通学先別の公共交通機関の利用割合

※ 小学校と高校については、晴天時の登下校手段の回答を対象に、公共交通を選択した方を母数として、各公共交通機関の回答割合を算出

(5) 進路選択における公共交通の重要度

高校生保護者アンケートでは、進学先（高校等）を選択する際に公共交通で通学できることを重視したという回答が全体の6割を超えていました。また、中学生保護者アンケートでは「公共交通での通学を『前提』として考えたい」、あるいは「進学時に公共交通で通学できることが望ましい」と考えている人が全体の約9割を占めています。

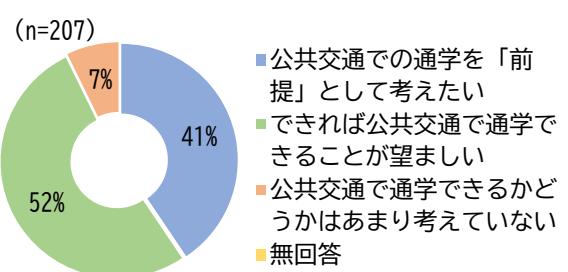


図 101 中学生の進学時における公共交通の重要度

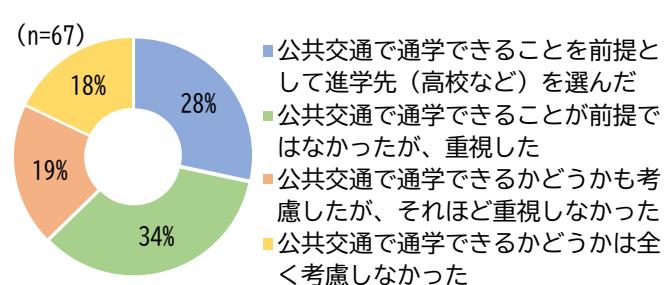


図 102 高校生の進学時における公共交通の重要度

(6) 登下校時以外の利用状況

公共交通は登下校時以外の場面でも利用されており、中学生と高校生では約半数が登下校時以外でも公共交通を利用することがある（したことがある）と回答しています。

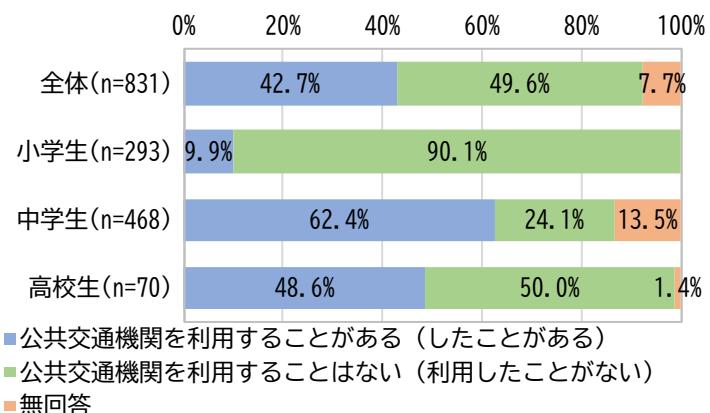


図 103 登下校時以外の公共交通の利用の有無

登下校時以外で、利用したことがある公共交通としては「路線バス」、「護佐丸バス」が目立ち、「モノレール」についても一定の回答が見られます。

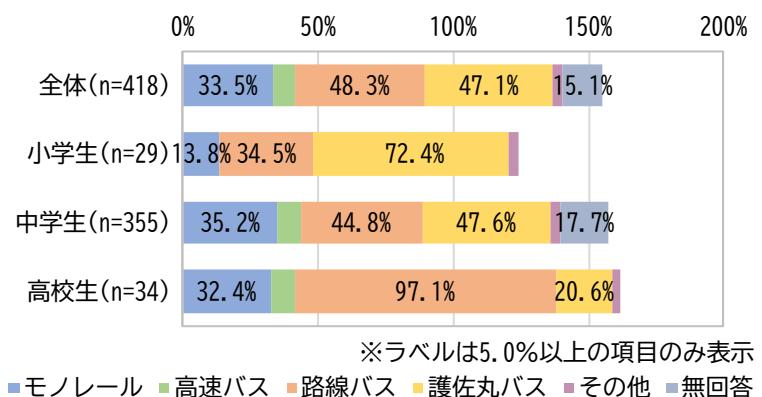


図 104 登下校時以外で利用する公共交通

中学生・高校生が登下校時以外で公共交通を利用する目的としては、遊びに行くためといった回答が多くなっており、小学生では「塾」、「クラブ活動」といった回答が見られます。登下校時以外でも公共交通のニーズが高いことが考えられます。

具体的な目的地

- ・ イオンモール
- ・ 沖縄ライカム
- ・ 那覇市
- ・ 沖縄市
- など

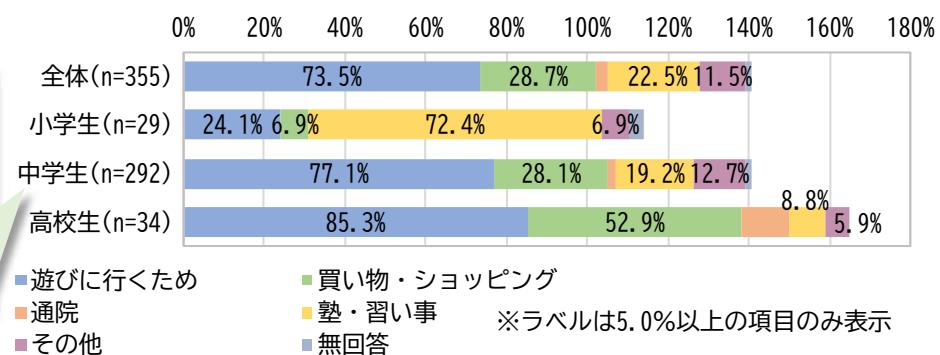


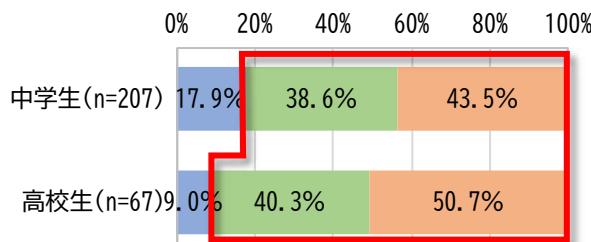
図 105 登下校時以外の公共交通の利用の目的

※ 小学生の目的地については、記述式の回答結果を、中学生・高校生アンケートの目的地の項目に分類。「塾・習い事」の項目には、「部活動」「クラブ活動」を含む。

(7) 送迎の実態（公共交通のニーズ）

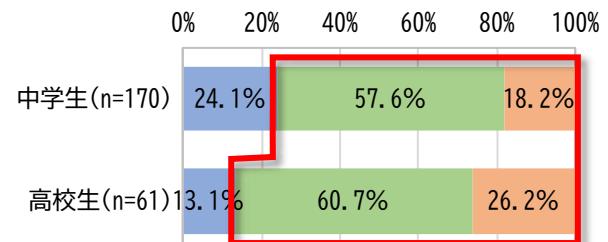
中学生と高校生とともに登下校時に送迎を実施する世帯が8割を超えています。

また、登下校時の送迎については、「負担に感じことがある」、あるいは「かなり負担に感じことがある」という回答が7割以上となっています。



※ラベルは5.0%以上の項目のみ表示
 ■送迎することはない
 ■たまに送迎することがある
 ■ほとんど毎日送迎している
 ■無回答

図 106 中高生の登下校時の送迎の有無



※ラベルは5.0%以上の項目のみ表示
 ■負担には感じていない
 ■負担に感じことがある
 ■かなり負担になっている
 ■無回答

図 107 中高生の登下校時の送迎の負担の有無

(8) 改善要望・課題

護佐丸バスに対する改善要望等（抜粋）	
■進路選択への影響	<ul style="list-style-type: none"> 乗り換え回数の多さや部活動の移動手段等から、通学手段が制限されることで、進学先の選択肢が制約される
■送迎の負担	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅時等バスの利用時間帯が合わず、送迎が必要になる 土日の部活動の際には送迎が必要になり、負担となっている 他の用事との兼ね合いもあり、子どもの活動時間が限られる。また、送迎が難しい場合は、徒歩で帰宅するため、不安
■通学時間帯の混雑	<ul style="list-style-type: none"> 通学時の路線バス・護佐丸バス・スクールバスの利用者数が多く、乗車できないことがある
■運行本数	<ul style="list-style-type: none"> 通学時間帯のバスの本数・台数を増やしてほしい
■学生割引や運賃・支払い方法に関する要望	<ul style="list-style-type: none"> 運賃補助や学生割引を取り入れてほしい バス回数券や現金以外の支払い方法を使えるようにしてほしい 登録された IC カードでの支払い時(乗降時)に、保護者登録アドレスやアプリを通しての即時通知などがあると安心
■バス停の改善と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> バスの乗り方や時刻表、金額等の分かりやすい表示、小学生向けのパンフレット等による利用促進
■登下校時以外の公共交通の利用	<ul style="list-style-type: none"> 週末に友達と遊んだ際の移動手段やバスの便が少ないため、帰りにバスがない場合は、親に送迎を頼むか、タクシーを利用する必要がある 私用や習い事でも子どもたちだけで利用できるようになれば、子どもの自立にも繋がっていくと思う 交通手段がないため、土日や夕方の村の活動の参加がしづらい
■その他	<ul style="list-style-type: none"> 津霸区域へのスクールバスの運行に関する希望

2-4. ワークショップ結果

中城村の地域公共交通を考え、アイデアを出し合う機会として、ワークショップ（全2回）を実施しました。

（1）第1回ワークショップ

表 24 第1回ワークショップの概要

日時	・令和7年1月23日（木）14:00～16:00
参加者	・老人クラブ連合会、社会福祉協議会、校長会、公募住民（計5名）
目的	・中城村の公共交通の“現状”と“課題”についての認識を共有する。 ・課題の解決に向けた“アイデア”を考える。



図 108 ワークショップの様子



図 109 ワークショップの成果

結果のとりまとめ（概要）

■課題

- 護佐丸バスの意義（誰をターゲットとするのか）
 - ・護佐丸バスの意義や役割についての普及啓発が必要
→村民に愛される“護佐丸バス”

- 通学・高齢者の移動に関する課題
 - ・登下校時間帯の増便
 - ・薬の受取を考慮した最終便の時間設定（ハートライフ病院）

- 観光・広域連携に関する課題
 - ・観光客による利用促進
 - ・中城城での北中城村の公共交通との乗り継ぎ
 - ・他の市町村の公共交通との連携

●運転手不足

■課題の解決に向けたアイデア

●ライドシェアの実施

- ・広域で連携することでライドシェアを導入
- ・主婦による日中の運転手としての活動や、自身の子どもの送迎の“ついでに”他の生徒の送迎も行うといった、運転手と利用者のマッチング

●モノレールへの接続

●自動運転の導入

●バスの小型化による増便への対応

●公共交通専門の部署（職員）の設置

(2) 第2回ワークショップ

表 25 第2回ワークショップの概要

日時	・令和7年8月20日(水) 10:00~12:00
参加者	・社会福祉協議会、公募住民、民生委員 (計7名)
目的	・中城村の公共交通の基本方針(あるべき姿)や施策展開の方向性についての考え方を共有する。 ・中城村の公共交通のあるべき姿の実現に向けて、それが「どんなことに取り組めばいいか」「どんな風に変えていくか」について考え、具体的に検討すべき項目について話し合う。



図 110 ワークショップの様子

結果のとりまとめ(概要)

①移動サービスの改善・整備に関して

●接続性の向上

- ・護佐丸バスのバス停まで行く手段がない。
- ・幹線道路までが遠い。

●生活圏を踏まえた移動サービスによる外出の促進

- ・小型車両の運行により、住宅地から護佐丸バス停や幹線道路までの移動を確保。
- ・買い物+ α の移動ニーズに対応し、外出機会を拡大。
- ・ツアーアクティビティや介護分野との協働により、普段公共交通を使わない高齢者にも外出機会を提供し、利用を促す。

②運営体制・担い手の確保について

●担い手の現状

- ・買い物に近所の方を連れて行っていたドライバーが高齢化しており、免許返納を迫られている状況がある。
- ・ボランティア活動を担う60~70代が日中働いており、担い手不足である。

●運営主体・役割に対するアイデア

- ・自治会では、ふれあい事業を実施。
- ・まずモデル地区を選定して実施し、成功事例を他地区へ波及させるのが良い。
- ・自治体を核としてドライバーの募集や外出ニーズの把握・外出先の検討を行う。
- ・行政は活動費や保険への加入等の支援を行う。
- ・公民館の書記を各地区に配置し、書記が週1の買い物支援等の送迎ドライバーを兼務する。その際、自治会活動の一環として、自治会の活動費として、輸送も含めた給料を支払うのが良いのではないか。

③住民が安心して取り組みに参加できる体制づくり

●住民主体の移動サービスに関する懸念点

- ・送迎依頼に対応できることや他人を車に乗せることへの不安
- ・利用者側の不安(運行の不確実性)
- ・送迎を申し出ても、信頼関係が築けていないと、利用に繋がらない。

●住民が参加しやすい制度

- ・ちょっとした移動からはじめる。
- ・保険への加入や金銭のやりとりを行政が管理。
- ・活動参加に対して、ポイントや地域通貨で還元する。支払う仕組みを作ると参加しやすい。(ただし、有償か無償かについては慎重な検討が必要。)

3. 地域が目指す将来像と公共交通に求められる役割

3-1. 地域が目指す将来像

中城村の行政運営の最上位計画である「第5次中城村総合計画」では、『中城が好き～誇りと愛着が生み出されるとよむ中城～』を将来都市像として、その実現に向けて5つの基本理念と7つの「目指す村の姿」とそれに基づく18つの施策大綱が示されています。

このため、本計画においても中城村総合計画に示された将来像の実現に向けて、公共交通に係る取組を進めていくこととします。

●中城村が目指す姿(将来像)

中城が好き

～誇りと愛着が生み出されるとよむ中城～

●基本理念・目指す村の姿・施策大綱

基本理念1 : Persons ～村民を守り育む～

目指す村の姿1：子どもの健やかな成長を支援します

1. 妊娠から成長までを支える仕組みを構築します
2. 子どもの豊かな教育を支援します

目指す村の姿2：誰もが笑顔で元気に生活できる村にします

3. 健康に暮らすことができる村をつくります
4. 地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくります
5. 生涯にわたる学びの機会を創出します
6. 多様性を尊重し自分らしく暮らせる村をつくります
7. 平和の心を次世代につなぎます

基本理念2 : Roots ～自然・歴史・文化を確実に継承する～

目指す村の姿3：豊かな自然と歴史文化を守り継承します

8. 中城の美しい自然環境を保全します
9. 地球環境に配慮した取組みを推進します
10. 文化財を保存・継承します

基本理念3 : Life ～暮らしに豊かさを与える～

目指す村の姿4：安定したまちの基盤をつくります

11. 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します
12. 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します

目指す村の姿5：中城の魅力を創造し発展させます

13. 経済と産業のさらなる発展を目指します
14. 多様な交流が生まれる環境を創出します

基本理念4 : Sustainability ～持続可能な未来を支える～

目指す村の姿6：安全・安心の暮らしを創出します

15. 災害に強い基盤と仕組みをつくります
16. 住民生活の安全・安心を確保します

目指す村の姿7：連携と協働により持続的発展を目指します

17. 地域コミュニティーを育成します
18. 役場の体制強化と堅実な行政運営を進めます

基本理念5 : Cooperation ～多様なつながりを基盤とする～

図 111 地域が目指す将来像

資料：第5次中城村総合計画

3-2. 関連分野における公共交通への期待

ここでは、中城村の公共交通と特に関連が深い分野について、各種計画から特に公共交通に関わる部分を抜粋することで、関連分野における公共交通への期待を整理しました。

①中城村都市計画マスターplan (平成31年3月)

中城村における都市計画の基本的な方針となる「都市計画マスターplan」では、『心豊かな暮らし～住みみたい村、とよむ中城～』を将来像として、5つの基本方針の実現に向けた都市計画の考え方が示されています。

将来都市構造図では、田園都市ゾーンにおいて、都市施設が集積するサービス拠点を整備することで、村全体の生活環境の質の向上を図るとともに、サブ拠点の機能拡充と拠点間のネットワークを強化することで、各拠点で不足する機能の補完を図り、村内のどの場所からも都市サービスを享受しやすい都市構造としています。

また、「交通体系整備の方針」において、基本的な考え方として「地域ごとのきめ細かい対応による交通環境の充実」が定められており、既存の護佐丸バスの利用拡充や公共交通バスルートの改善、バス停の整備、他市町村における交通拠点との連結によるネットワークの強化など、交通環境の充実に向けた取組が定められています。

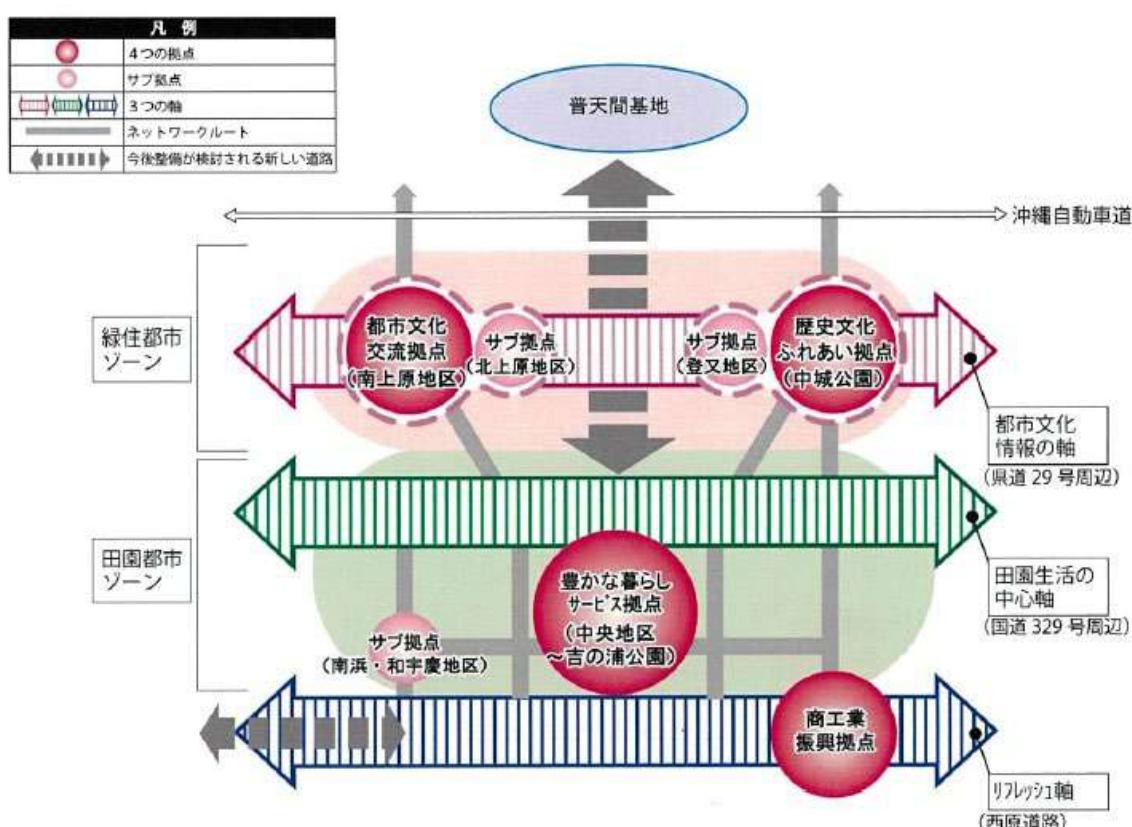


図 112 将来都市構造図

- 交通面での機能改善を図ることで、居住性能を向上させる役割が期待されます。
- 公共交通システムの拡充により、交通弱者の移動手段を確保し、日常生活を支える役割が期待されます。

②中城村人口ビジョン及び総合戦略（平成 28 年 3 月）

中城村の今後目指すべき将来の方向を提示する「中城村人口ビジョン及び総合戦略」では、4 つの目標を定め、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立し、活力ある地域社会の維持に向けた取組が行われています。

将来の方向性	①南上原以外の地区の人口増加を図り、村全域において活力を維持する ②出産・子育て支援の包括的な拡充により、若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望を実現する ③中城らしさに支えられた暮らしを確立する
基本目標	心豊かな暮らしを維持しながら均整のとれた人口増加を維持し 「若者が住みたい」「子どもを育てたい」を醸成するまちを目指す 基本目標1:「住みたい、住める」暮らしを支えるまちづくり → 基本的方向3:公共交通網の拡充 基本目標2:「産みたい、育てたい」若い世代を支えるしくみづくり 基本目標3:「住み続けたい」定住を実現する暮らしづくり 基本目標4:「働きたい、訪れたい」豊かな資源を活かしたしごとづくり

- 児童生徒や学生、高齢者等の交通弱者に対して、公共交通により移動手段を確保することが求められています。
- また、近隣の市町村の公共交通との連絡乗り継ぎの拡充による利便性の向上など、公共交通を充実させることによって、住みたいと思えるまちづくりに寄与する役割が期待されます。

③中城村・北中城村共同まちづくり計画（令和 5 年 10 月）

共同まちづくりの将来像③として「地域の交流性を高めるまちづくり」が位置づけられており、域内・域外ネットワークの形成に向けた交通結節点の構築や両村の公共交通の情報共有・発信による公共交通の利便性の向上等の取組が定められています。

中城村・北中城村内の公共交通ネットワークを充実させるとともに、広域の公共交通ネットワークと結節することで、地域内外を自由に移動することができ、住民生活や観光、経済活動の交流を活発化する役割が期待されます。

④第2次中城村地域福祉推進計画（令和 4 年 3 月）

基本的方針 3 として、『みんなで「安全・安心」な地域をつくろう』と位置づけられており、護佐丸バスの利用促進や福祉バスの貸し出しによる外出支援等の取組が定められています。

外出困難な高齢者や障がい者の通院や買い物等での外出を支援する役割が期待されます。

また、移動手段の充実により、社会活動への参加や地域交流を促進する役割が期待されます。

⑤那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（令和 4 年 11 月）

都市施設の整備に関する都市計画の決定方針においては、結節機能を充実させるとともに ICT（自動運転技術、MaaS 等）も利活用したシームレスな交通体系の構築を目指すことが定められています。また、福祉のまちづくりに関する都市計画の決定方針においては、コミュニティバス・福祉交通等の交通手段の導入による移動の円滑化の促進等の取組が定められています。

地域を結ぶシームレスな交通体系の構築により、広域的な交流を促進し、都市の活力を向上させる役割が期待されます。

コミュニティバス等の交通手段の導入により、通院、買い物、通学等の安全性を高める役割が期待されます。

3-3. 公共交通に求められる役割

地域が目指す将来像や関連分野における公共交通に対する期待等から、中城村の地域公共交通に求められる役割を以下のとおり整理しました。

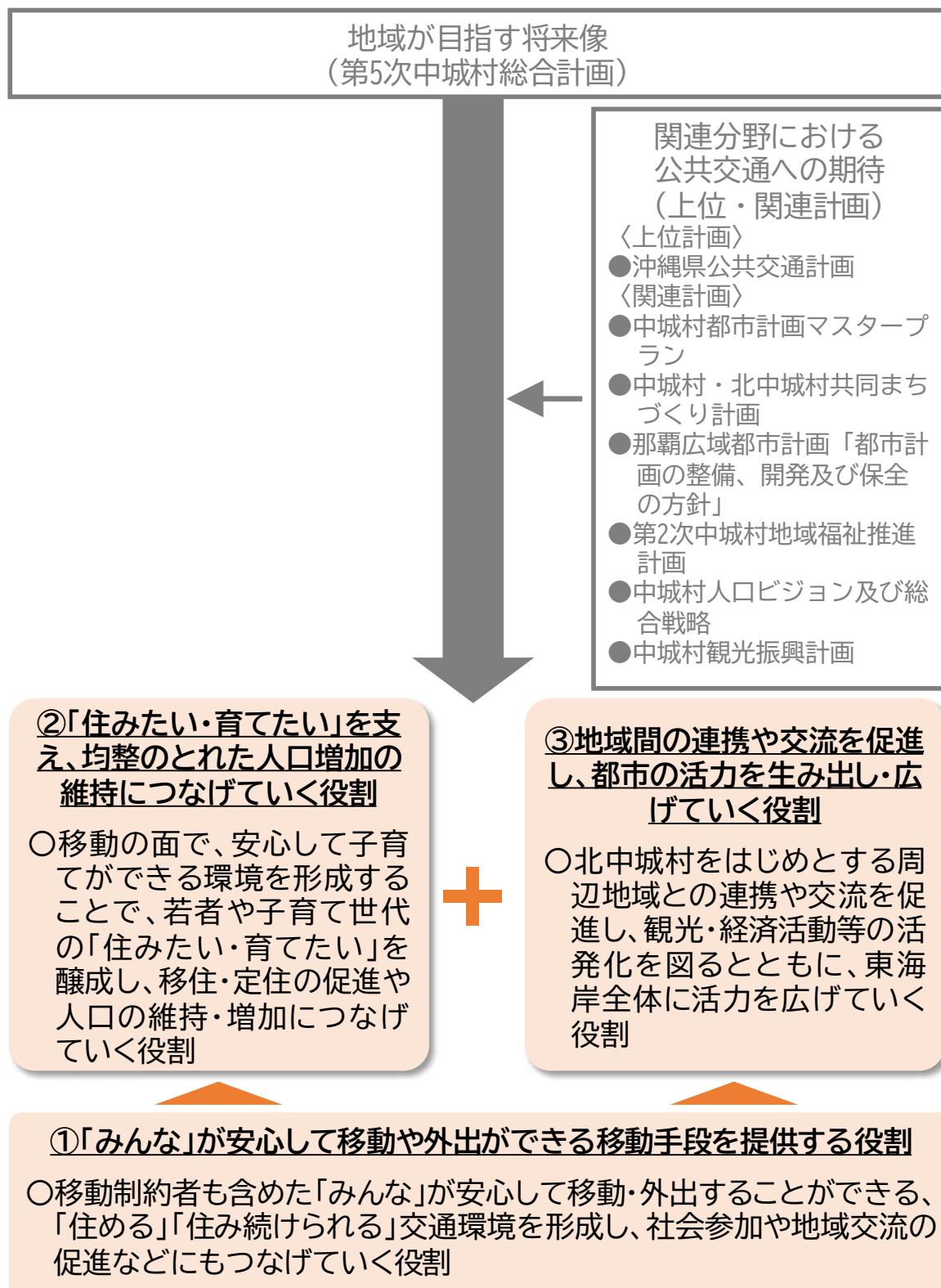


図 113 中城村の公共交通に求められる役割

4. 中城村の公共交通のあり方

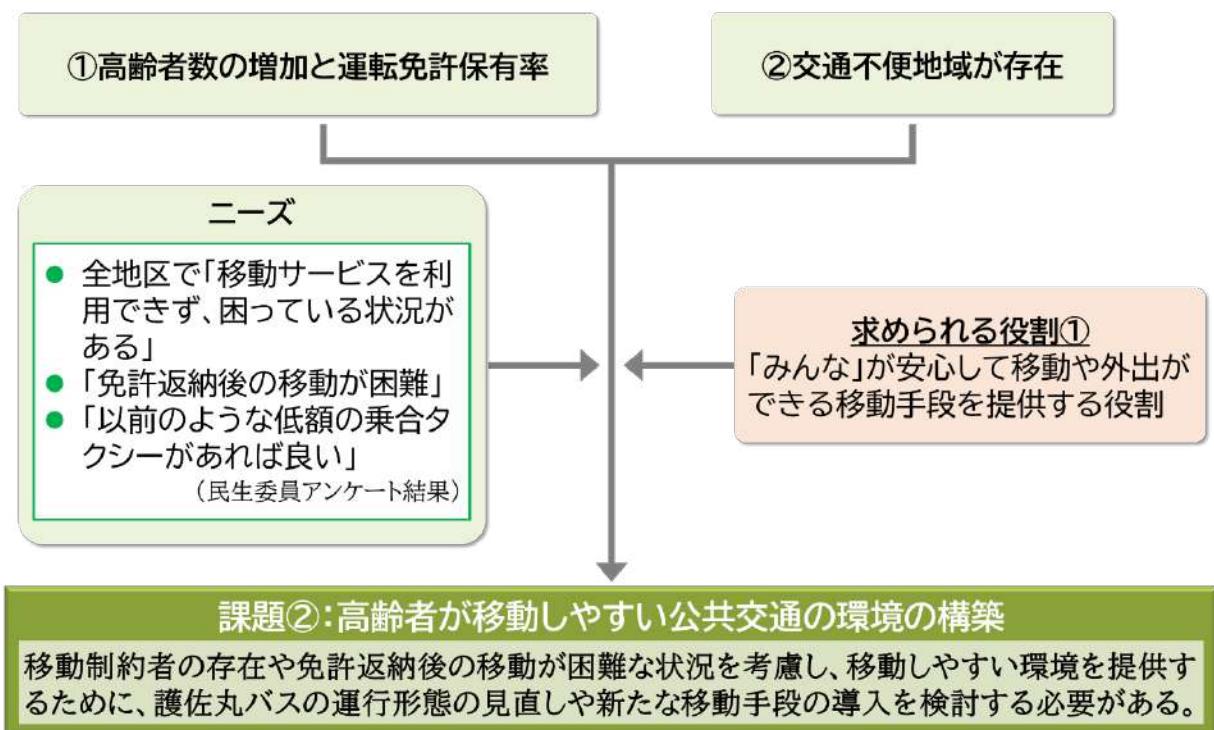
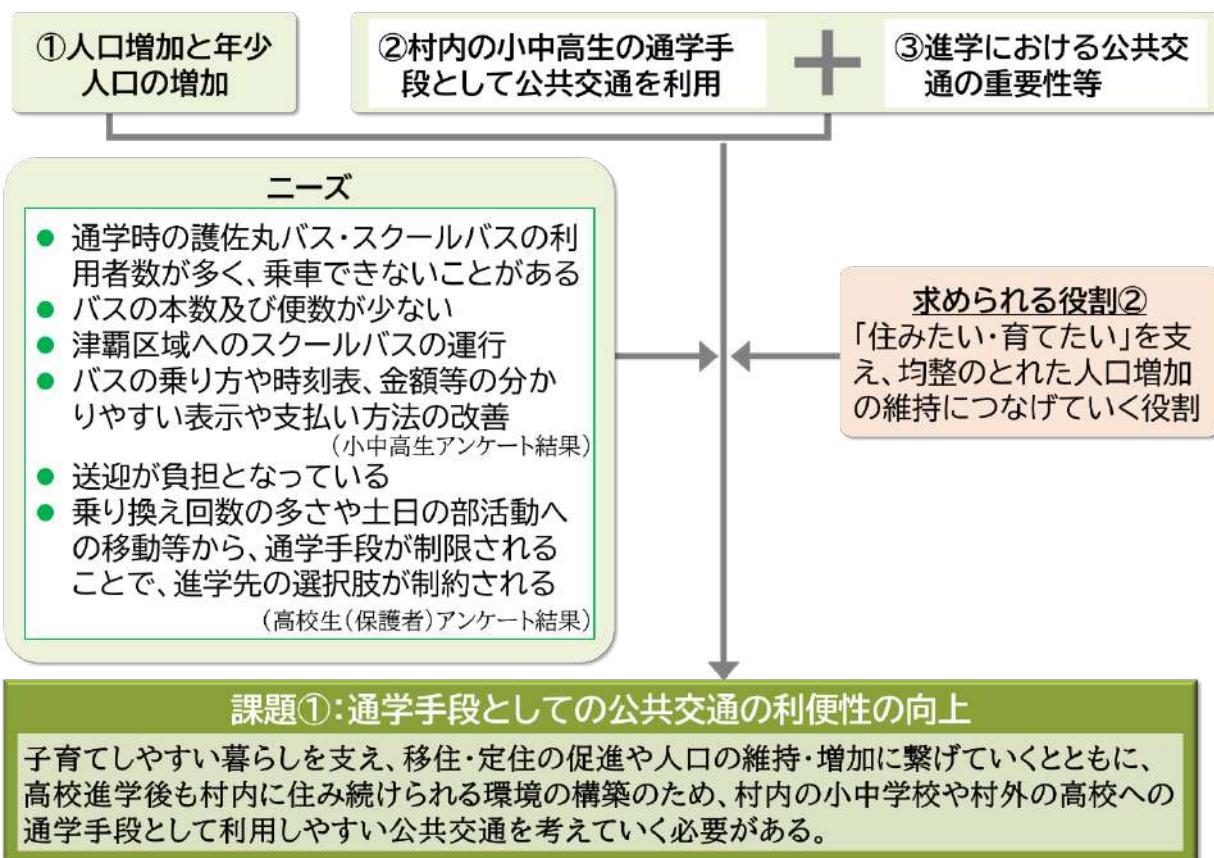
4-1. 地域公共交通の問題点と課題

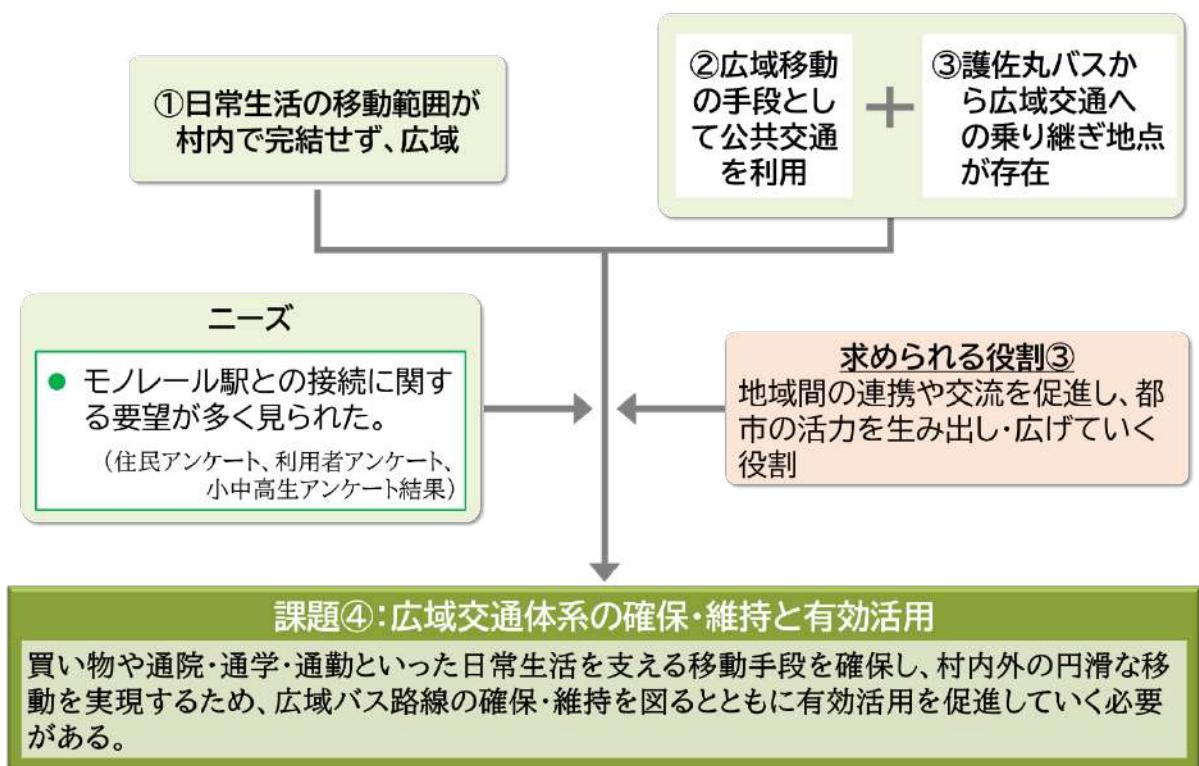
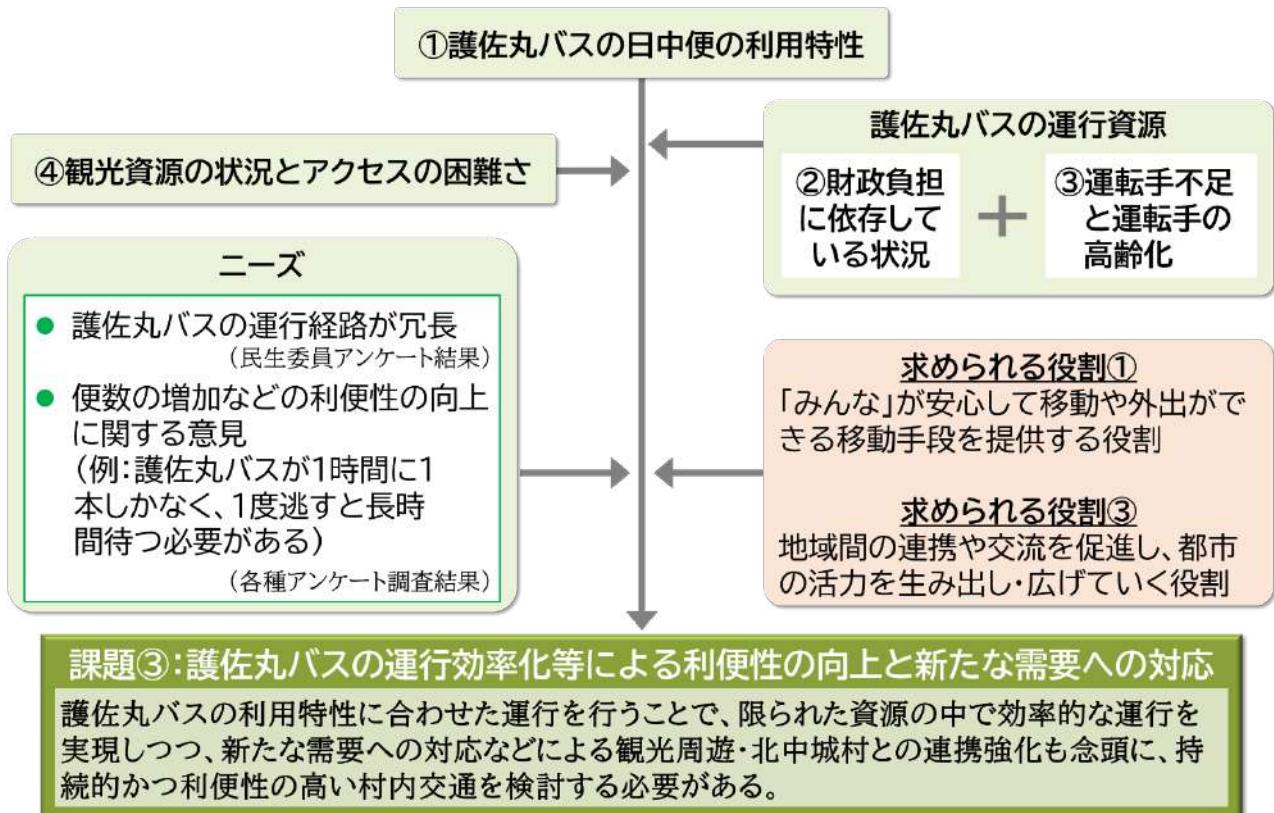
2章、3章で整理した地域や公共交通の現状・問題点は以下のとおりです。

表 26 現状と問題点

	概要	課題
地域の現状・問題点	・村内人口は、22,654人（令和6年7月時点）であり、今後も増加傾向	①
	・特に上地区（南上原）において、年少人口の増加が顕著であり、上地区（南上原）に限定されている年少人口の増加を村内全体に波及させていくことを考える必要性	①
	・高齢者数も増加傾向にあり、下地区（伊集～浜）、下地区（安里～久場）、上地区（登又～北上原）では高齢化率が約3割	②
	・70歳代における免許保有率は80%以上と非常に高い一方で、80歳以上の約4割が運転免許を返納しており、免許を返納せざるを得ない状況に至るまで、免許を所持している可能性	②
	・世界遺産の「中城城跡」が中城村と北中城村にまたがって立地しており、年間約9万人が来訪	③
	・村内から「中城城跡」に乗り入れている公共交通がなく、公共交通による村内の観光周遊は困難	
	・移動特性として、買い物や通院、通勤・通学等の日常生活における活動が村内で完結せず、移動範囲が広域	④
	・村内の小中学校への登下校手段として、「護佐丸バス」または「スクールバス」を利用。「護佐丸バス」は高校生の登下校手段としても利用されており、全路線で小中高生の登・下校に利用	①
	・護佐丸バスについては、時間帯によって、区間ごとの利用特性が異なることから、必ずしも全ての便を「循環」で運行する必要性がない可能性	③
	・また、護佐丸バスの運行に係る財政負担額については、利用者数の増加に伴い運賃収入は微増しているものの、依然として運行経費が運賃収入を大きく上回っており、財政負担に大きく依存しながら運行される状況	③
公共交通の現状・問題点	・事業者ヒアリングにおいて、現状最小限の人数で運行しており、運転手不足や運転手の高齢化等の状況をふまえると、運行時間の拡大や大幅な増便等は困難との意見	③
	・高齢者が無理なく歩ける距離である100m圏外を「交通不便地域」とした場合、下地区（浜）は地区内にバス停がない交通不便地域が存在	②
	・住民アンケートにおいて、直近1カ月に公共交通を利用したと回答した人のうち、6割以上が「モノレール」または「路線バス」を利用したと回答	④
	・利用者アンケートにおいて護佐丸バスから路線バスや、路線バスを経由したモノレールへの乗り継ぎが見られる	④
	・中学生保護者アンケートにおいて、進学時に公共交通で通学できることが望ましいと考えている人が9割であり、進学における公共交通の重要性	①
	・また、中学生と高校生ともに送迎を実施する家庭が8割を超えており、送迎が大きな負担となっている	
	・一方で、待合環境への不安や運行状況が不透明であること、運賃支払いへの煩雑さなどにより、子どもが自力で移動しにくい状況があり、安心して利用できる環境が求められている	①
	・さらに、公共交通は、通学手段としても利用されており、沖縄市の高校への通学手段として「路線バス」が6割、那覇市等の高校へは「モノレール」も利用	①、④
	・中城村の小中高生の通学手段として公共交通が利用されている	
	・民生委員アンケートにおいて、全地区で「移動サービスを利用できず、困っている状況がある」	②
各種調査結果等	・また、「免許返納後の移動が困難」、「以前のような低額の乗合タクシーがあれば良い」といった意見が見られる	②

現状・問題点に加えて、各種調査結果より得たニーズや公共交通に求められる役割等をふまえ、地域が目指す将来像の実現に向けて、地域公共交通のなかで解決すべき課題を以下のとおり整理しました。





4-2. 地域公共交通の基本方針

解決すべき課題（再掲）をふまえて、中城村における公共交通のあり方（基本方針）・基本目標を以下のとおり定めます。

課題1： 通学手段としての公共交通の利便性の向上

- 子育てしやすい暮らしを支え、移住・定住の促進や人口の維持・増加に繋げていくとともに、高校進学後も村内に住み続けられる環境の構築のため、村内の小中学校や村外の高校への通学手段として利用しやすい公共交通を考えいく必要があります。

課題2： 高齢者や障がい者が移動しやすい公共交通の環境の構築

- 移動制約者の存在や免許返納後の移動が困難な状況を考慮し、移動しやすい環境を提供するために、護佐丸バスの運行形態の見直しや新たな移動手段の導入を検討する必要があります。

課題3： 護佐丸バスの運行効率化等による利便性の向上と新たな需要への対応

- 護佐丸バスの利用特性に合わせた運行を行うことで、限られた資源の中で効率的な運行を実現しつつ、新たな需要への対応による観光周遊・北中城村との連携強化も念頭に、持続的かつ利便性の高い村内交通を検討する必要があります。

限られた資源（財政負担・運転手不足等）

効率的な運用

新たな需要への対応

持続的かつ利便性の高い村内交通

課題4： 広域交通体系の確保・維持と有効活用

- 買い物や通院・通学・通勤といった日常生活を支える移動手段を確保し、村内外の円滑な移動を実現するため、広域バス路線の確保・維持を図るとともに有効活用を促していく必要があります。

基本方針①

需要や移動特性に応じた持続可能な地域内ネットワークの再構築

- 主として小・中・高校生の通学や、高齢者の通院・買い物などの外出手段として活用されている護佐丸バスについて、区間別・時間帯別の需要や移動特性に応じて運行内容の見直しを行うことで利便性の向上を図ります。
- あわせて、受益と負担のバランスに配慮しつつ、公共交通の持続性を確保する観点から、運賃水準のあり方についても検討します。
- また、こうした運行内容の見直しや新たな技術を活用した輸送資源の確保を通じて運行の効率化を図ることで、限られた財源・輸送資源の中で事業を継続可能なものとし、新たな需要や多様な移動ニーズに対応するための輸送余力の確保を図ります。

▶ **目標①：既存公共交通の利便性向上と持続的な運営の両立により、住民が日常的に安心して利用できる移動環境を構築**

基本方針②

住民の広域移動や観光周遊を支え・促す一体性の高い公共交通ネットワークの構築

- 路線バスをはじめとする広域交通体系の有効活用や、利用促進による持続性向上なども念頭に、また、周辺市町村のコミュニティ交通との連携や新たな情報技術の活用なども視野に、移動サービス相互の乗継利便性の向上などを通じて、住民の広域移動を支えるとともに、村内外の観光周遊を促す一体性の高い公共交通ネットワークの構築を推進します。

▶ **目標②：広域交通体系の有効活用により、公共交通全体の利便性を向上させる環境を構築**

基本方針③

生活を支えるよりきめ細かな移動サービスの確保・充実

- 高齢化の進行や地形的な制約などの中城村の特性を踏まえ、“ゆいまーる”のような助け合いの仕組みづくりを通じた多様な“担い手”的確保なども念頭に、従来型の「路線定期運行」での対応が難しい利用者層やエリアなどを対象として、きめ細かな需要に対応することができる移動サービスの確保・充実を推進します。

▶ **目標③：既存公共交通ではカバーできていない移動やニーズをカバーする移動手段・移動支援の環境を構築**

4-3. 目標の達成状況を評価するための指標

計画の目標の達成状況を評価するための指標、およびそれぞれの指標の目標値を以下のとおり設定します。

表 27 目標の達成状況を評価するための指標

目標	No.	評価指標	指標の定義 [データの取得方法]	設定意図
目標①： 既存公共交通の利便性向上と持続的な運営の両立により、住民が日常的に安心して利用できる移動環境を構築	①-1	護佐丸バスの便あたり利用者数	<ul style="list-style-type: none"> 護佐丸バスの総利用者数を全系統の総運行回数で除して算出 [交通事業者資料・中城村資料より] 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性向上に資する施策展開により護佐丸バスが通勤・通学手段等として今後も引き続き一定の利用者数が確保されているか確認します。
	①-2	護佐丸バスを利用する小学生の護佐丸PASSの利用割合	<ul style="list-style-type: none"> 護佐丸バスの小学生の総利用者数に占める小学生の護佐丸PASSの累計利用回数 [交通事業者資料・中城村資料より] 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性向上および安心して利用できる環境の確保に資する施策展開により護佐丸バスを利用する小学生の護佐丸PASSへの転換が進んでいるか確認します。
	①-3	公共交通事業全体に係る収支率	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業全体に係る支出に対する運賃収入^{注1}の割合 [交通事業者資料・中城村資料より] 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性・持続性向上に資する施策展開により護佐丸バスおよび公共交通事業全体の収支率が改善されているか確認します。
	①-4	公共交通事業全体に係る住民1人あたりの財政負担額	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業全体に係る財政負担額（公的資金投入額） [交通事業者資料・中城村資料より] 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の利便性・持続性向上に資する施策展開により護佐丸バスおよび公共交通事業全体の財政負担額が改善されているか確認します。
目標②： 広域交通体系の有効活用により、公共交通全体の利便性を向上させる環境を構築	②-1	結節点の整備箇所数	<ul style="list-style-type: none"> 結節点の整備箇所数^{注2} [中城村資料より] 	<ul style="list-style-type: none"> 広域交通を有効活用した公共交通全体の利便性向上に資する施策展開により、乗り継ぎ環境が改善されているか確認します。
目標③： 既存公共交通ではカバーできていない移動やニーズをカバーする移動手段・移動支援の環境を構築	③-1	高齢者の交通サービス圏域人口の割合	<ul style="list-style-type: none"> 交通サービス圏域に居住する75歳以上人口の割合^{注3} [交通事業者資料・国勢調査・住民基本台帳より] 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通を支える体系の構築に資する施策展開により既存公共交通ではカバーできていない移動やニーズの対応が実施できているか確認します。

注1：運賃収入は現金、回数券、キャッシュレスを対象とする。

注2：結節点の定義として、「施設内で待機できる」、「バスの接近情報が確認できる」、「上屋・ベンチが設置されている」のいずれかを満たすこととする。

注3：バス停から300m圏内に居住するまたは、施策⑤⑥により移動サービスの運用を開始した自治会に居住している場合、交通サービス圏域に居住する、とする。また、住民アンケート結果より、免許返納率が高い70歳以上を含み、国勢調査の人口メッシュ（250m）データの年齢区分が存在する「75歳以上」を対象とする。

表 28 評価指標の現況値と目標値

目標	No.	評価指標	単位	現況値 (基準年)	目標値	目標値設定の考え方
目標①：既存公共交通の利便性向上と持続的な運営の両立により、住民が日常的に安心して利用できる移動環境を構築	①-1	護佐丸バスの便あたり利用者数	・人/便	13.1 (R6 年度)	14.3	・便あたり利用者数 ^{※1} の平成31年～令和6年のトレンド推計によって、目標値を設定します。
	①-2	護佐丸バスを利用する小学生の護佐丸 PASS の利用割合	・ % (年間)	4% ^{※2} (R7 年 11 月運用開始)	50%	・支払い時の利便性向上だけではなく、見守り機能の活用も含めて、護佐丸 PASS の登録により、保護者が安心して利用を任せられる環境を構築することを目指し、まずは現金利用者 ^{※3} を護佐丸 PASS に転換することを目標に設定します。
	①-3	公共交通事業全体に係る収支率	・ % (年間)	18% (R6 年度)	18%	・利便性向上や移動サービスの適正化・最適化により、系統や運賃の見直し後においても現行同程度の収支率を維持することを目標に設定します。
	①-4	公共交通事業全体に係る住民1人あたりの財政負担額	・円／住民1人あたり (年間)	873 円 (R6 年度)	873 円	・利便性向上や移動サービスの適正化・最適化により、系統や運賃の見直し後においても現行同程度の財政負担額を維持することを目標に設定します。
目標②：広域交通体系の有効活用により、公共交通全体の利便性を向上させる環境を構築	②-1	結節点の整備箇所数	・箇所数	0 (R7 年度)	4 箇所程度	・関連施設との協議が必要であることもふまえ、計画の5か年においては、主要路線バスが運行する下地区（国道329号沿線）、上地区（南上原）でそれぞれ上下方向に1箇所（計4箇所）程度整備することを目標に設定します。
目標③：既存公共交通ではカバーできていない移動やニーズをカバーする移動手段・移動支援の環境を構築	③-1	高齢者の交通サービス圏域人口の割合	・ %	75% (R6 年度) ^{※4}	増加	・施策⑤⑥の取り組みを実施した自治会に居住している人も含め、交通サービス圏域人口の向上を目標に設定します。

※1 便あたり利用者数は、総利用者数/総運行回数で算出する。

※2 護佐丸 PASS 運用開始後、データ取得が可能な令和7年11月19日～12月31日の期間における小学生の総利用者数に対する、同期間の護佐丸 PASS 利用者（小学生）の割合を現況値とする。

※3 小学生の総利用者数から小学生の回数券利用者数を差し引いた人数を、小学生の「現金利用者数」として扱う。

※4 交通サービス圏域の範囲は令和6年のバス停の設置状況、人口は令和2年の国勢調査（250mメッシュ）人口より算出する。

4-4. 公共交通の役割と地域公共交通確保維持事業の必要性

4-4-1. 中城村における公共交通の役割

中城村においては、多様な交通モードが以下のような役割を担いながら相互に連携し、“一体的なネットワーク”として住民や来訪者に必要な移動サービスを持続可能な形で確保・維持していくこととします。

表 29 中城村における公共交通の位置づけと役割分担

位置づけ	区分	路線・系統等	役割	確保・維持策
広域交通	地域間幹線	路線バス	<ul style="list-style-type: none"> 30番泡瀬東線 97番琉大線 294番てだこ琉大快速線 	<ul style="list-style-type: none"> 村内の交通拠点等と村外との広域交通を担います。
地域内交通	支線	護佐丸バス	<ul style="list-style-type: none"> 伊集普天間線 久場琉大線 伊集周り線 久場周り線 	<ul style="list-style-type: none"> 主に村内や周辺の交通拠点を中心に運行し、軸となる地域間幹線等に接続します。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> 乗用タクシー 貸し切りバス スクールバス シェアサイクル 自家用有償旅客運送 互助（ボランティア）輸送 等 	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスや護佐丸バス等では対応しにくい目的や移動を担い補完します。 また、路線バス等の広域交通や地域内交通に接続することにより、広域交通体系を確保するための補完的交通として考えます。

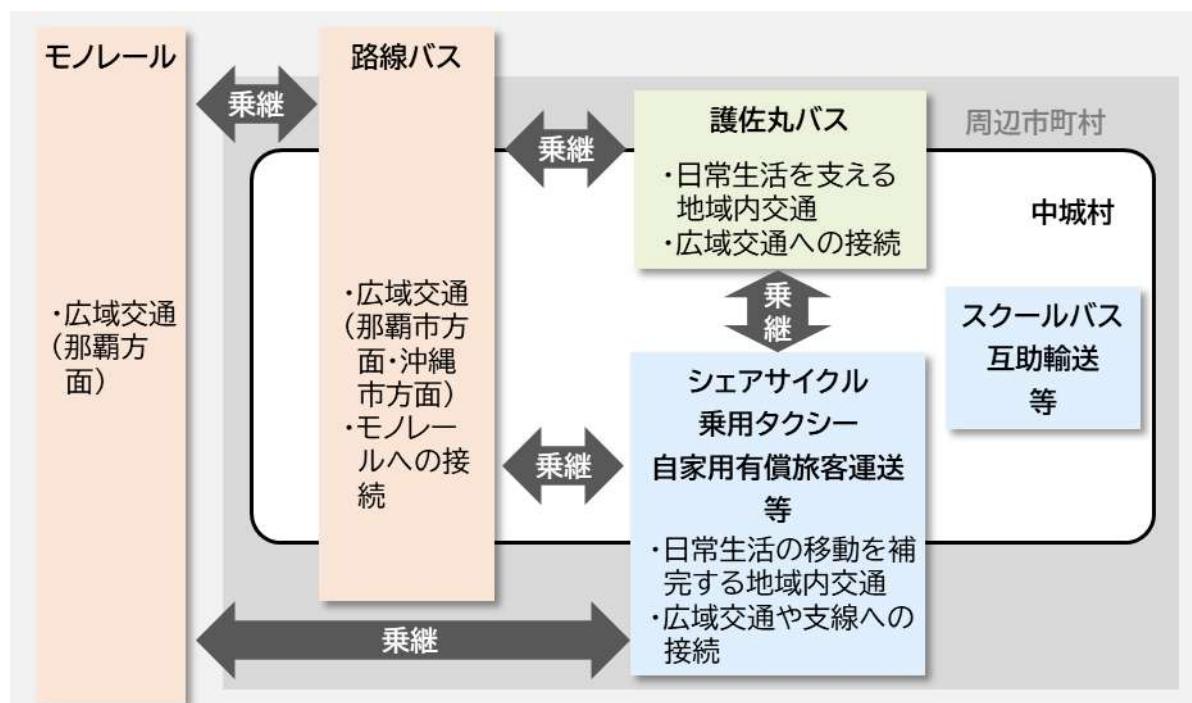


図 114 中城村における公共交通ネットワーク

4-4-2. 地域公共交通確保維持事業の必要性

以下に示す路線・系統等については、地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統・地域内フィーダー系統)の活用も検討しつつ、運行を確保・維持していくこととします。

表 30 地域公共交通確保維持事業の必要性

位置づけ	路線・系統等		地域公共交通確保維持事業の必要性
地域内 フィーダー系統	護佐丸バス	・伊集普天間 線	・上地区と下地区を結ぶ村内の移動手段としての役割を担うとともに、南上原や国道329号上で路線バスとの接続を可能とするなど、地域間幹線を補完する欠かせない路線です。
		・久場琉大線	・一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業(フィーダー系統)も念頭に運行を確保・維持する必要があります。
		・伊集周り線	
		・久場周り線	
自家用有償 旅客運送	・エリア未定		・地域内において既存公共交通では対応が困難な移動ニーズに対する新たな移動手段として、住民生活を支える各種施設への移動手段としての役割に加え、地域間幹線への接続を図る補完的な移動手段として自家用有償旅客運送を活用した移動手段を検討します。
			・自治体や事業者の運営努力だけでは移動手段の導入が困難な状況をふまえて、地域公共交通確保維持事業(フィーダー系統)による運行も視野に入れて、安定的な確保を図ります。

4-4-3. 補助系統に係る事業および実施主体の概要

地域公共交通確保維持事業の対象となる事業および実施主体の概要は以下のとおりです。なお、下表には計画期間中に系統の再編や新たに運行を開始することを想定しているものも含みます。

表 31 補助系統に係る事業および実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	運行の態様	実施主体	補助事業の活用
護佐丸バス (伊集普天間線)	・伊集	・奥間	・普天間 りうぼ う	・路線定期運行	・中城村(交通事業者へ運行委託(4条乗合))	・フィーダー補助
護佐丸バス (久場琉大線)	・ひが皮 膚科クリニッ ク前	・奥間	・中部商 業高校 前会館	・路線定期運行	・中城村(交通事業者へ運行委託(4条乗合))	・フィーダー補助
護佐丸バス (伊集周り 線、久場周 り線)	・吉の浦会館を起終点とした循環 運行			・路線定期運行	・中城村(交通事業者へ運行委託(4条乗合))	・フィーダー補助
自家用有償 旅客運送	・エリア未定			・区域運行	・中城村(交通事業者等へ運行委託 (自家用有償旅客運送))	・フィーダー補助

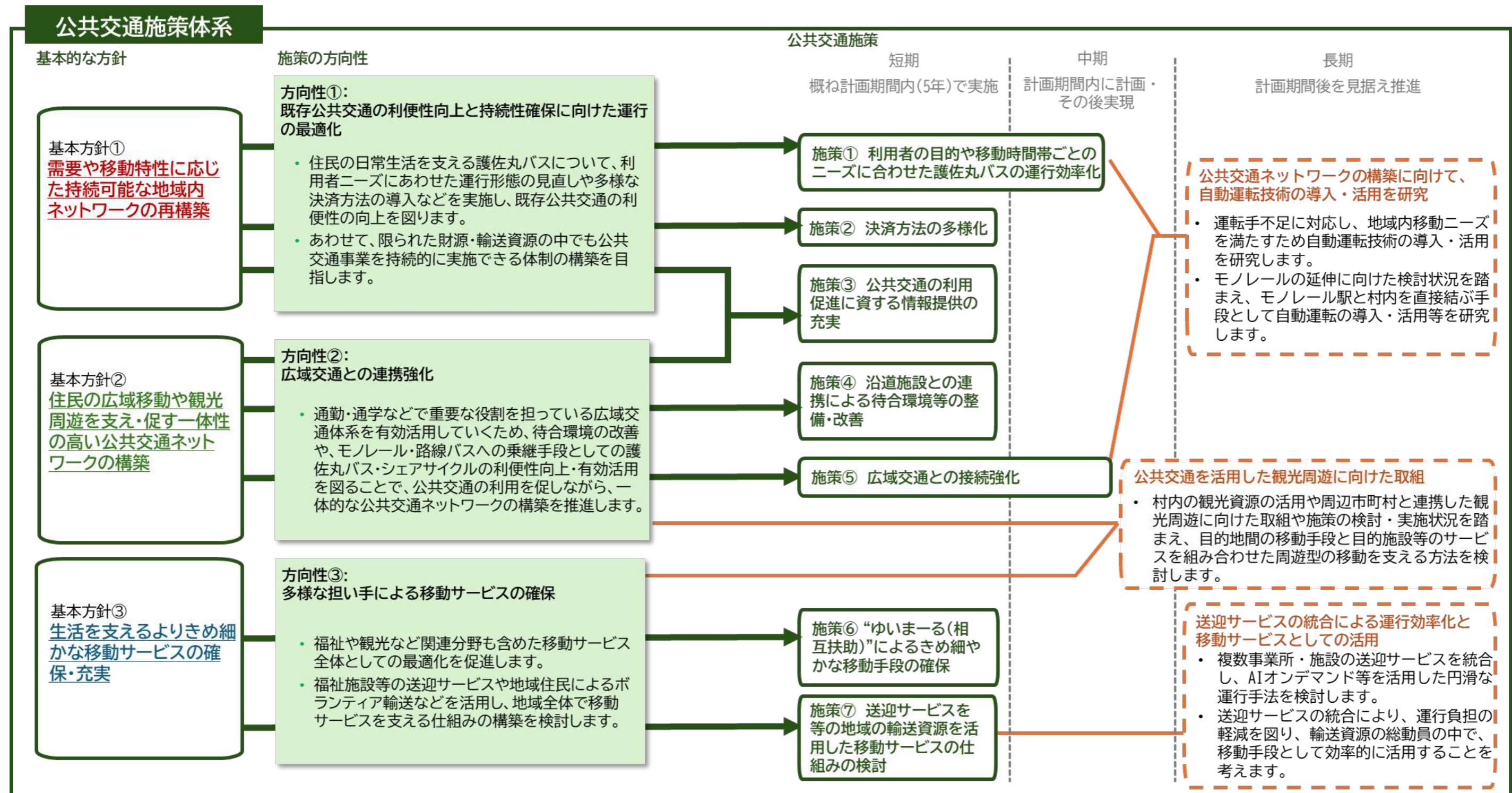
5. 取り組みの方向性と施策展開

5-1. 施策展開の方向性

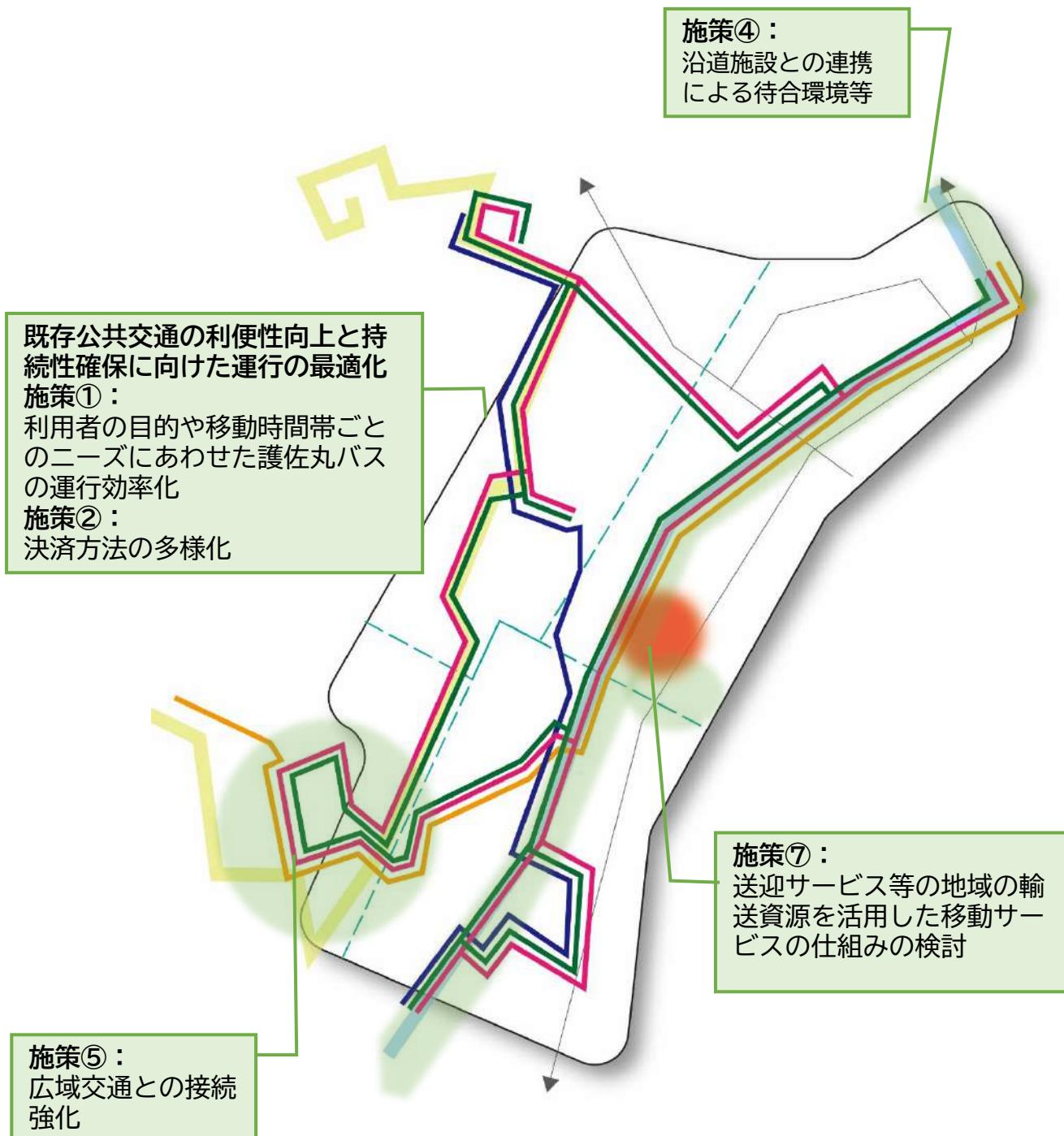
基本方針等の実現に向けて、基本方針に対して、以下のような3つの方向性で各種施策を展開していきます。

本計画では、計画期間の5年間に実施する施策だけではなく、今後の公共交通の動向や関連分野の施策の検討状況との関連性を考慮して、長期的な視野で検討を進めていくものについても念頭に施策内容を検討しています。

令和12年度までに実施する施策を「短期的な施策」、計画期間内に検討を開始し、中長期的な視野で実施を検討する施策を「中期的な施策」、計画期間後を見据えて推進する施策を「長期的な施策」に分類します。



■施策展開イメージ

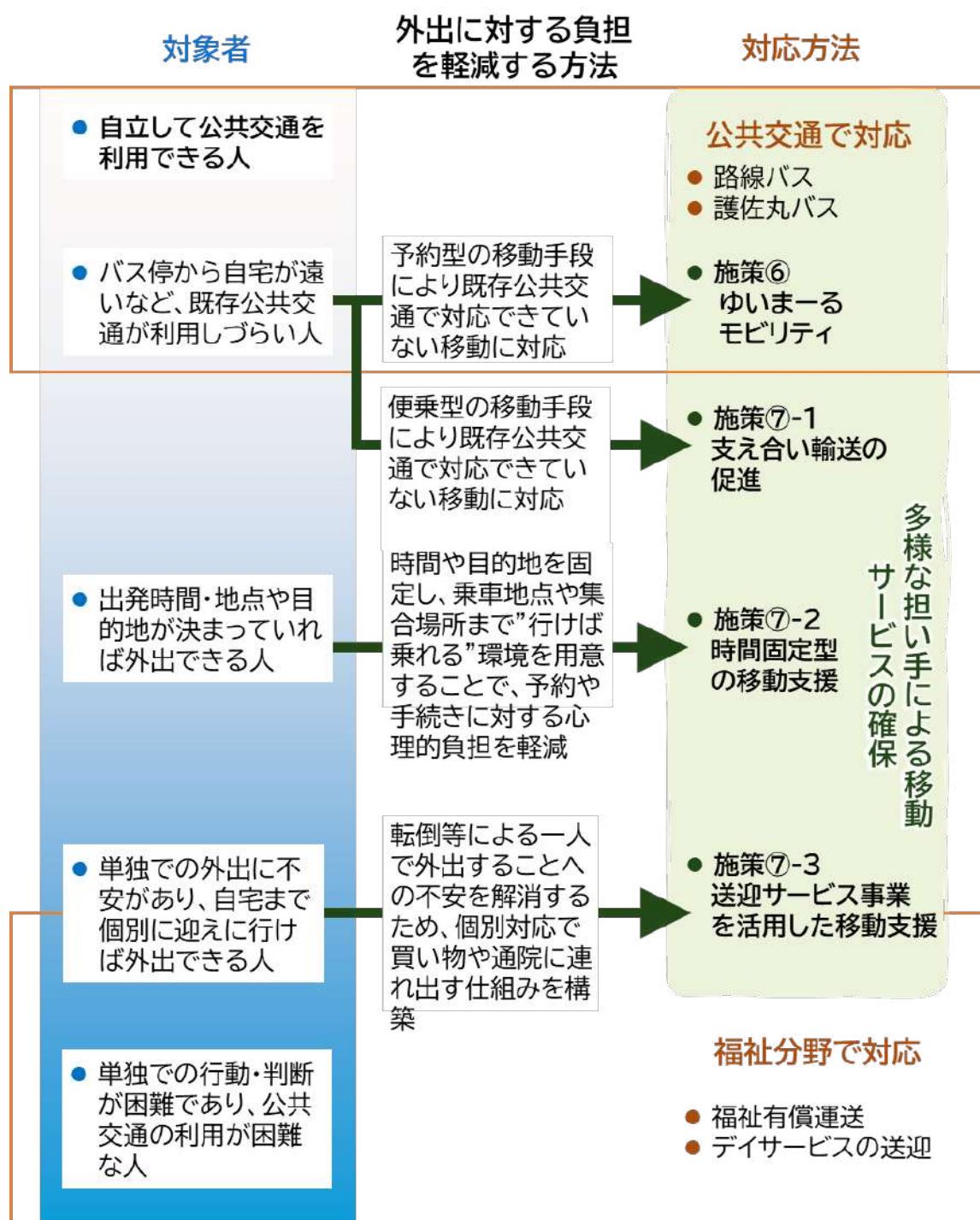


★中城村全域で展開する施策

施策③：公共交通に関する情報提供の充実

施策⑥：“ゆいまーる（相互扶助）”によるきめ細やかな移動手段の確保

コミュニティバスや路線バス等の路線定期運行では、バス停まで歩くことが難しく、日常の移動に不安が残る高齢者・障がい者がいる一方で、ある程度自立して生活できるため、福祉や介護サービスの対象とならない高齢者も存在し、こうした公共交通と福祉分野の隙間に位置する利用者の移動ニーズへの対応が課題となっています。特にドア to ドアや予約型の移動に対しては、村内にタクシー事業者があるものの、ドライバー不足や運賃負担等の理由により、全てのニーズに応えることは困難であるため、地域の多様な担い手による支援方法を検討する必要があります。移動への制約の程度にあわせた外出に対する負担を軽減する方法と多様な担い手による移動支援の考え方を以下に示します。



6. 目標を達成するための施策

【方向性①】既存公共交通の利便性の向上

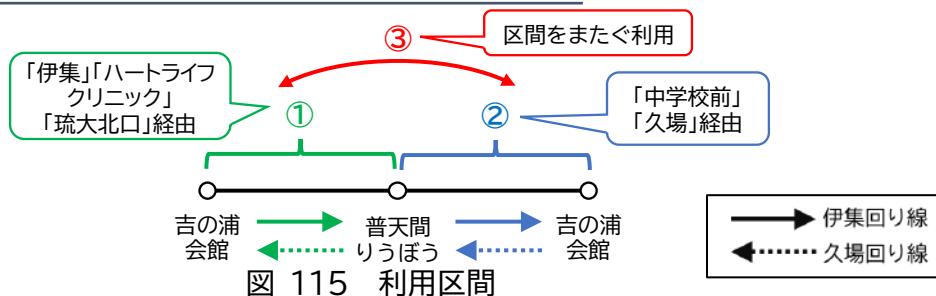
住民の日常生活を支える護佐丸バスについて、利用者ニーズにあわせた運行形態の見直しや多様な決済方法の導入等を実施し、既存公共交通の利便性の向上を図ります。

あわせて、限られた財源・輸送資源のなかでも公共交通事業を持続的に実施できる体制の構築を目指します。

施策①：利用者の目的や移動時間帯ごとのニーズにあわせた護佐丸バスの運行効率化に向けた取り組み

● 施策の背景・必要性

- 護佐丸バスは、公共交通空白地域での移動手段確保と村内児童・生徒の通学手段確保等を目的として運行しており、高齢者・障がい者の買い物や通院手段、小学生・中学生の通学手段として多く利用されています。
- 利用特性を見ると、「普天間りうぼう」で乗客が入れ替わっている傾向が見られ、全便を通じて「普天間りうぼう」を跨いだ利用はほとんど見られません。
- 時間帯によって、区間ごとの利用特性が異なることから、必ずしも全ての便を「循環」で運行する必要性がなく、運行効率化の余地があると考えられます。
- また住民アンケートにおいて、中城城跡や琉大病院、モノレール駅への乗り入れに対する要望が見られます。昨今のドライバー不足をふまえると、これらの新しい需要へ対応するためには、現状の運行を効率化することにより創出したリソースで対応していく必要があります。
- さらに、護佐丸バスの運行に係る財政負担額は、運行経費が運賃収入を大きく上回っている状況であり、財政負担に大きく依存しながら運行される状況となっています。近年の物価や燃料費の高騰等の運営環境の変化もふまえると、現行の運賃体系のままでは、将来にわたり安定的に事業を継続していくことが困難となることが懸念されます。



	0	5	10	15	20	(人/便)
1便(8:50発)	8.8	1.9	2.4			
2便(10:40発)	4.5	2.1	1.7			
3便(13:30発)	5.6	2.4	1.5			
4便(15:10発)	9.1	5.7	3.6			
5便(17:05発)	5.5	3.0	1.1			
全便平均	6.7	3.0	2.1			

■①伊集・琉大方面から「普天間りうぼう」までの利用
■②「普天間りうぼう」から久場・中城中学校方面への利用
■③区間を跨いだ利用

区間①の需要が高く、必ずしも「循環」で運行する必要がない。

区間①②ともに利用が多く、区間をまたいだ利用も一定数見られることから、循環で運行する必要がある。

図 116 便別の区間別利用割合

資料:中城村資料

● 施策概要

【系統の見直し】

- 全てを循環で運行するのではなく、便別の利用者層や病院・買い物・通学等の移動目的の違いなど、時間帯や下地区・上地区等の地区ごとの移動ニーズに応じて、系統の見直しを検討します。循環ルートに加えて、地区内の移動の充実を目的とした折り返し運行や乗降者数の多い「普天間りうぼう」等の目的地となる施設を軸とした運行を組み合わせ、系統の再編を検討します。
- また、系統の再編により輸送余力を確保することで、中城城跡や琉大病院、モノレール駅など新たな需要への対応を検討します。
- 村内外の施設立地の変化にあわせて、住民の生活利便性の向上に向けた路線の見直しを継続的に推進します。

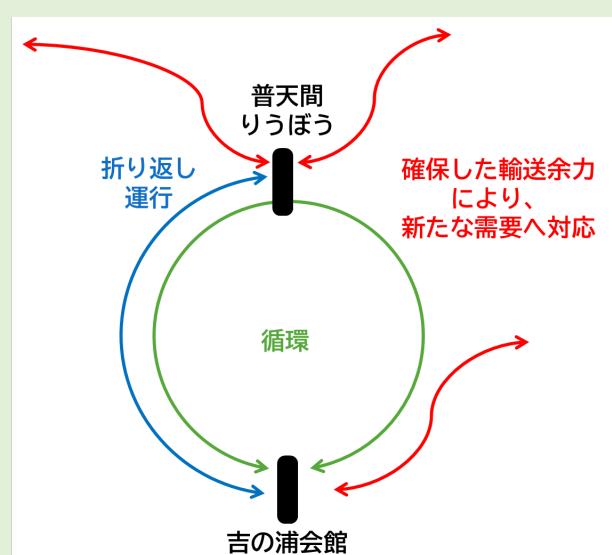


図 117 系統の見直しのイメージ図

【運行の維持と運賃のあり方の検討】

- 既存路線である護佐丸バスを将来にわたり維持していくため、受益と負担のバランスに配慮しつつ、系統の見直しに伴う費用負担のあり方や持続的な運行を可能とする運賃体系のあり方について検討を行います。

【検討・解決すべき課題、留意すべき事項等】

- ✓ 循環ルートや折り返し運行のルートなど、便によって運行経路が異なることから、利用者や沿線にお住まいの皆さんへの十分な説明・周知が必要です。
- ✓ また、系統の再編に伴い、ルートがこれまでより把握しづらくなる可能性があることから、どの便に乗ればどこに行けるのかがわかるおでかけマップの作成など、利用方法をわかりやすく伝える工夫が必要です。(施策③参照)
- ✓ 令和 10 年に実証運行、その後本格運行としていますが、施策⑤の路線バスとの乗り継ぎを意識したダイヤの検討を同時並行で進める必要があります。(施策⑤参照)
- ✓ 系統の再編後に村内外に新規の商業施設が立地した場合については、住民の生活利便性の向上に寄与するように路線の見直しを検討する必要があります。
- ✓ 運賃改定については、住民の意向を丁寧に把握した上で検討する必要があります。
- ✓ 運賃改定による既存利用者の負担感の軽減を図るにあたっては、観光や福祉分野へのクロスセクター効果をふまえ、割引運賃の設定や来訪者と住民で料金設定を変える等の工夫が必要です。
- ✓ また運賃改定については、協議運賃となるため、運賃協議会の開催が必要となります。

表 32 施策の実施スケジュールと実施主体等(施策①)

実施内容	実施主体・役割分担	備 考
令和8年度 (2026) ・具体的な運行ルートの再編案や運賃のあり方等について検討 ・交通事業者との協議	地域公共交通協議会事務局が主体となって、関係部局や交通事業者と協議・調整しながら運行内容等を決定	・運転手への負担が増大しないようルートを検討 ・路線バスとの接続確保に留意する必要 ・運賃改定する場合は、運賃協議会の開催が必要となる
令和9年度 (2027) ・実証運行		
令和10年度 (2028) ・本格運行、系統の再編 ・利用状況などの確認、必要な改善策の検討・実施	交通事業者により運行、村が必要な支援を実施 ・利用状況などについては定期的に協議会に報告しながら、改善策を検討・実施	・村内外の施設の立地状況に合わせて、必要に応じて路線を見直し
令和11年度 (2029) 令和12年度～ (2030～)		

施策②：決済方法の多様化

● 施策の背景・必要性

- 護佐丸バスの支払い方法は現金または回数券のみです。
- 住民・利用者・小中高生アンケートにおいて、電子決済の導入、ICカード以外の決済方法に関する要望が寄せられており、決済方法の多様化は公共交通の利便性向上に資するものと考えられます。
- また、子どもの送迎を負担と感じる意見も多く挙げられており、保護者が安心して子どもを公共交通に乗せられる環境を構築することで、子ども達の自立した移動を促進することが求められています。



図 118 護佐丸バス回数券



図 119 護佐丸バスドア付近の様子

● 施策概要

- 中城村が運行する護佐丸バスの運賃支払い方法の一つとして、顔認証または二次元コードにより認証を行い、キャッシュレス決済により護佐丸バスを利用できる「護佐丸 PASS」を導入し、利便性の向上を図ります。
- また、追加の機能としてキャッシュレス決済を行うだけでなく、小学生・中学生や障がい者・高齢者が安心して利用できる環境構築を目的として、顔認証を活用した見守り環境の構築についてもあわせて検討します。(例：乗車時・降車時に保護者や家族に通知が届く)



図 120 護佐丸バス車内に設置した専用リーダー

参考
事例

顔認証技術の導入（千葉県ユーカリが丘）

顔認証技術と決済・チケット管理システムを組み合わせ、非接触・非対面での本人確認とチケット確認、乗車管理を行う「ユーカリ PASS（顔認証乗車システム）」を導入しています。

磁気券を発券していた券売機についても、ユーカリ PASS の導入にあわせて、QRチケットを発行する券売機へ移行することにより、顔認証によるキャッシュレス決済を登録しない利用者でも QRチケットでの乗車が可能となります。



資料:ユーカリが丘ホームページ

[検討・解決すべき課題、留意すべき事項等]

- ✓ 見守り環境の構築に関しては、現状の顔認証のシステムに乗降時の通知機能を追加することができるか、システム運用事業者との協議・調整が必要です。また、キャッシュレス決済を目的としない見守りのための顔認証情報の登録方法について、関係部局との調整が必要です。
- ✓ 護佐丸 PASS の導入により、利用者の移動実態（乗車・降車地点）を把握できるようになり、収集したデータについては、護佐丸バスの運行効率化に向けた検討材料として活用することが考えられます。

表 33 施策の実施スケジュールと実施主体等(施策②)

	実施内容	実施主体・役割分担	備 考
令和8年度 (2026)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・利用状況などの確認、必要な改善策の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り環境構築に向けたサービスの導入可能性を検討 	
令和9年度 (2027)		<ul style="list-style-type: none"> ・導入 	
令和10年度 (2028)			
令和11年度 (2029)			
令和12年度～ (2030～)			

施策③：公共交通の利用促進に資する情報提供の充実

● 施策の背景・必要性

- ・ 日常生活や観光のなかで公共交通を利用してもらうためには、まず「中城村やその周辺にどのような公共交通があるのか」「どこへ・どのように行けるのか」といったことを知ってもらうことが前提になります。
- ・ 一方で、実際に利用して見ようと思ったときに、ルートや時刻表が調べにくい、などといったことが利用に対する不安感につながり、利用促進を阻害する懸念があります。今後、施策①で示した護佐丸バスの運行効率化の取り組みのなかで、系統の再編を実施していくこととなった場合、ルートがわかりにくくなる可能性もあるため、わかりやすい情報提供が必要です。また、施策⑤で示す広域交通との接続強化が進むことで、護佐丸バス・路線バス等を組み合わせた移動の機会が増えることが想定されるため、一元的でわかりやすい情報提供の充実が不可欠です。
- ・ 加えて、今後も公共交通を持続的に運行していくためには、住民や学生が継続的に公共交通を利用するすることが重要です。そのため、将来村を支えていく存在である学生に対しては、「公共交通が日常的に利用できる移動手段であり、便利である」と感じてもらえるよう、早期からの意識醸成が必要となります。

● 施策概要

- アナログ（紙媒体）、デジタル（電子媒体）を活用して、路線図や路線バスや今後導入される可能性がある新たな移動サービスとの乗り継ぎを含めた時刻表等の情報提供を行っていくためのツールを検討し、公共交通の情報の積極的な周知を図ります。
- 学生の通学や観光客の移動、高齢者の買い物等、対象とする利用者層や移動目的にあわせて、行先を直感的にわかりやすく伝える「おでかけマップ」「通学マップ」等の作成を通じた情報提供や働きかけを行うことで、公共交通を移動手段の選択肢として認識してもらい、利用して見ようと思ってもらう「モビリティ・マネジメント」^{※1}の実施を検討します。
- 施策②で示した護佐丸 PASS の利用方法の紹介とあわせて、「乗り方教室」の開催等、公共交通そのものの利用方法の周知を行います。
- 施策④の待合環境の整備とあわせて、乗る予定のバスが現在どこを運行しているのか、乗り場はどこにあるのか、待ち時間がどのくらいあるか、などについての情報をわかりやすく表示するデジタルサイネージの導入を推進します。

※1 1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策

進学をきっかけとした公共交通利用に向けた情報提供

沖縄総合事務局では、学校MM（モビリティマネジメント）に関する取組を推進しており、高校等への通学をきっかけとして公共交通への転換を促すため、通学時に利用する路線やダイヤをまとめた運行情報サイトの運営や学生が利用する施設への移動手段をまとめたパンフレットの作成等行い学校へ配布しています。

三重県でも高等学校ごとに、利用できる公共交通機関の最寄り駅と学校までの所要時間等の基本情報と、目安の時刻表をチェックできる「高等学校アクセス情報」を整備し、進路選択時の参考となる情報提供を行っています。

▼学生向け意識啓発用パンフレット（沖縄県）



資料:沖縄総合事務局資料

▼高等学校アクセス情報「公共交通学校別時刻表」の提供



資料:三重県HP

[検討・解決すべき課題、留意すべき事項等]

- ✓ 情報提供の内容については、路線・運行形態の見直しや新たな移動サービスの導入にあわせて隨時見直しを行っていく必要があります。また、移動サービスの導入などにあわせて適切なタイミングで効果的に利用促進策を展開していくことも重要になります。
- ✓ 観光や教育などの関連分野や周辺市町、交通事業者とも連携しながら取り組みを進めていく必要があります。

表 34 施策の実施スケジュールと実施主体等(施策③)

	実施内容	実施主体・役割分担	備 考
令和8年度 (2026)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進施策等の検討 ・提供する情報やツールの設置箇所などについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通協議会事務局が主体となって、関係部局とも協議・調整しながら内容を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用意識の醸成・利用喚起などに向けて早期の実施が必要
令和9年度 (2027)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・利用促進施策等の展開 ・運行形態の見直しや新たな移動サービスの導入にあわせた情報の更新 		
令和10年度 (2028)		<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通協議会事務局が主体となって、関係部局や交通事業者とも連携しながら情報提供や利用促進等を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する施策の検討内容にあわせて、隨時、最新の情報への更新を行う必要
令和11年度 (2029)			
令和12年度～ (2030～)			

[方向性②] 広域交通との連携強化

通勤・通学等で重要な役割を担っている広域交通体系を有効活用していくため、待合環境の改善や、モノレール・路線バスへの乗り継ぎ手段としての護佐丸バス・シェアサイクルの利便性向上・有効活用を図ることで、公共交通の利用を促しながら、一体的な公共交通ネットワークの構築を推進します。

施策④：沿道施設との連携による待合環境等の整備・改善

● 施策の背景・必要性

- 広域路線バス 30 番泡瀬東線は沖縄市や北中城村の高校生の通学手段として利用されており、今後も維持していくことが必要です。
- 一部のバス停については、上屋等が整備されていない乗り場となっているため、夏場の暑い時期の待ち時間や暗い時間に利用しづらいという声があり、利用しやすい環境整備が必要となっています。



図 121 中城村内のバス停の状況

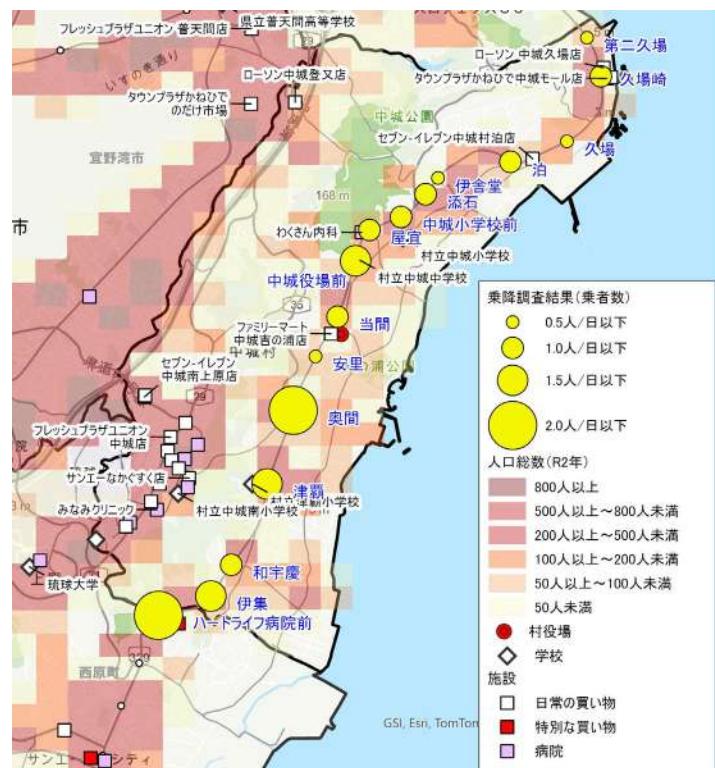


図 122 乗車数の多いバス停

資料:乗降調査結果、国土数値情報

● 施策概要

- 広域路線バス 30 番泡瀬東線において、乗降者数の多い「久場崎バス停」や「当間」では、バス停から 100m^{※1} 圏内に商業施設やコンビニ、中城村役場をはじめとした公共施設が立地していることから、これらの沿道施設との連携も視野に待合環境の改善を図ります。
- 具体的には施設の協力を通じ、イトインスペースや未利用スペースを活用した待合所の提供、ベンチの確保など、利用者が快適に過ごせる待合環境の整備に向けた取り組みを推進します。また、バスの運行情報がリアルタイムでわかるデジタルサイネージを設置し、待合環境においてバスの接近情報を把握できるようにすることで、乗り遅れを防止し、乗車直前まで快適な場所で待機できる環境の構築を図ります。
- また、引き続き既存バス停の上屋・ベンチの設置・更新に向けた取り組みを道路管理者と協議しながら進め、利用環境の改善を図ります。

※1 バスサービスハンドブック（土木学会）では、高齢者が無理なく歩ける距離は 100m とされている



バスまちば（岐阜県岐阜市）

岐阜県岐阜市では、市とコンビニエンスストアで協定を締結し、バス停近くにある店舗を待合スペース「バスまちば」として提供してもらう取組を実施しています。

「バスまちば」はバス停から 100m 以内にある店舗を基本とし、店内にはデジタルサイネージ（電子看板）を設置してバスの接近情報を見られるようになります。乗り遅れ等を防止しており、今後も利用状況を見ながら対象店舗を拡大していくこととしています。



資料:岐阜市 HP

【検討・解決すべき課題、留意すべき事項等】

- ✓ 対象施設の事業者との協議・調整を行い、必要に応じて施設等と協定等を結ぶことで待合環境を確保することも考えられます。また市町村単位で商業施設との連携が難しい場合は、周辺市町村や県と協力して、関係事業者と協議・調整を行う必要があります。
- ✓ バス停について、道路敷地内での整備となる場合は、道路管理者・交通管理者等との協議も必要となります。
- ✓ 現状、歩道の幅が狭く、十分な環境整備が難しい場所では、道路整備にあわせて、ベンチ等の設置に十分な歩道幅員の確保を図ることが望まれます。

表 35 施策の実施スケジュールと実施主体等(施策④)

	実施内容	実施主体・役割分担	備考
令和8年度 (2026)	<ul style="list-style-type: none"> 待合環境の整備対象施設を検討 施設の事業者との協議・調整 <ul style="list-style-type: none"> 整備内容等の検討 道路管理者・交通管理者等との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通協議会事務局が主体となって、関係部局や対象施設、管理者と協議・調整しながら内容を決定 	
令和9年度 (2027)	<ul style="list-style-type: none"> 協力施設への待合環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> バス停の整備（随時） 	
令和10年度 (2028)			
令和11年度 (2029)		<ul style="list-style-type: none"> 周辺施設や地域との協働により、適切な維持・管理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 広報の実施などを通じて、連携施設等のメリットを拡大していくことなども必要
令和12年度～ (2030～)			

施策⑤：広域交通との接続強化

● 施策の背景・必要性

- モノレールの終点駅であるてだこ浦西駅に接続するバス路線が運行していますが、上地区のみの運行であるため、下地区からも円滑な広域移動を行うためには、護佐丸バス等とバス路線の接続を強化する必要があります。
- 現状護佐丸バスと路線バスの乗り継ぎが可能である「琉大北口」や「琉大東口」は、上屋等が未整備かつ護佐丸バスと路線バスの停留所が離れており、乗り継ぎ環境として利便性や快適性が確保されているとは言い難い状況にあります。
- シェアサイクルによるモノレールや路線バスとの乗り継ぎが見られることから、シェアサイクル・護佐丸バス・モノレールへの乗り継ぎ手段としての路線バスなど複数の移動手段の連携を強化することは、村内外の移動利便性を高め、公共交通の利用促進につながるものと考えられます。



図 123 公共交通ネットワークの概況

資料：国土数値情報、基盤地図情報、中城村資料、
那覇バス・琉球バス交通バスロケーションシステム



図 124 琉大北口の現状

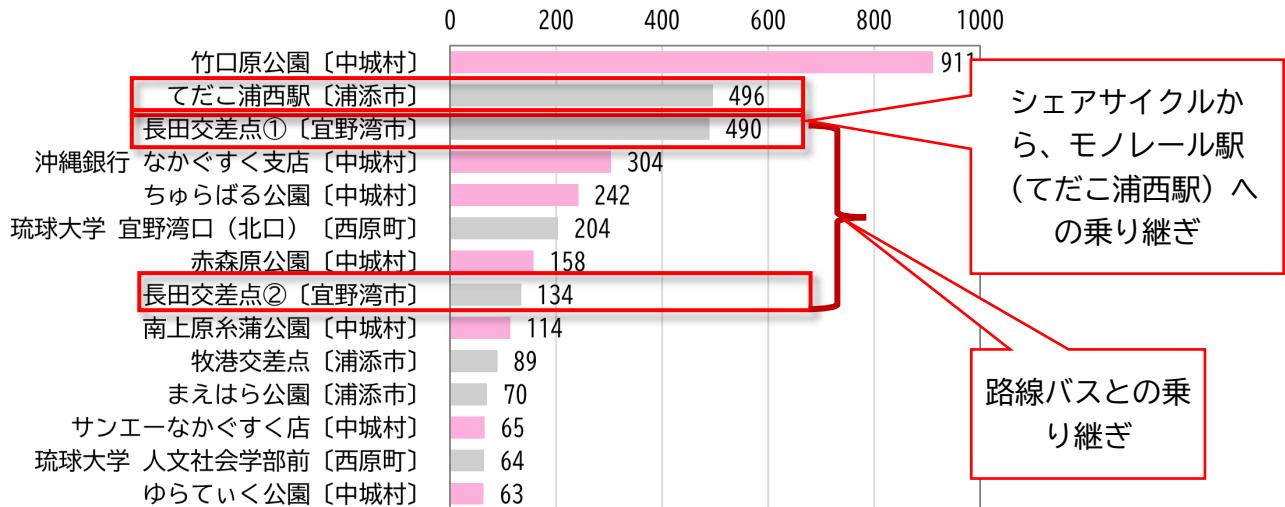


図 125 シェアサイクルの貸出回数、返却回数合計値

資料:中城村資料

※利用経路別の利用回数のデータから、貸し出し回数と返却回数を合算

● 施策概要

- 南上原地区でモノレールに乗り入れを行う路線バス（294 番等）のダイヤを考慮した護佐丸バスの時刻設定を行うことで、路線バスとのダイヤの接続を強化し、村内の居住者の広域移動を支えます。また、モノレールを利用して中城村を訪れた人にとっても使いやすい村内公共交通ネットワークの構築を推進します。
- モノレールや路線バスとの乗り継ぎ手段としての「シェアサイクル」の有効活用を図ります。
- 施策④「待合環境の整備」も同時に進めることで、乗り継ぎ利便性の向上に寄与し、ダイヤ接続の実効性を高めることができます。具体的には、交通結節点として、乗り継ぎを行う護佐丸バスや路線バスを快適な環境で“待つ”ことができるよう待合環境を整備し、あわせてシェアサイクル等のモビリティのポートも集約することで、利用目的にあわせた移動手段の選択を可能とする環境の構築を検討します。



図 126 公共交通結節点のイメージ

参考事例

複数の移動手段が集約したモビリティハブの設置（大阪府堺市泉北ニュータウン）

大阪府堺市の泉北ニュータウンでは、UR都市機構と堺市、事業者が連携し、駅前に複数の移動手段と飲食や物販の生活サービスを集約した交流拠点「モビリティハブ」を設置する取り組みを進めるため、実証実験を行っています。

このハブでは、オンデマンドバスやシェアサイクル、歩行領域モビリティ等の複数の移動手段を一体的に配置し、利用者の目的にあわせた移動手段を利用できる環境を整備しています。さらに、移動販売等の拠点としても機能させることで、生活利便性の向上に寄与します。



図 127 団地内に設置したモビリティハブ

資料:堺市 HP

[検討・解決すべき課題、留意すべき事項等]

- ✓ 施策①の運行形態の見直しに伴う時刻表の改定とあわせて、広域バス路線と接続する時間帯の調整を検討する必要があります。また、モノレールに乗り入れる路線が複数あるため、連携対象や連携方法について、交通事業者との協議・調整が必要です。
- ✓ 現状路線バスと乗り継ぎが可能である「琉大北口」は琉球大学敷地内（西原町内）に位置することから、乗り継ぎ環境の向上に向けた整備を行う場合は、費用負担等も含めた琉球大学や西原町との協議・調整が不可欠です。また、「琉大東口」は、周辺に商業施設等が立地していることから、施策④の実施場所の候補として検討し、対象事業者や交通事業者等と連携・調整を行うことも考えられます。
- ✓ 道路敷内での整備となる場合は、道路管理者・交通管理者との協議も必要となります。
- ✓ また、交通結節点にシェアサイクルポート等を設置するにあたり、事業者や交通結節点とする拠点の関係者との調整が必要です。

表 36 施策の実施スケジュールと実施主体等(施策⑤)

	実施内容	実施主体・役割分担	備考
令和8年度 (2026)	・路線バスとの乗り継ぎを意識したダイヤの調整を検討	・交通結節点とする場所や整備内容等の検討 ・道路管理者・交通管理者、周辺施設等、西原町、琉球大学、シェアサイクル事業者との協議・調整	・地域公共交通協議会事務局が主体となって、交通事業者と協議・調整しながら内容を決定
令和9年度 (2027)			・地域公共交通協議会事務局が主体となって、関係者や対象施設と協議・調整しながら内容を決定
令和10年度 (2028)	・実証運行	・交通結節点の整備	
令和11年度 (2029)	・系統の再編と連動してダイヤを調整 ・本格運行	・交通事業者により運行、村が必要な支援を実施 ・利用状況などについて定期的に協議会に報告しながら、改善策を検討・実施	・周辺施設や地域との協働により、適切な維持・管理を実施
令和12年度～ (2030～)			

【方向性③】多様な担い手による移動サービスの確保

福祉や観光など関連分野も含めた移動サービス全体としての最適化を促進します。

福祉施設等の送迎サービスや地域住民によるボランティア輸送等を活用し、地域全体で移動サービスを支える仕組みの構築を検討します。

施策⑥：“ゆいまーる（相互扶助）”によるきめ細やかな移動手段の確保

● 施策の背景・必要性

- ・ 高齢者が無理なく歩ける距離である 100m 圏外を交通不便地域とした場合、中城村の総人口の約 82% が交通不便地域に居住しており、浜地区のように地区内にバス停がない地区も存在しています。
- ・ 民生委員アンケートでも「バス停等まで歩いていくことが難しい」、「バス停が遠い」という意見が見られ、高齢者や障がい者等の移動制約への対応が必要です。
- ・ 既存の公共交通では対応しきれないきめ細やかな移動を補完する移動サービスとして持続的な運用を図るために、地域の輸送資源や住民の支え合いを基盤としつつ、持続性・安全性を確保できる新たな移動サービスとして、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）等の仕組みを検討する必要があります。
- ・ また、乗り合いタクシーも手段の 1 つとして考えられますが、中城村では、平成 27 年に予約型乗り合い交通（護佐丸タクシー）の実証運行を実施したものの、利用状況や護佐丸バスとあわせたコスト等を鑑み、本格運行には至っていません。現状の移動ニーズにあわせた新たな移動手段を検討する必要があります。

● 施策概要

- 路線バスや護佐丸バスの利用が難しい住民等の外出機会の確保や、保護者等の送迎負担の軽減等を念頭に、ライドシェアを活用した移動支援を推進するための仕組みの構築を検討します。
- 昨今のタクシーや路線バスの運転手不足をふまえ、地域に根差した“ゆいまーる”の精神のもと、地域住民や地域の事業者、関係団体の支え合いによる対応を基盤としつつ、持続性・安全性を確保した体制の構築を検討します。
- まずは利用者同士の“顔見知り”的範囲内（お互いの家がどこかわかる範囲）で運用し、保険への加入の援助や賠償責任を明確にするなど、安心して参加できる仕組みとすることで、一般ドライバーの確保を推進します。
- 対象とする利用者や運行体制、ドライバー・車両の確保方法により複数の移動支援の仕組みが考えられます。次頁にイメージを示します。

■予約対応型ゆいまーるモビリティ

- ・ 地域住民やシルバー人材センター登録者、観光関連など関連団体の職員等ドライバーとして参加できる方を「ライドシェアドライバー」として登録しておき、登録利用者から予約が入った際に輸送を行う、ライドシェアの仕組みを検討します。
- ・ ドライバー、利用者双方の需要に応じて対応することができる柔軟な移動支援を実施するための仕組みを検討します。



[検討・解決すべき課題、留意すべき事項等]

- ✓ 新たな移動サービスの導入に際しては、まずは交通事業者による対応が「基本」となります。自家用有償旅客運送やボランティア輸送などについては、安全性の確保に対する十分な留意が不可欠であるとともに、既存の公共交通（乗用タクシー含む）との競合を抑制する工夫も必要となります。
- ✓ 予約対応型ゆいまーるモビリティについては、受益者負担の原則や、移動サービスの持続性の観点から、「自家用有償旅客運送※」による有償化を念頭に事業を検討する必要があります。
- ✓ また、予約のための“仕組み”については、ドライバーまたは運営主体において予約を取り、配車する体制を構築する必要があるため、運営主体との協議・調整が必要です。タクシー事業者等の交通事業者とも連携を図りながら、運行管理の体制を検討する必要があります。
- ✓ 一般ドライバーの確保に関しては、仕組みを広く周知することで参加者を募り、安心して参加できる環境の構築が必要です。
- ✓ 自治会単位の地域ふれあい事業において、活動に参加する高齢者の送迎をボランティアで担うなど、自治会の活動が活発な地域がある一方で、担い手不足が深刻な地域もあり、地域によって担い手の確保状況に差があることから、まずはモデル事業として、先行的に取り組みを行う地域を選定し、試行的に運用を行い、効果や課題等を見極めながら検討していく必要があります。
- ✓ これまでなかった移動サービスを導入するものであるため、試行的な運行・運用を行うことで効果や課題等を見極めながら検討していくことが必要です。
- ✓ 新たな移動サービスについては、路線バスや護佐丸バスとの連携により、一体的なネットワークとして機能するものとしていくことが望まれます。

※ 地域住民の生活に必要な輸送について、それらをバス・タクシー事業によって提供することが困難な場合に、市町村、NPO 法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度。

表 37 施策の実施スケジュールと実施主体等(施策⑥)

実施内容	実施主体・役割分担	備 考	
令和8年度 (2026)	<ul style="list-style-type: none"> 登録ドライバーの管理や予約管理・配車の運用方法など、仕組み(制度)の検討 モデル事業として実施可能な自治会と実際の運用方法等について協議 	<ul style="list-style-type: none"> ワーキンググループにおいて、関係部局、関係団体・事業者、自治会等と協議・調整しながら仕組みを決定 	<ul style="list-style-type: none"> 仕組みを十分に周知するなど、登録ドライバーの確保に向けた取り組みが必要 関係者が多岐にわたることから、運行内容等について協議を行うワーキンググループを設置し、協議・調整を実施
令和9年度 (2027)			
令和10年度 (2028)	<ul style="list-style-type: none"> 施行的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係の機関が主体となり、登録ドライバーが運行を実施。村は保険の加入等の支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の公共交通と適正に連携・役割分担するものとなるよう調整が必要
令和11年度 (2029)	<ul style="list-style-type: none"> 本格的な導入 	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況などについては定期的に協議会に報告しながら、改善策を検討・実施 	
令和12年度～ (2030～)			

施策⑦：送迎サービス等の地域の輸送資源を活用した移動サービスの仕組みの検討

● 施策の背景・必要性

- 中城村の総人口の約82%が交通不便地域に居住しており、民生委員アンケートでも高齢者の方について、「バス停等まで歩いていくことが難しい」、「バス停が遠い」という意見が見られ、高齢者の移動制約への対応が課題となっています。(再掲)
- これらの移動制約者の中には、バス停が利用できる環境にあるものの、加齢に伴う筋力低下や倦怠感、身体活動性の低下により外出が負担となっている「フレイル」やその前段階である「プレフレイル」の状態にある利用者層が存在しています。今後も高齢化が進行することをふまえると、健康寿命の延伸に向けて心理・身体機能を維持・向上させるため、外出を促進する移動サービスが必要です。
- 現状の村内の公共交通を取り巻く状況として、バス事業者やタクシー事業者へのヒアリングでは、ドライバー不足の中、限られた人員で対応している状況が確認されており、村内の輸送資源を総動員して移動手段を確保する必要があります。
- 福祉施設や医療機関、観光関連団体を対象としたヒアリングにおいては、福祉施設や医療機関への送迎時間以外の送迎車両の活用可能性や地域貢献活動の一貫としての村民の移動支援に取り組む意向が示されました。
- また、運転免許を持っていない方や高齢者の方に頼まれて、無料あるいはガソリン代程度の少額の謝礼で買い物の送迎を行っている“ボランティア輸送”が実態として見られます。このような取組は、「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様」として法律的に認められるものとなっていることから、路線バスや乗合タクシーを補完し、きめ細かな移動サービスを提供していくための選択肢の一つとして、こうした地域での“支え合い(共助)”の取組みを促進していくことも重要になります。

①無償運送について

- 無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。
- 以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。
①謝礼の支払い ②実費の請求及び支払い
※実費：ガソリン代等の燃料費、有料道路使用料、駐車場代、移動サービス専用保険料、運送を行うために発生した車両借料)

⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。
- この場合、以下の行為が可能です。
①会費で車両を調達すること
②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること
(ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。)

資料：「令和6年3月国土交通省_道路運送法における登録又は許可を要しない運送に関するガイドラインについて」を加工して作成

● 施策概要

- 送迎サービス事業者の送迎車両やシルバー人材センター等ドライバーとしての活動が期待される地域の輸送資源と連携し、通常業務の“空き時間”を活用して、主に自治会主体の活動に関する移動を担う仕組みの構築を検討します。
- また、既に地域で実施されている住民同士の支え合いによる移動支援については、仕組み化や負担軽減策などを通じて、安全性を確保しつつ、地域での取り組みを後押しする方法を検討します。
- 対象とする利用者の移動への制約の程度や活用する輸送資源によって、複数の移動支援方法が考えられます。(p.80 参照)

施策⑦-1：地域住民による支え合い輸送（既存のボランティア輸送）の促進

■便乗型ゆいまーるモビリティ

- ・ 子どもの学校への送迎やスーパーへの買い物など自身の用事にあわせて、一緒に“同乗”する人を募り、輸送する、便乗型のボランティア輸送を検討します。
- ・ 地区内(自治会単位)で便乗する方を募る仕組みをつくり、取り組みに協力してくれる住民(ドライバー)と利用したい住民が相互に移動希望を確認できる方法を検討します。
- ・ ボランティアドライバーや利用者は自治会等が主体となって募集し、登録制での実施を検討します。

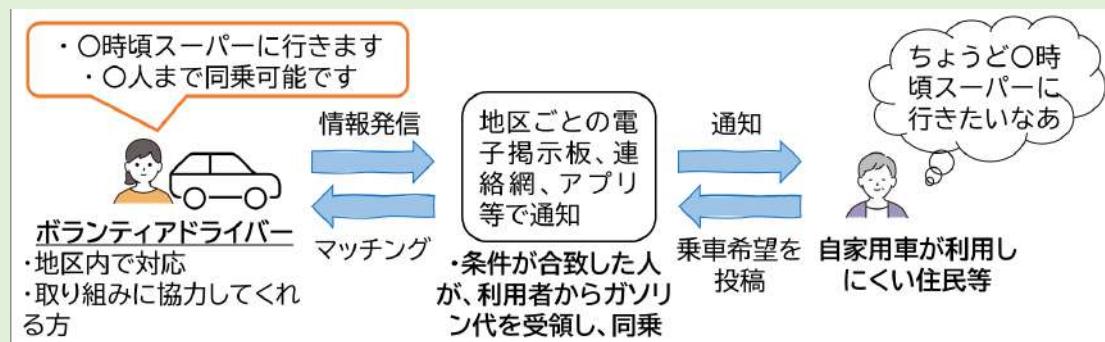


図 129 イメージ図

施策⑦-2：地域の輸送資源を活用した時間固定型の移動支援の仕組みの検討

- 現在、介護予防サービスの活動に際して、シルバー人材センターに送迎を依頼しています。
- 介護予防サービスの送迎の時間帯は、従来どおりとし、それ以外の時間帯は地域活動の送迎に対応するなど、空き時間を活用した移動支援の仕組みが考えられます。
- 具体的には、地域ふれあい事業等の自治会単位で実施する取り組みに対して、シルバー人材センターの登録ドライバーや観光関連等の関係団体の職員等のドライバーが地域住民等の送迎を行うといった方法が考えられます。
- 地域ふれあい事業以外については、自治会単位で目的を「買い物」「通院」に限定し、利用者の希望にあわせて曜日・時間を固定することで、予約等の手続きが外出のハードルとなり、外出行動に移りにくくなっている利用者が利用しやすい仕組みとし、外出を促進することが考えられます。
- 対象者や外出目的地等については自治会を主体として、意見を収集し、検討します。

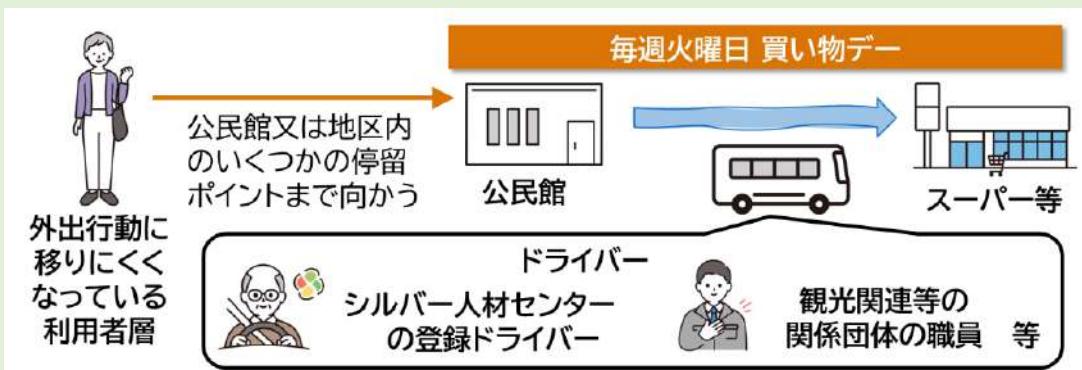


図 130 イメージ図

施策⑦-3：送迎サービスを活用した移動サービスの仕組みの検討

- 送迎サービス事業者の送迎車両や送迎専属ドライバー等の輸送資源の日中の空き時間を活用し、地域のふれあい事業の送迎や自治会ごとに定期開催するような買い物支援等の移動を担う仕組みの構築を検討します。

表 38 「空き時間の活用」の実施体制のイメージ

運営主体	・ 村の関係課や福祉関係の機関
ドライバー	パターン①：事業者の送迎専属ドライバー パターン②：一般ドライバーの雇用や他機関・団体のドライバーに委託 ・ 1種免許を持つ登録ドライバー ※ ヘルパーの資格を持つ方を優先的に登用することも考えられる ※ 介護の研修の受講を支援
運行車両	・ 事業者の送迎車両
運行資金	・ 送迎をお願いする団体が送迎を実施する機関（ドライバーを担当する機関）に委託費として支払う形を検討する

空き時間の送迎車等の活用
日中の空き時間等を活用し、地域ふれあい事業等の自治会を中心とした高齢者・障がい者の活動時の送迎に利用

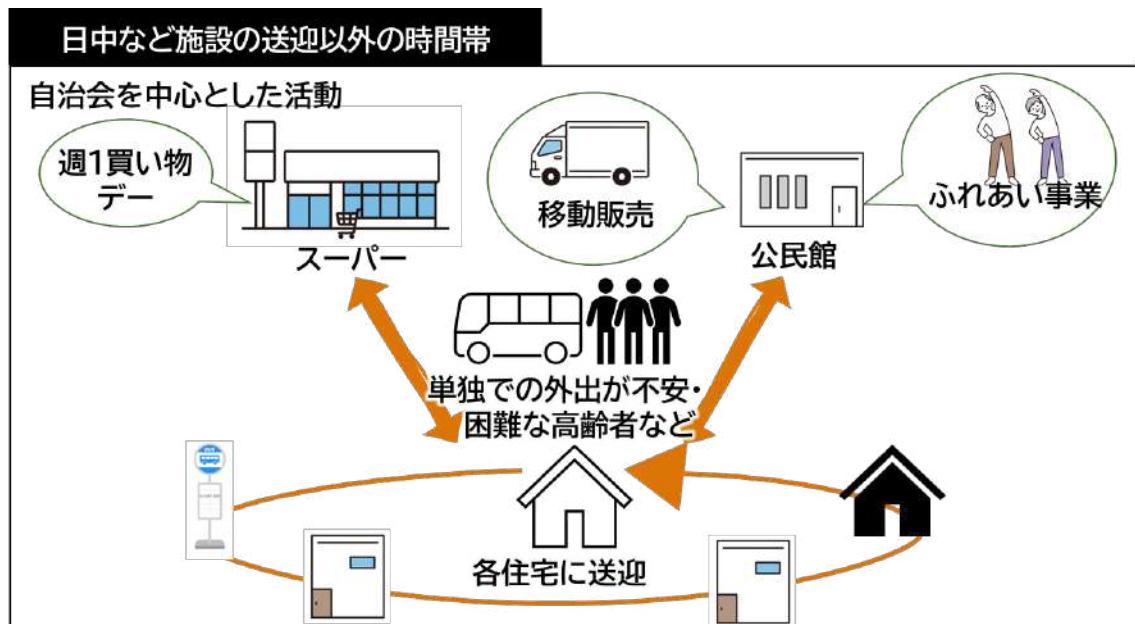


図 131 イメージ図(空き時間の活用)

参考事例

送迎サービス実施事業者の送迎車等の活用

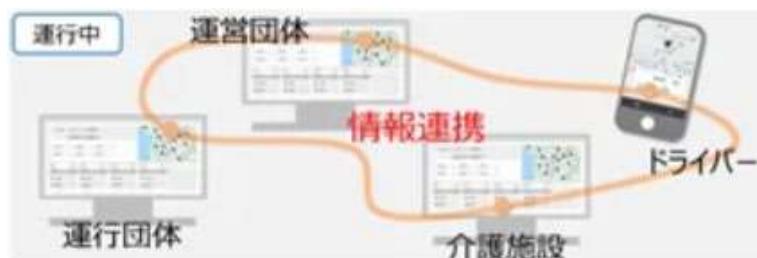
参考事例：千葉県我孫子市（福祉分野の送迎サービスを公共交通として活用）

- 市内の自動車教習所や病院、市の福祉施設への送迎のために運行しているバスの空席を活用して、高齢者や障がいをもつ方が買い物に利用できる外出応援事業を実施しています。

資料:我孫子市 HP

参考事例：滋賀県野洲市（共同送迎サービスと遊休車両の活用）

- 「福祉介護・共同送迎サービス ゴイッショ」は、「共同送迎サービス」を起点に介護人材不足の解消と高齢者の移動手段確保の実現を支援する仕組みです。
- 滋賀県野洲市では、複数の通所介護施設に通う利用者を共同で送迎する「共同送迎サービス」を実施するとともに、送迎用の遊休車両を活用した高齢者の買い物移動を支援する「つれだし隊」を実施しています。
- ダイハツ工業株式会社の運行管理システムを活用した野洲市との官民連携事業として実施しています。



資料:野洲市 HP、ダイハツ工業株式会社プレスリリース

[検討・解決すべき課題、留意すべき事項等]

- ✓ 送迎車の空き時間を活用した運行には工夫が必要となるため、運行を担う各事業者や社会福祉協議会、運行を依頼する各自治会との綿密な協議・調整が必要です。まずは、送迎車両の維持管理費や保険の適用、移動支援に関わる人材の配置といった仕組み（制度）の検討に向けて、関係部局や関係団体と運行内容等について協議を行うワーキンググループを設置し、具体的な運用に向けた協議・調整を推進する必要があります。
- ✓ 施策⑦-1のボランティア輸送については、安全確保や自動車保険加入状況、交通事故の際の責任の所在等について、利用者に十分に周知する必要があります。
- ✓ 一般ドライバーの確保に関しては、仕組みを広く周知することで参加者を募り、安心して参加できる環境の構築が必要です。
- ✓ 施策⑦-2「時間固定型」については、施策⑦-3と連携し、送迎サービス事業者がドライバーとして担う方法や送迎車の空き車両を活用することも考えられます。
- ✓ 施策⑦-3のような個別輸送の取組を先行して実施すると、利用者が当該サービスに集中し、施策⑥や⑦-2と競合する懸念があるため、利用が過度に偏らないよう、施策間の役割分担や実施時期、提供範囲を適切に調整しながら、導入を進める必要があります。
- ✓ 自治会単位の地域ふれあい事業において、活動に参加する高齢者の送迎をボランティアで担うなど、自治会の活動が活発な地域がある一方で、担い手不足が深刻な地域もあり、地域によって担い手の確保状況に差があることから、まずはモデル事業として、先行的に取り組みを行う地域を選定し、試行的に運用を行い、効果や課題等を見極めながら検討していく必要があります。
- ✓ また、実際に運行を開始する際は、これまでではなかった移動サービスを導入するものであるため、試行的な運行・運用を行うことで効果や課題等を見極めながら検討していくことが必要です。

表 39 施策の実施スケジュールと実施主体等(施策⑦)

実施内容	実施主体・役割分担	備 考
令和8年度 (2026)	・仕組み（制度）の検討 ・関係部局や関係団体との協議・調整、連携に向けた取り組みを推進 ・モデル事業として実施可能な自治会を選定し、実際の運用方法等についても協議	・ワーキンググループにおいて、関係部局や社会福祉協議会、送迎サービス実施事業者、関係団体・事業者、自治体と協議・調整しながら運行方法等を決定
令和9年度 (2027)	・施行的な実施	・関係団体が多岐にわたることから、運行内容等について協議を行うワーキンググループを設置し、協議・調整を実施
令和10年度 (2028)	・本格的な導入	・ボランティア輸送に関しては道路運送法に抵触しないよう十分な周知が必要 ・既存の公共交通と適正に連携・役割分担するものとなるよう調整が必要
令和11年度 (2029)		
令和12年度～ (2030～)		

7. 計画の推進・進捗管理

7-1. 施策展開のロードマップ

計画期間中は以下のスケジュールに基づいて施策展開を推進することとし、年度ごとの実施状況を確認するとともに、必要に応じてスケジュールの見直しを行います。



方向性	施策	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
[方向性①] 既存公共交通の利便性向上と持続性確保に向けた運行の最適化	①利用者の目的や移動時間帯ごとのニーズに合わせた護佐丸バスの運行効率化	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な運行ルートの再編案や運賃のあり方等について検討 交通事業者との協議 		・実証運行		<ul style="list-style-type: none"> 本格運行、系統の再編 利用状況などの確認、必要な改善策の検討・実施
	②決済方法の多様化	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 利用状況などの確認、必要な改善策の検討・実施 			・導入	
	③公共交通の利用促進に資する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 見守り環境構築に向けたサービスの導入可能性を検討 		<ul style="list-style-type: none"> 情報提供等のためのツールの作成 		<ul style="list-style-type: none"> 情報提供・利用促進施策等の展開 運行形態の見直しや新たな移動サービスの導入にあわせた情報の更新
[方向性②] 広域交通との連携強化	④沿道施設との連携による待合環境等の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> 待合環境の整備対象施設を検討 施設の事業者との協議・調整 	・協力施設への待合環境の整備			
	⑤広域交通との接続強化	<ul style="list-style-type: none"> 整備内容等の検討 道路管理者・交通管理者等との協議・調整 	・バス停の整備（随時）			
[方向性③] 多様な担い手による移動サービスの確保	⑥“ゆいまーる（相互扶助）”によるきめ細やかな移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスとの乗り継ぎを意識したダイヤの調整を検討 	・実証運行		<ul style="list-style-type: none"> 系統の再編と連動してダイヤを調整 本格運行 	
	⑦送迎サービス等の地域の輸送資源を活用した移動サービスの仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点とする場所や整備内容等の検討 道路管理者・交通管理者、周辺施設等、西原町、琉球大学、シェアサイクル事業者との協議・調整 		・交通結節点の整備		

7-2. 計画の実施および進行管理の体制

本計画の推進にあたっては、行政、住民、交通事業者、関係機関等と連携・協働しながら取り組むとともに、それぞれが適切な役割を分担します。

また、本計画の実施および進行管理は、住民代表、交通事業者、関係機関等から構成される「地域公共交通協議会」の管理のもとで実施しますが、本計画に位置づけた施策は、直ちに事業化を図るものだけでなく、施策化に向けた検討そのものが必要なものも含まれているため、単に事業の実施スケジュールを管理するのではなく、施策の検討・具体化・実施・評価を段階的に進める体制の構築が重要です。そのため、「検討・実施（事務局を主体とした検討、ワーキンググループ）→評価（幹事会）→とりまとめ・意思決定（協議会）」の三層構造による体制を構築し、施策の検討から評価、意思決定までを段階的に行うとともに、評価をふまえた改善や見直しを計画的に行います。

とりまとめ・意思決定

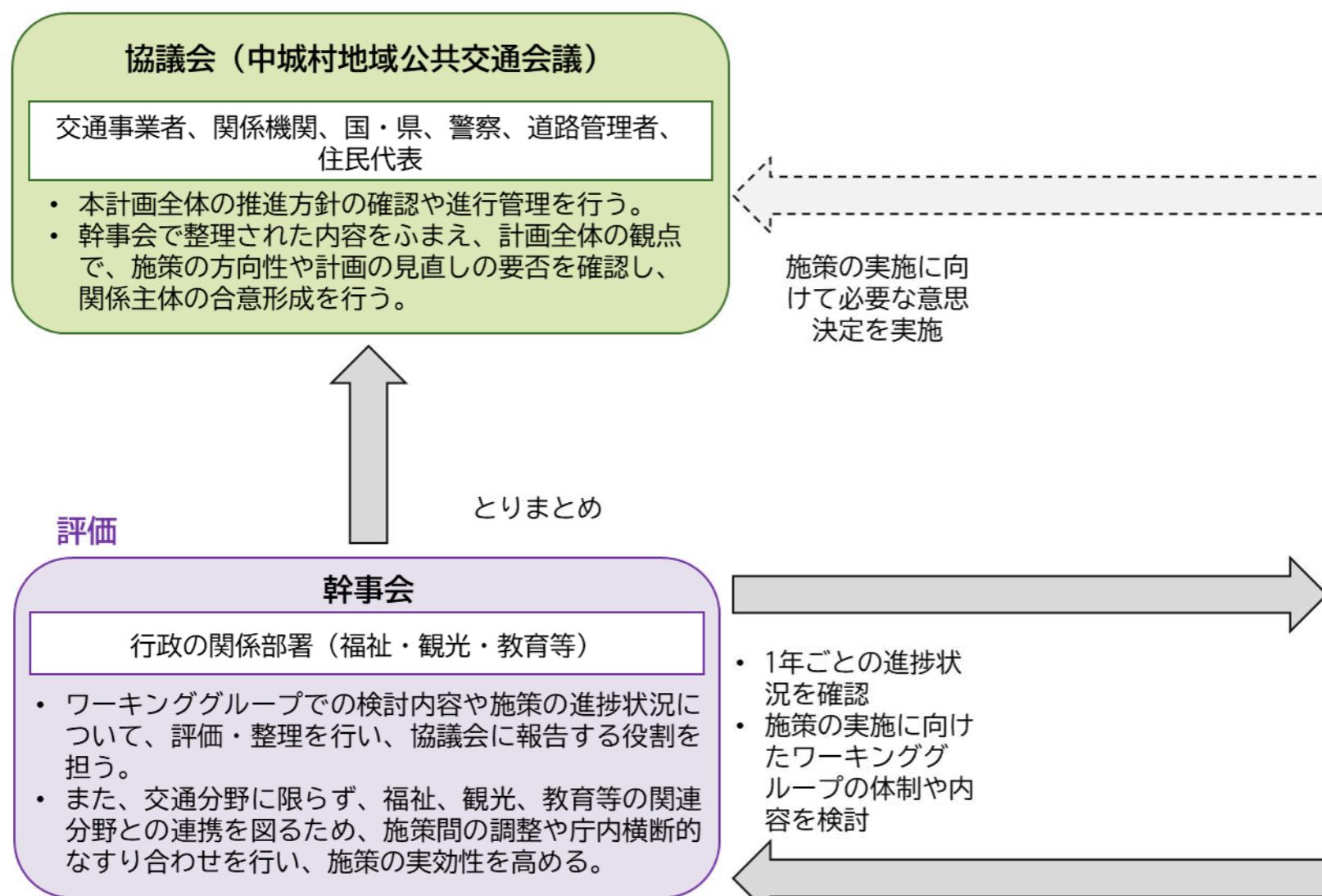


図 132 計画の実施および進行管理体制のイメージ

7-3. PDCAサイクルに基づく進捗管理

本計画に記載した施策については、7-1で示した「ロードマップ」に基づいて毎年度その実施状況を確認し、未実施の施策や遅延が発生している施策についてはその要因を把握・分析した上で、次年度以降の対応を検討・実施することにより、着実な施策展開・計画の実現化を推進します。

また、「目標の達成状況を評価する指標」についても、継続的なモニタリングを行い、必要に応じて計画の見直しを行うことで、計画の実効性を高めます。

なお、本計画におけるPDCAサイクルは、事務局を基本的な主体としますが、施策の実施状況および評価指標の確認を行う「評価（Check）」は、7-2で示す体制のうち、地域公共交通幹事会が担うものとします。

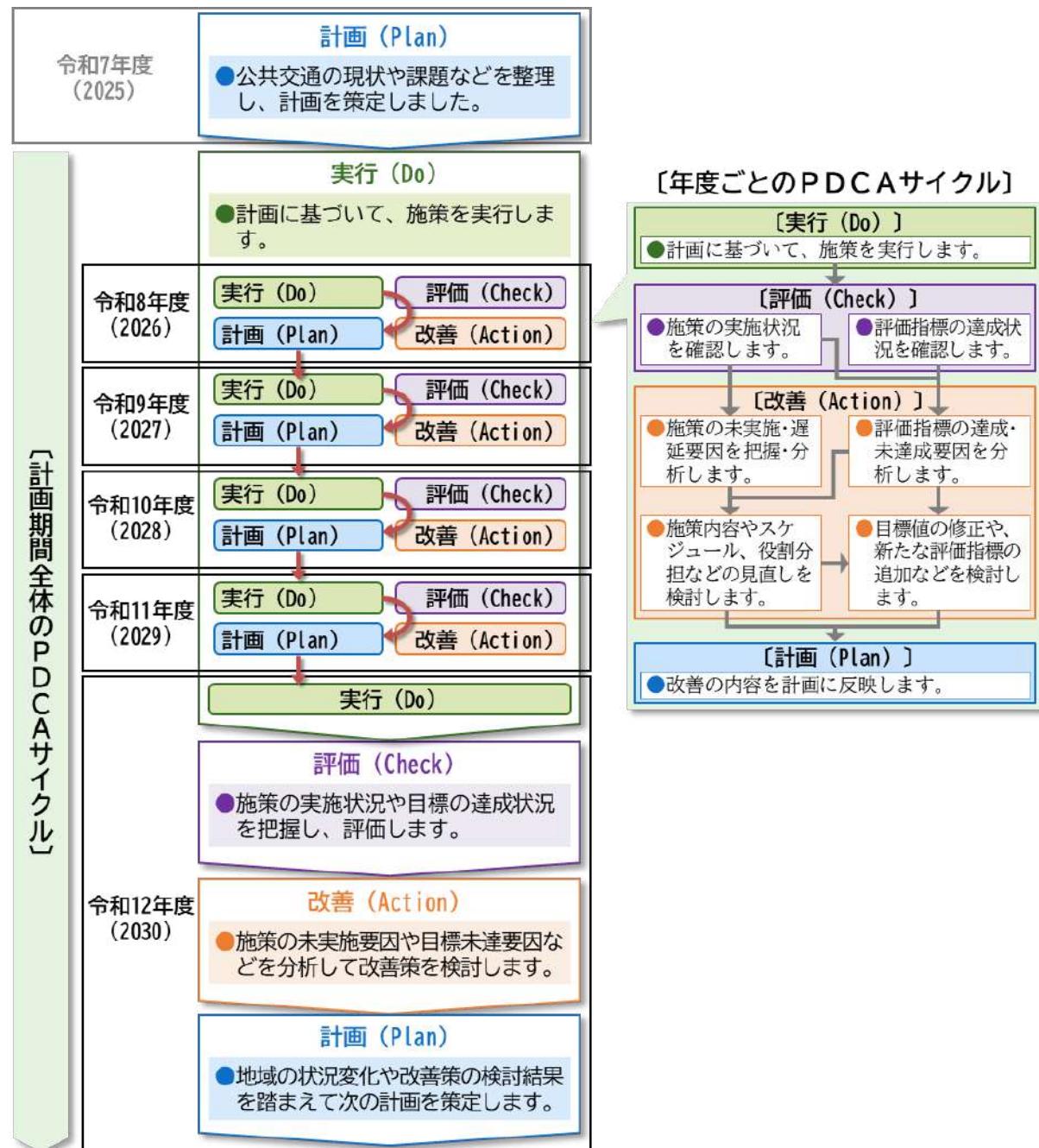


図 133 PDCAサイクルに基づく進捗管理

中城村地域公共交通計画

令和 8 年 3 月

発行：中城村地域公共交通協議会

（事務局：中城村企画課）

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1

電 話：098-895-2138 FAX：098-895-3048

E-mail：shuya-h@vill.nakagusuku.lg.jp